

津市上下水道庁舎給水車車庫改修工事

藤川設計株式会社

番号	図面名	番号	図面名	番号	図面名
	〈建築図〉	A-13	改修後 立面図		〈電気設備図〉
A-01	特記仕様書（１）	A-14	改修前 断面図（１）	E-01	電気設備特記仕様書（１）
A-02	特記仕様書（２）	A-15	改修後 断面図（１）・部分詳細図	E-02	電気設備特記仕様書（２）
A-03	特記仕様書（３）	A-16	改修前 断面図（２）	E-03	電気設備特記仕様書（３）
A-04	特記仕様書（４）	A-17	改修後 断面図（２）	E-04	電気設備 配置図
A-05	特記仕様書（５）	A-18	改修前 平面詳細図	E-05	照明器具姿図・分電盤結線図
A-06	特記仕様書（６）	A-19	改修後 平面詳細図	E-06	改修前・後 動力平面図
A-07	特記仕様書（７）	A-20	展開図（１）	E-07	改修前・後 電灯コンセント平面図
A-08	附近見取図・配置図・仮設計画図	A-21	展開図（２）		〈機械設備図〉
A-09	仕上表	A-22	天井伏図	M-01	機械設備特記仕様書（１）
A-10	改修前 平面図・屋根伏図	A-23	建具表	M-02	機械設備特記仕様書（２）
A-11	改修後 平面図・屋根伏図	A-24	鉄骨軸組図	M-03	機械設備 改修前 平面詳細図
A-12	改修前 立面図			M-04	機械設備 改修後 平面詳細図

工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称 津市上下水道庁舎給水車庫改修工事

II. 工事概要

1 工事場所	津市殿村 地内
2 敷地面積	18,277.65㎡
3 工事内容	
標名称	給水車庫
構造	鉄骨造
建築面積	489.26㎡
延べ面積	437.02㎡
工事項目	改修工事 改修床面積147.22㎡

III. 建築改修工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																					
1 一般共通事項	① 適用基準等	<p>1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官庁営繕部監修（令和4年版）</p> <p>2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官庁営繕部監修（令和4年版）</p> <p>3) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官庁営繕部監修（令和4年版）</p>																					
	② 施工条件	<p>施工方法及び検査に関する事項</p> <p>※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手すること。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※ 工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。 ※ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※ 高所等の施工箇所等で完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査（書類を含む）を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。</p>																					
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	<p>本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>○分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・有 ○ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・有 ○ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>・有 ○ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・有 ○ 無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他（土間コンクリート）</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>・引き渡しを要するもの ○ 無 ・ （ ） ・特別管理産業廃棄物 ・有（ ・PCBを含む機器類 ・廃油、廃酸、廃アルカリ ・ダイオキシン類 ・水銀を含む特別管理産業廃棄物 ・廃水銀等 ） 処理方法（ ） ○ 水銀使用製品産業廃棄物 ○ 有（ ○ 蛍光灯ランプ ・ HIDランプ ・ （ ） ） ・石綿含有成形板等解体時の留意点 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3. 飛散されない様にする。こと。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 ・現場において再利用を図るもの（ ） ○ 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材</p> <p>引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用	その他（土間コンクリート）	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用
工程	作業の有無	分別解体等の方法																					
造成等	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
基礎・基礎ぐい	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
上部構造部分・外装	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
屋根	・有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																					
建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																					
その他（土間コンクリート）	○ 有 ・ 無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																					

④ 建設副産物情報交換システムの利用	<p>受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手前及び 工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。</p>																																
⑤ 三重県産業廃棄物税	<p>本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。</p> <p>なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p> <p>・ 配置する</p>																																
6 電気保安技術者 (1.3.3)	<p>職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。</p>																																
⑦ 技能士 (1.7.2)	<p>調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による</p>																																
8 施工数量調査 (1.6.2)	<p>補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ）</p>																																
9 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	<p>1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物用木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。</p>																																
⑩ 建築材料等	<p>測定対象化学物質（●で示したものとす。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パラジクロロベン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>学校 教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>測定対象室及び測定個所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ） 測定方法（ ・ パッシブ法 ・ アクティブ法） 測定時期 ・ （ ） 報告書提出部数 2部</p> <p>改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。</p> <p>当繕工事写真撮影要領（国土交通大臣官庁営繕部（令和3年版））に従い撮影する。 提出部数1部 用紙は上質紙とする。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。</p> <p>作成する（ ○ 完成図 ○ 保全に関する資料 ・ （ ）） 完成図作図範囲（設計図を訂正） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原因サイズ）により提出すること。 ○ デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。 （A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板などで撮影すること。</p> <p>施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ○ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ○ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ○ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ</p> <p>施工図 ○ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。</p> <p>工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。</p> <p>工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p> <p>① 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ○ 本工事（ ○ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事 ） ・ 別途工事</p> <p>2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p> <p>労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。</p> <p>1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。</p>	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベン		学校 教育施設	●	●	●	●	●			住宅	●	●	●	●	●	●		その他	●	●	●	●	●	
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベン																										
	学校 教育施設	●	●	●	●	●																											
	住宅	●	●	●	●	●	●																										
	その他	●	●	●	●	●																											
⑫ 特別な材料の工法																																	
⑬ 騒音・振動の防止																																	
⑭ 工事写真 (1.2.4)																																	
⑮ 完成図等 (1.8.2) (1.8.3)																																	
⑯ 完成写真																																	
⑰ 設備工事との取合い																																	
⑱ 既存部分等への処置 (1.3.13)																																	
⑲ 事故の発生時																																	
⑳ 消防提出書類																																	
㉑ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置																																	
㉒ 不正軽油の使用の禁止																																	
㉓ 屋外広告物																																	

㉔ 石綿含有建材の調査 (1.5.1)	<p>○石綿含有建材の事前調査 調査範囲 ・ 図示（図面番号： ） ○（改修範囲） 貸与資料 ・ 既存の設計図書 ・ 石綿含有建材の調査報告書 ・ （ ） ・分析調査 分析対象 アクテノライト、アモサイト、アンフィライト、クリソタイト、クロソライト、トレモライト</p> <p>分析方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>定性分析法 JIS A 1481-1または JIS A 1481-2</th> <th>定量分析法 JIS A 1481-3または JIS A 1481-4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・箇所数()</td> <td>・箇所数()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・箇所数()</td> <td>・箇所数()</td> </tr> </tbody> </table> <p>サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・ 図面(図面番号：) ・ ()</p>	材料名	定性分析法 JIS A 1481-1または JIS A 1481-2	定量分析法 JIS A 1481-3または JIS A 1481-4		・箇所数()	・箇所数()		・箇所数()	・箇所数()																																																															
材料名	定性分析法 JIS A 1481-1または JIS A 1481-2	定量分析法 JIS A 1481-3または JIS A 1481-4																																																																							
	・箇所数()	・箇所数()																																																																							
	・箇所数()	・箇所数()																																																																							
② 仮設工事	<p>1 騒音・粉じん等の対策 (2.1.3)</p> <p>・ 防音パネル 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ） ・ 防音シート 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）</p> <p>2 足場 (2.2.1) (表2.2.1)</p> <p>設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>内部足場の種別（参考） ○ 脚立 ○ 棚足場 ・ その他（ 枠組み本足場 ） 外部足場の種別（参考） ○ 手摺先行据置枠組本足場 ・ 移動足場 ・ 高所作業車 ・ その他（ 枠組み本足場 ）</p> <p>外部足場設置範囲（参考） ○ 外部改修部 ・ 設備改修部 ・ 昇降用 ・ 転落防止用 防護シート等による養生 ○ 適用する ・ 適用しない</p> <p>足場（つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る。）の組立て後、市監督員立ち会いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。</p> <p>1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参照書」に必要な資格を有する者 3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者</p> <p>3 既存部分の養生 (2.3.1)</p> <p>既存部分の養生 ・ 図示（図面番号： ） 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法（ ） 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ・ 行わない</p> <p>4 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)</p> <p>屋内の仮設間仕切り ・ A種 ・ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・ （ ） せっこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ （ ） 合板又はせっこうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない 設置箇所 ・ 図示（図面番号： ） 仕様 ・ 合板張り木製扉 ・ （ ）</p> <p>5 監督員事務所 (2.4.1)</p> <p>・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する ・ 設置しない 監督員事務所の規模(単位:m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用規模</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監督員事務所の仕上げ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部 位 等</td> <td colspan="5">仕 上 げ</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td colspan="5">合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td colspan="5">合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td colspan="5">塗溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調査ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 監督員事務所の設備・備品等 (2.4.1)(2)(7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話 FAX</th> <th>冷暖房機器</th> <th>インターネット</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 仮設便所</p> <p>構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない</p> <p>8 工事用水</p> <p>構内既存の施設 ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償 ） ・ 利用できない</p> <p>9 工事用電力</p> <p>構内既存の施設 ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償 ） ・ 利用できない 有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。</p> <p>⑬ 交通誘導警備員</p> <p>配置 ○ 図示（図面番号： A-08 ）</p>	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	監督員事務所の仕上げ						部 位 等	仕 上 げ					床	合板張り又はビニール床シート張り					内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り					屋根	塗溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調査ペイント塗り					種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																																																				
監督員事務所の仕上げ																																																																									
部 位 等	仕 上 げ																																																																								
床	合板張り又はビニール床シート張り																																																																								
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り																																																																								
屋根	塗溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調査ペイント塗り																																																																								
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																																																				
数量	組	台	個	個	個																																																																				
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																																																				
数量	足	着	個	個	台																																																																				
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																																																				
数量	個	個	台	台	台																																																																				

[原図A2]

工事名称 ★ 津市上下水道庁舎給水車庫改修工事	図面名称 ★ 特記仕様書（1）	縮尺 ★	日付 ★	訂正 ★	担当 ★	承認 ★	備考 ★	藤川設計株式会社 一級建築士大臣登録117471号 田中 保雄	A-01
----------------------------	--------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------------------------------------	------

3 防水改修工事

Table with 4 columns: 工法, 種別, 施工箇所, 仕上塗料. Includes sections for 1 アスファルト防水, 2 改質アスファルトシート防水, 3 合成高分子系ルーフィングシート防水, 4 塗膜防水, 5 既存防水層表面の仕上塗料の除去.

Table with 4 columns: 種類, 材種, 施工箇所. Includes sections for 6 シーリング, 7 とい, 8 アルミニウム製笠木, 4 外壁改修工事.

Table with 4 columns: 種類, 材種, 施工箇所. Includes sections for 9 改修工法等, 10 外壁改修工事 (continued), and a table for 施工箇所, 形状, 寸法, 耐滑り性, 標準・特注色の別, 耐凍害性の有無.

[原図A2]

4	塗り仕上げ (4.5.2) (表4.5.1(その1) (その2))	種類	呼び名	仕上げ形状	工法
		薄付け仕上塗材	外装薄塗材E	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状	吹付け
				・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状	こて ローラー
		厚付け仕上塗材	外装厚塗材C	・ 吹放し ・ 凸部処理	吹付け
				・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし	こて
		複層仕上塗材	外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材E	・ 吹放し ・ 凸部処理	吹付け
				・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し	こて ローラー
		可とう形改修用 仕上塗材	可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材CE	・ ゆず肌状	ローラー
				・ 平たん状 ・ さざ波状 ・ ゆず肌状	ローラー 吹付け
		(4.6.2) (表4.6.1) (表4.5.2)	外装厚塗材Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 材所要量 (kg/m ²)	・ マスチック塗材塗り ・ A種 ・ B種	
複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類					
(表4.7.1)	外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法	種類	溶媒種類	外 観	
		・ アクリル系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ 艶有 ・ 艶無	・ メタリック ・ 艶無
(4.5.4)	既存塗膜等の除去及び下地処理	工 法	処理範囲		
		・ サンダー工法 ・ 高圧水洗工法 ・ 塗膜はく離剤工法 ・ 水洗い工法 (・ 高圧ポンプ (10~15MPa) ・ デッキブラシ)			
(4.5.5)	下地調整	・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ()			
		外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法			
5	1 改修工法 (5.1.3)	・ かぶせ工法 ・ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法			
		・ 撤去工法 ・ はつり工法 ・ 引抜き工法			
2	2 防火戸 (5.1.4)	・ 例示仕様 ・ 個別認定 (認定番号:) ・ 自動閉鎖機構 ・ 図示 (図面番号: A-23)			
		・ 製作する ・ 製作しない			
3	3 見本の製作 (5.1.5)	・ 図示 (図面番号:)			
		・ 再使用する ・ 再使用しない			
4	4 アルミニウム製 建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1) (表5.2.2)	外部建具の性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種			
		・ 枠の見込み寸法 ・ 70mm ・ () ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級) ・ 結露水の処理方法 ・ 図示 (図面番号:)			
5	5 アルミニウム製 建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1) (表5.2.2)	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種類			
		・ 外部に面する建具 (過酷な環境の屋外) ・ BA-1 ・ BA-2 ・ () ・ 外部に面する建具 (一般的な環境の屋外) ・ BB-1 ・ BB-2 ・ () ・ 内部に面する建具 ・ BC-1 ・ BC-2 ・ ()			

7	7 網戸 (5.2.3) (5)	・ 可動式 ・ 固定式 防虫網の材質 ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス (SUS316) 製 網目 ・ 16メッシュ ・ 18メッシュ			
		外部に面する樹脂製建具の性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種			
8	8 樹脂製建具 (5.3.2)~(5.3.5) (表5.3.1)~ (表5.3.3)	・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ガラス ・ 複層ガラス ・ () 建具枠見込寸法 ・ 図示 (図面番号:) 水切り ・ 図示 (図面番号:) ぜん板 ・ 図示 (図面番号:) 丁番 ・ 改修標準仕様書 (表5.7.3) による ・ 図示 (図面番号:)			
		鋼製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級)			
9	9 鋼製建具 (5.4.2)	鋼製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級)			
		鋼製軽量建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級) 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号:) ・ 改修標準仕様書5.4.2による			
10	10 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2) (2) (5.5.4) (5.6.3) (1) (5.2.3) (1)	鋼製軽量建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級) 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号:) ・ 改修標準仕様書5.5.1による			
		表面仕上げ ・ 塗装 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板 (・ HL ・ 鏡面) ・ ()			
11	11 ステンレス製 建具 (5.6.2) (5.4.2)	ステンレス製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級) ・ 耐震ドアセット (等級)			
		材料 ・ SUS304 ・ ()			
12	12 木製建具 (5.7.2) (5.7.3)	含水率 ・ A種 ・ B種 ・ フラッシュ戸 表面材 ・ () 厚み ・ 改修標準仕様書5.7.6 ・ () 表面材の品質等 ・ 改修標準仕様書5.7.2(2) (イ) (a)~(c) ・ () ・ MDF 表表面の状態による区分 ・ () ・ 曲げ強さによる区分 ・ () ・ 接着剤による区分 ・ () ・ 難燃性による区分 ・ ()			
		・ 引戸の召合せかまをいんろう付きとする かまち戸 見込み寸法 ・ 36mm ・ () かまち及び鏡板の樹種 ・ () ふすま 見込み寸法 ・ 19.5mm ・ () 種別 ・ I種 ・ II種 ふすま紙の上張り種類 ・ () 縁の仕上げ ・ () 戸ぶすま 見込み寸法 ・ 30mm ・ () 表面材 ・ () 厚み ・ 改修標準仕様書5.7.6 ・ () 表面材の品質等 ・ 改修標準仕様書5.7.2(2) (イ) (a)~(c) ・ () ・ MDF 表表面の状態による区分 ・ () ・ 曲げ強さによる区分 ・ () ・ 接着剤による区分 ・ () ・ 難燃性による区分 ・ ()			
13	13 木製建具 (5.7.2) (5.7.3)	・ 紙張り障子 見込み寸法 ・ 30mm ・ ()			
		枠及びくづりの材料 ・ ()			
14	14 自動ドア開閉 装置 (5.9.2) (5.9.3) (表5.9.4) (5.9.3) (9)	金物の見え掛かり部等の材質等 ・ 改修標準仕様書 (表5.8.1) による ・ 図示 (図面番号: A-23)			
		マスターキー ・ 製作する (・ 製作しない) 引渡用鍵箱 ・ 必要 (・ 不要)			
15	15 自動ドア開閉 装置 (5.9.2) (5.9.3) (表5.9.4) (5.9.3) (9)	駆動装置及び検出装置の性能値 (・ 車椅子使用者用便所出入口用) ・ 図示 (図面番号:)			
		引き戸用検出装置の種類 ・ 図示 (図面番号:)			
16	16 凍結防止措置 (5.9.3) (9)	凍結防止措置 ・ あり ・ なし			

5	5 自閉式上吊り 引戸装置 (5.10.3)	自閉式上吊り引戸装置の性能値 ・ 改修標準仕様書 (表5.10.1) による ・ ()			
		種類 ・ 管理用シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター			
6	6 重量シャッター 一 (5.11.2)	耐風圧強度 (4,000Pa以上)			
		開閉機能 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式			
7	7 軽量シャッター 一 (5.12.2) (表5.12.1) (5.12.3) (5.12.4)	管理用重量シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない ・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ・ ()			
		開閉形式 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 手動式			
8	8 オーバーヘッド ドア (5.13.2)	耐風圧強度 (Pa以上)			
		スラットの材質及び形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 ・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ () JIS G 3322 ・ AZ90 ・ ()			
9	9 板ガラス (5.14.2) (1) (5.14.3)	型式及び機構 セクション材料 ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバークラスタイプ			
		耐風圧強度 (Pa以上)			
10	10 ガラス留め材 (5.14.2) (2)	開閉方式 ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式			
		収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形			
11	11 ガラス清の寸 法、形状等 (5.14.3)	ガイドレール ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板			
		・ 図示 (図面番号:)			
12	12 ガラスブロック 積み (5.14.5)	・ シーリング ・ ガasket ()			
		・ 図示 (図面番号:) ・ 建具の製造所の仕様による			
13	13 ガラスブロック 積み (5.14.5)	化粧カバー ・ 図示 (図面番号:) 工法 ・ 図示 (図面番号:) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。			
14	14 一般事項 (6.1.3) (2)	既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲			
		改修部分 ・ 天井 ・ 図示 (図面番号:) ・ 壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ 床 ・ 図示 (図面番号:)			
15	15 天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 (6.1.3) (3)	天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()			
		天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()			
16	16 既存床撤去、下 地補修 (6.2.2) (1) (7)	既存床仕上げ材の除去等 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ・ 行う ・ 行わない			
		合成樹脂塗材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法			
17	17 改修後の床の清掃範囲 (6.2.2) (3)	改修後の床の清掃範囲 ・ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲 ・ ()			
		既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法 ・ ()			
18	18 木下地等 (6.5.2) (1) (4) (表6.5.1)	木材の含水率 (工事現場搬入時、質量比)			
		部材名称 種 別 下地材 ・ A種 ・ B種 造作材 ・ A種 ・ B種			
19	19 製材 (6.5.2) (2) (7)	製材 「製材の日本農林規格」による製材			
		部位 樹種・寸法・形状 等級 含水率 保存処理 材面の品質			
20	20 針葉樹製材 (6.5.2) (2) (7)	下地用 針葉樹製材 造作用 針葉樹製材 広葉樹製材			
		・ 図示 (図面番号:) ・ 図示 (図面番号:) ・ 図示 (図面番号:) ・ 図示 (図面番号:)			

(6.5.2)(2)(4) 「製材の日本農林規格」以外の製材
 (6.5.2)(2)(9) 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率 ・ 図示 (図面番号:)
 (表6.5.2) 造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ()
 樹種

部 位	樹 種	県 産 材

(5.5.6)(1)~(5.5.9)(1)

(6.5.2)(3)(7) 造作用集材材
 「集材材の日本農林規格」による造作用集材材

部 位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚 さ
造作用集材材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)	
化粧ばり造作用集材材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)	・ ()
化粧ばり構造用造作用集材材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)	・ ()

(6.5.2)(3)(4) 「集材材の日本農林規格」以外の製材
 樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 (図面番号:)
 含水率 ・ 1.5%以下 ・ ()

(6.5.2)(4)(7) 造作用単板積層材
 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

部 位	品 名 ・ 寸 法	表 面 の 品 質	防 虫 処 理
造作用単板積層材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()

(6.5.2)(4)(4) 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材
 寸法、表面の品質、防虫処理 ・ 図示 (図面番号:)
 含水率 ・ 1.4%以下 ・ ()

(6.5.2)(5) 「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板
 品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法 ・ 図示 (図面番号:)

(6.5.2)(6) ・ 合板等

品名(品目)	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚 さ

(6.5.3)(1) 接合具等
 造作材化粧面の釘打ち ・ 隠し釘打ち ・ ()

(6.5.3)(2) 諸金物
 形状、寸法及び材質 ・ 図示 (図面番号:)

(6.5.5)(1) ・ 防腐、防蟻処理
 適用部位 図示 (図面番号:)
 保存処理性能区分 ()
 薬剤の塗布等の処理方法 ()
 附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤 ・ 適用する () ・ 薬剤の種類 () ・ 適用部材 ()
 ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理 ()

(6.5.5)(2) ・ 防虫処理
 ・ 図示 (図面番号:)

5 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)

形式及び寸法
 ・ 屋外 ・ 図示 (図面番号:)
 ・ 耐震天井 ・ 図示 (図面番号:)
 ・ ふところ≧3.0m ・ 改修標準仕様書(6.6.4)(8) ・ 図示 (図面番号:)

(6.6.4) 既存埋込みインサート
 使用する ・ 使用しない (※使用する場合は、確認試験を行う)
 既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験
 ・ 行う (図示 (図面番号:)) ・ 行わない (確認試験の箇所数 ()箇所) ・ 確認強度 ()
 耐震性・耐風圧性を考慮した補強
 ・ 図示 (図面番号:)

6 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)

7 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り (6.8.2) (6.8.2)(1) (6.8.2)(2)

材料
 ・ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】

種類の記号	色柄	厚 さ	備 考
FS	無地	2.0mm	

(6.8.2)(2) ・ ビニル床タイル【JIS A 5705 (ビニル系床材)】

種類の記号	色柄	寸 法	厚 さ	備 考
KT			2.0mm	

(6.8.2)(3)(7)(4) ・ 帯電防止床シート又は床タイル

種 類	性 能	寸 法	厚 さ	備 考

(6.8.2)(3)(9) ・ 視覚障害者用床タイル

種 類	形 状	備 考
ビニル床タイル	300×300×7.0mm	

(6.8.2)(3)(4) ・ 耐動荷重性床シート

種 類	厚 さ	備 考

(6.8.2)(3)(4)(6) ・ 防滑性床シート又は床タイル

種 類	寸 法	厚 さ	備 考

(6.8.2)(5) ・ ゴム床タイル

種 類	色 柄	寸 法	厚 さ	備 考

(6.8.3)(1) 工法
 下地 ・ モルタル塗り ・ セルフレベリング材塗り ・ 木下地 ・ その他 ()

(6.8.3)(2)(9) ビニル床シート張り
 熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない

8 カーベツト敷き (6.9.2)(1) (表6.9.1)

・ 織じゅうたん

種 別	糸の種類	パイルの形状	帯電性	品質の程度	色 柄
・ A種	・ ソモ	・ カットパイル	・ 人体帯電圧 3KV以下	・ ()	・ 無地
・ B種	・ 絨糸	・ ループパイル	・ ()	・ ()	・ 柄物
・ C種	・ ()	・ カット、ループ併用	・ ()		

品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)

(6.9.2)(2) (表6.9.2) ・ タフテッドカーベツト

パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工 法	品質の程度
・ カットパイル		・ 人体帯電圧 3KV以下	・ 全面接着工法	・ ()
・ ループパイル		・ ()	・ グリッパー工法	・ ()
・ カット、ループ併用		・ ()		

(6.9.2)(3) (表6.9.2) ・ タイルカーベツト

種 類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
	・ カットパイル	・ 500×500	・ 6.5	・ ()
	・ ループパイル	・ ()	・ ()	・ ()

(6.9.2)(4) 下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8mm ・ ()
 (6.9.2)(5) 見切り、押え金物 ・ 適用する (材質、種類及び形状 ・ 図示 (図面番号:))

(6.9.3)(3) 織じゅうたんの接合法
 ・ ヒートボンド工法 ・ ()

(6.9.3)(5) タイルカーベツトの敷き方

平 場	市松敷き	模様流し	()
	・ 市松敷き	・ 模様流し	・ ()
	・ 市松敷き	・ 模様流し	・ ()

9 合成樹脂塗床 (6.10.3)(2)(a) (表6.10.4) (6.10.3)(2)(b) (表6.10.5)~(表6.10.8)

弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工種
 ・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ

エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類
 ・ 薄膜流しの仕上げ (・ 平滑 ・ 防滑) ・ 厚膜流しの仕上げ (・ 平滑 ・ 防滑)
 ・ 樹脂モルタル仕上げ (・ 平滑 ・ 防滑) ・ 薄膜型塗床仕上げ (・ 平滑)

10 フローリング張り (6.11.4) (表6.11.2)

・ 釘留め工法

材 料	種 別	樹 種
・ フローリングボード (根太張用)		・ なら
・ 複合フローリング (根太張用)	・ A種	・ ()
	・ B種	
	・ C種	

防湿処理 ・ 図示 (図面番号:)

(6.11.5) (表6.11.5) (表6.11.6) ・ 接着工法

材 種	樹 種	厚 さ	大 小
・ フローリングボード (直張用)			
・ フローリングブロック (直張用)	・ なら		
・ 複合フローリング (直張用)	・ ()		
・ A種	・ B種	・ C種	

緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示 (図面番号:)

(6.11.6) 塗替え
 下地調整 ・ ()
 塗装
 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (1液形、B種)
 ・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り
 ・ 生地のままワックス塗り
 ・ ()

11 畳敷き (6.12.2) (表6.12.1)

12 セッコウボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2) (表6.13.1)

材 種	種 別	厚 さ (mm)
○ セッコウボード		壁 ○ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃)
		天井 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃)
・ 化粧セッコウボード	・ トラバーチン模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)
	・ 木目模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準不燃)
・ ロックウール化粧吸音板	・ 普通	・ 9() ・ ()
	・ 立体模様	・ 9() ・ ()
○ けい酸カルシウム板	○ タイプII 0.8FK	○ 6 ○ 12
○ 強化セッコウボード		○ 15(不燃)

(6.13.3)(4)(9) 合板類の張付け
 ・ A種 ・ B種

(6.13.3)(6)(7) (表6.13.5) セッコウボードの目地工法
 ・ 継目処理 ○ 突付け ・ 目透し

13 壁紙張り (6.14.2)

施 工 箇 所	種 類	防 火 性 能
		・ 不燃 ・ 準不燃
		・ 不燃 ・ 準不燃
		・ 不燃 ・ 準不燃

14 モルタル塗り (6.15.3) (6.15.5) (6.15.6)

モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料
 既製目地材 ・ 使用する (形状:)
 床の目地 ・ 図示 (図面番号:)
 下地処理 ・ 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超 図示 (図面番号:)

15 タイル張り (6.16.2) (6.16.3)

伸縮調整目地位置 ・ 図示 (図面番号:)

タイルの種類

施 工 箇 所	工 法	種 類	形 状 寸 法	耐 滑 り 性	う ね ぐ す り	役 物	標 準 ・ 特 注 色 の 別	耐 凍 害 性 の 有 無

(6.16.3)(2) 試験張り ・ 行う ・ 行わない
 見本焼き ・ 行う ・ 行わない
 既調合モルタル ・ 使用できる ・ 使用できない

16 セルフレベリング材塗り (6.17.2) (6.17.3)

・ セッコウ系 ・ セメント系
 塗厚 () mm

17 断熱材 (9.5.2)

断熱材打込み工法

種 類	種 別	厚 さ (mm)	施 工 箇 所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・ 押出法ポリスチレンフォーム			
・ A種硬質ウレタンフォーム			
・ フェノールフォーム			

(9.5.3) 断熱材現場発泡工法 (吹付硬質ウレタンフォーム)

種 類	厚 さ (mm)	施 工 箇 所
・ A種 1		・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドりの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
・ A種 1H	・ ()	・ ()
・ ()		・ ()

7 塗装改修工事

1 材料 (7.1.3)
 ○ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
 ・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所:)

2 下地調整 (7.2.1~7.2.7) (表7.2.1)~(表7.2.7)

既存塗膜の除去範囲 (塗り替えでRB種の場合)
 ・ 図示 (図面番号:)

種別

下 地	種 別	ひび割れ部の補修
・ 木部	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
○ 鉄鋼面	・ RA種 ○ RB種 ・ RC種	
・ 亜鉛めっき鋼面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
・ モルタル、プaster面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ コンクリート、ALCパネル面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ コンクリート、押出成形セメント板面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ セッコウボード、その他ボード面	・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	

3 素地ごしらえ (7.3.1~7.3.7) (表7.3.1)~(表7.3.7)

種別

下 地	種 別
・ 木部	・ A種 ・ B種
○ 鉄鋼面	・ A種 ○ B種
・ 亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種
・ モルタル、プaster面	・ A種 ・ B種
・ コンクリート、ALCパネル面	・ A種 ・ B種
・ コンクリート、押出成形セメント板面	・ A種 ・ B種
○ セッコウボード、その他ボード面	・ A種 ○ B種

4 錆止め塗料塗り (7.4.2) (7.4.3) (表7.4.3)~(表7.4.5)

錆止め塗料種類
 鉄鋼面 ・ A種 ○ B種
 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種

錆止め塗料塗り種類
 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ○ C種
 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種

5 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) (7.5.3~7.5.4) (表7.5.1)~(表7.5.3)

塗料種類 ・ 1種 ・ ()

種別

下 地	種 別
・ 木部	・ A種 ・ B種 ・ C種
・ 鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種
・ 亜鉛めっき鋼面	・ A種 ・ B種 ・ C種

6 クリヤラッカー塗り(DL) (7.6.2) (表7.6.1)

種別
 木部 ・ A種 ・ B種

原図A2

8 の 1 耐震改修工事 共通事項	7 アクリル樹脂系 非水分散形塗料 (NAD) (7.7.2) (表7.7.1)	種別 ・ A種 ・ B種
	8 耐候性塗料塗り (DP) (7.8.2)~ (7.8.4) (表7.8.1)~ (表7.8.3)	上塗り等級 () 1級 (フッ素系) ・ 2級 (シリコン系) ・ 3級 (ポリウレタン系) 下地 種別 コンクリート面及び ・ A-1種 ・ A-2種 押出成形セメント板面 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種
	9 つや有合成樹脂 エマルジョンペ イント塗り (EP-G) (7.9.2)~(7.9.5) (表7.9.1)~ (表7.9.4)	種別 下地 コンクリート、モルタル、 ・ A種 () B種 () C種 () プaster、せっこうボード、 しみ止め () その他ボード面 木部 (屋内) ・ A種 ・ B種 ・ C種 鉄鋼面 (屋内) ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 (屋内) ・ A種 ・ B種 ・ C種
	10 合成樹脂エマ ルジョンペ イント塗り (EP) (7.10.2) (表7.10.1)	種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ()
8 の 2 耐震改修工事 撤去工事	11 ウレタン樹脂 ワニス塗り (UC) (7.11.2) (表7.11.1)	種別 ・ A種 ・ B種 工程1の着色 ・ 適用する ・ 適用しない
	12 ステイン塗り (OS) (7.12.2) (表7.12.1)	種類 ・ ビグメントステイン塗り ・ オイルステイン塗り オイルステイン塗りの工程、塗料 ()
	13 木材保護塗料 塗り (WP) (7.13.2) (表7.13.1)	種別 ・ A種 ・ B種
8 の 2 耐震改修工事 撤去工事	8 (一般事項) 1 適用範囲 (8.1.1) (8.1.2)	工事内容 ・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・ 鉄骨ブレースの設置工事 ・ 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・ 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 柱補強工事 (連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 工事種別 ・ 鉄筋工事 ・ あと施工アンカー工事 ・ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ 免震改修・制振改修工事 ・ 土工事及び地業工事
	1 既存部分の撤去 等 (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.4)	撤去の範囲 (8.21.2) ・ 図示 (図面番号:) ・ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ・ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分 () 既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置 本工事の範囲 (8.4.2) ・ 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分 (8.4.3) ・ 設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。 () 撤去範囲 図示 (図面番号:) 既存構造体の撤去 (8.21.2) 撤去範囲 () 図示 (図面番号: A-23、24) (8.22.2) はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 (8.23.2) (8.24.4) 既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断 鉄筋の切断 適用 ・ 既存鉄筋は切断せず残す ・ 図示 (図面番号:) ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし ・ コンクリートの撤去範囲の周囲 ・ 図示 (図面番号:) より一定長さを残し切断する ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし ・ コンクリート撤去範囲の鉄筋は ・ 切断せず残す範囲を除く撤去する既 切断する ・ 存鉄筋コンクリートの範囲 ・ () はつりだした鉄筋の処置 (8.9.1) ・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。 (8.9.2) (表8.9.1) () はつりだした鉄骨の処置 (8.1.4) ・ 発泡スチロール等で養生する。 (表8.1.4) (表8.1.5) ()

8 の 3 耐震改修工事 鉄筋工事	(既存部分の処理) 3 既存構造体コ ンクリート面 の 目荒らし (8.21.3) (8.22.3) (8.23.3)	既存構造体コンクリート面の目荒らし 目荒らし程度 ・ 平均深さ2~5mmで最大深さ5~7mm程度の凹面を、打継ぎ面の15~30%程度の面積となるように施す。 ・ 図示 (図面番号:)
	1 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による 種別 ・ SD295 径(mm) ・ SD345 D10 ・ SD390 ・ ()
	2 溶接金網 (8.2.2)	網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法 鉄線の径(mm)
	3 加工 (8.3.2)	90°未端の折曲げの内法直径 図示 (図面番号:)
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	4 鉄筋の継手及び 定着 (8.3.4)	径 部位 重ね継手 () D 16以下 ガス圧接 () D 19以上 主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ・ 改修標準仕様書(8.3.4)(3)(7)による ・ 図示 (図面番号:) 継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示 (図面番号:) 先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所設置 鉄筋の定着長さ ・ 改修標準仕様書(表8.3.4)による ・ (表8.3.4)のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 図示 (図面番号:) ・ 図示 (図面番号:) 機械式定着工法 適用箇所 () 種類 () 帯筋組立の形、継手及び定着 ・ 図示 (図面番号:) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ () mm 図示 (図面番号: A-15、17、21) 圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない 割裂補強筋の適用 種類 材料 材種 径 本数・ピッチ 適用箇所 ・ スパイラル筋 ・ 鉄筋コンクリート用 ・ R235 ・ () ・ 6Φ ・ () ・ 9Φ ・ () ・ () ・ () ・ スパイラルのピッチ(mm) ・ () ・ はしご筋 ・ 鉄筋コンクリート用 ・ 棒鋼(異形鉄筋) ・ () ・ 295 ・ () ・ 10 ・ () ・ 壁内方向筋 ・ () ・ 壁面外方向筋 ・ () 機械式継手 種類 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 施工完了後の継手部の試験 () 不合格となった継手部への措置等 () 溶接継手 工法 () 適用箇所 () 性能 () 鉄筋相互のあき () mm 圧接完了後の溶接部の試験 () 不合格となった溶接部への措置等 ()
	5 鉄筋のかぶり厚 さ及び間隔 (8.3.5) (表8.3.6)	鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ () mm
	6 各部配筋 (8.3.8)	図示 (図面番号: A-15、17、21)
	7 ガス圧接 (8.3.8)	圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	(コンクリート工事一般事項) 1 コンクリートの 種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4)	コンクリートの種類 ・ I類 ・ II類 普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _c [N/mm ²] 適用範囲 気乾単位 容積質量 スランプ ・ 24 () 18 壁 ・ 2.3t/m ³ 程度 S18 ・ () 軽量コンクリートの設計基準強度 設計基準強度F _c [N/mm ²] 種類 適用箇所 気乾単位 容積質量 スランプ ・ 36 () 1種 () () ・ () 2種 () ()
	2 構造体コンクリ ートの仕上げ (8.1.4) (表8.1.4) (表8.1.5)	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種類 ・ A種 () B種 () C種 () コンクリートの仕上の平たんさ ・ a種 ・ b種 ・ c種

8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	(コンクリート) 3 コンクリートの 材料 (8.2.5) (表8.2.3)	セメントの種類 () ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種 (表8.2.3) ・ フライアッシュセメントA種 ・ () ・ 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種 適用箇所 () 骨材 アルカリシリカ反応性による区分 () ・ A.L (コンクリート中のアルカリ総量を規制) ・ A (安全と認められる骨材を使用) なお、A.Lで規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。 ・ 特殊な骨材の使用 ・ フェロニッケルスラグ細骨材 ・ 鋼スラグ細骨材 ・ 電気炉酸化スラグ骨材 ・ 再生骨材H (普通エココメントを使用するコンクリートに限る)
	4 混和材料 (8.2.5)	・ 混和剤 混和剤の種類 ・ 改修標準仕様書(8.2.5)(4)(a)による ・ 図示 (図面番号:) ・ 混和材 混和材の種類 ・ 改修標準仕様書(8.2.5)(4)(b)による ・ 図示 (図面番号:) 構造体強度補正值 (S) (8.2.5) ・ 3N/mm ² ・ 6N/mm ² ()
	5 調合管理強度 (8.2.5) (8.8.3) (8.10.2)	調合管理強度 (8.2.5) ・ 3N/mm ² ・ 6N/mm ² ()
	6 養生 (8.7.7)	・ 普通エココメント使用の場合の湿潤養生期間 ()
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	7 型枠 (8.2.7) (8.7.8)	材料 () ・ 複合合板 (厚さ () 12mm ()) スリーブ ・ 材種 () 規格 () 型枠存置期間及び取外し ・ 普通エココメント使用の場合の最小存置期間 ()
	8 暑中コンクリ ート (8.10.2)	構造体強度補正值 (S) ・ 6N/mm ² ()
	9 無筋コンクリ ート (8.11.1)	コンクリートの種類 ・ 普通コンクリート () 設計基準強度 ・ 18N/mm ² () スランプ ・ 15cm ・ 18cm ()
	10 コンクリートの 打込み工法等 (8.21.8) (8.23.5)	部位別のコンクリートの打設工法の指定 補強工法 打設工法 部位 ・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(7)及び(2) ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(4)及び(3) ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () 現場打ち鉄筋コンクリート壁 の増設工事 ・ 工法指定なし ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ () ・ 図示 (図面番号:) ・ () 鉄筋コンクリート柱の溶接金 網巻き工法及び溶接閉鎖フ ープ巻き工法 ・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(7)及び(2) ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(4)及び(3) ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ 工法指定なし ・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号:) ・ () ・ () ・ 図示 (図面番号:) ・ ()
8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	(8.23.6)	柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ・ 発泡プラスチック保温材等を埋込む () 柱頭柱脚の隙間寸法 ・ 図示 (図面番号:) 打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ ・ 図示 (図面番号:) ・ 60mm ()
	11 増設壁工事後の 仕上げ (8.21.10) (8.23.7)	・ 図示 (図面番号:)

8 5 耐震改修工事 あと施工アンカー工事	⑧ (あと施工アンカー)	種類 ① 金属系 セットの方式 ○ 本体打込み式 (・ 改良型 ・ 従来型) 径及び埋込み長さ ○ 図示 (図面番号 : A-21) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号 :) せん断耐力 ・ 図示 (図面番号 :) 接合筋の種類・径・長さ ・ 図示 (図面番号 :) ② 接着系 アンカーの種類 ○ カプセル型回転・打撃式 (・) 接着剤の品質 ・ 有機系 ・ 無機系 径及び埋込み長さ ○ 図示 (図面番号 : A-24) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号 :) せん断耐力 ・ 図示 (図面番号 :) アンカー筋の種類 ・ 図示 (図面番号 :) アンカー筋の新設壁内への定着長さ ・ 図示 (図面番号 :) あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ○ 行わない
	② あと施工アンカーの施工 (8.12.4) (8.12.6) (8.12.7)	穿孔 埋込み配管等の探査の方法 ・ 鉄筋探知機 (金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 ・ はつり出しによる。 ・ () あと施工アンカーの施工確認試験 ・ 実施する ○ 実施しない 試験方法 ・ 引張試験機による引張試験 () 1ロットの単位 ・ 1日に施工されたものの径及び仕様ごと () 試験の箇所数 ・ 1ロットに対し3本 (無作為) () 確認強度 ・ ()
3	場所打ちコンクリート壁の増設工事 シアコネクタ	場所打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクタ 種類 ・ 金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー ・ 接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー 径 [mm] ・ D10 長さ [mm] ・ 増打壁厚-40 () 彫込み深さ [mm] ・ 5d (シアコネクタの径)以上 () 間隔 [mm] ・ 500×500 シアコネクタとセパレーターの兼用 ・ 兼用してもよい ・ 兼用しない ()

8 6 耐震改修工事 鉄骨工事	① 鉄骨製作工場 (8.1.5)	㈱日本鉄骨評価センター又は㈱全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ J ○ R ・ M ・ H ・ S
	2 鉄骨製作工場における施工管理技術者 (8.1.6)	施工管理技術者 (鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等)の配置 ・ しない ・ する
③ 鋼材 (8.2.8)	種類・形状及び寸法 ○ 図示 (図面番号 : A-24)	
④ 高力ボルト (8.2.9) (8.14.2) (8.14.7)	高力ボルトの適用 ○ トルシア形高力ボルト2種 (S10T) ・ JIS形高力ボルト2種 (F10T) ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト1種 (F8T相当) ねじの呼び ・ 図示 (図面番号 : A-24) すべり試験 ・ 行う (試験方法等 図示 : 図面番号) JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの5倍を超える場合の回転量 ・ ()	
5 溶接材料 (8.2.10)	・ 改修標準仕様書 (8.2.10) (1) (2) 以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・ 図示 (図面番号 :)	
⑥ 仮組 (8.13.10)	仮組の実施 ・ 実施する () ○ 実施しない	
⑦ 溶接作業を行う技能資格者 (8.15.3)	溶接作業における技能資格者の技量付加試験 ・ 実施する () ○ 実施しない	
8 溶接の準備 (8.15.4)	開先の形状 ・ 図示 (図面番号 :)	
⑨ 溶接施工 (8.15.7)	鋼製エンドタブの切断 ○ 適用箇所 図示 (図面番号 :) 切断面の仕上げ ・ () 鋼製エンドタブに代わるその他の工法 鋼製エンドタブに代わるその他の工法については、代替エンドタブ (セラミックタブ又はフラックスタブ)を用いたものとし、工法の採用にあたっては、以下の項目の両方とも満足することを条件とし、監督員の承諾を受けること。 1. 相当数の代替エンドタブによる溶接を行ったことがある工場での製作であること。 2. 製作工場がJ、R、Mグレードの場合は、溶接技能者がNPO法人日本エンドタブ協会による固形タブに係るエンドタブ施工講習修了者 (溶接技能者・A級以上)又はAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者として、また、製作工場がH、Sグレードの場合は、溶接技能者がAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者として、 板厚が異なる場合の突合せ継手溶接部 ・ 低応力高サイクル疲労を受ける部位 図示 (図面番号 :) スカロップの形状 ・ 図示 (図面番号 :)	
10 溶接部の試験 (8.15.12)	溶接部の外観試験 ・ 試験方法 () ・ 確認方法 () 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書 (令和4年版) (7.6.12) (イ)による。 平均出検品質限界 (AOQL) ・ 4.0% ・ 2.5% () 検査水準 ・ 第6水準 () ロットの構成 () 工事現場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書 (令和4年版) (7.6.12) (イ)による。 平均出検品質限界 (AOQL) ・ 4.0% ()	

8 7 耐震改修工事 グラウト工事	① 鉄骨の錆止め塗装 (8.17.2) (8.17.4)	鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面 (鉄骨に溶接されたものに限る) ・ 改修標準仕様書 (7.3.2) (表7.3.1) () 種 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・ 図示 (図面番号 :) ・ 改修標準仕様書 (7.3.2) (表7.3.1) () 種 耐火被覆材の接着する面以外への塗装範囲 ・ 図示 (図面番号 :)									
	1 2 耐火被覆材の種類及び性能 (8.18.2) (8.18.3)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>種類</th> <th>材料・工法</th> <th>耐火性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部位	種類	材料・工法	耐火性能					
部位	種類	材料・工法	耐火性能								
1 3 プレース設置 工事後の仕上げ (8.22.9)	・ 図示 (図面番号 :)										
1 4 スタッド (8.2.11)	スタッドの種類 ・ ()										
⑧ (グラウト工事)	① モルタル及びグラウト材 (8.2.6) (8.2.12) (表8.2.5)	構造体用モルタル ○ 改修標準仕様書 (8.2.6) 及び (8.2.12) による。 無収縮モルタル ・ 改修標準仕様書 (8.2.12) (1) による ・ () グラウト材 ・ 改修標準仕様書 (8.2.12) (2) による。 増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処置方法									
(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨プレースの設置工事等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>処理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 増設壁の上</td> <td>・ グラウト材を注入 ・ ()</td> <td>・ 寸法は図示による</td> </tr> <tr> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> </tbody> </table>	部位	処理方法	備考	・ 増設壁の上	・ グラウト材を注入 ・ ()	・ 寸法は図示による	・ ()	・ ()	・ ()	
部位	処理方法	備考									
・ 増設壁の上	・ グラウト材を注入 ・ ()	・ 寸法は図示による									
・ ()	・ ()	・ ()									
2 既存構造体との取合部の処理方法 (8.21.9) (8.22.7)											
8 8 耐震改修工事 柱補強工事	(連続繊維補強工事)	連続繊維による補強、補修工法 ・ (財)日本建築防災協会の評価を受けた工法とする。 ・ ()									
1 連続繊維シート等による工法 (8.24.1)	連続繊維の材料 ・ () 工法 ・ () 引張強度 (含浸硬化後) ・ () ヤング係数 (含浸硬化後) ・ ()										
2 連続繊維シート及び含浸接着樹脂等の材料 (8.2.13)	仕上げモルタルの除去 ・ 既存構造体面まで除去する ・ モルタル除去は行わない ・ () 既存モルタルの圧縮強度測定 ・ 行う () ・ 行わない ひび割れ部の改修工法 ・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法										
3 連続繊維シートの施工準備	柱頭柱脚の隙間寸法 ・ 図示 (図面番号 :)										
4 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 (8.23.6)	・ 図示 (図面番号 :)										
5 耐震補強後の仕上げ (8.23.7) (8.24.7)											
6 炭素繊維シートの施工	炭素繊維の目付量 ・ 図示 (図面番号 :) ・ 200g/m ² ・ 300g/m ² ・ () 炭素繊維シートの巻き数 ・ 図示 (図面番号 :) ・ 1巻き ・ 2巻き ・ ()										
7 連続繊維補強材の強度試験 (8.24.6)	引張強度試験 ・ 実施する (JIS A1191に準拠する) ・ 実施しない 試験数量 () 付着強度試験 ・ 実施する (JIS A6909に準拠する) ・ 実施しない 試験数量 ()										

8 9 耐震補強工事 スリット新設工事 免震改修工事 制振改修工事	(耐震スリット新設工事)	耐震スリットの種類及び形状 完全スリットの形状																					
	1 スリットの種類 (8.25.1) (8.25.2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般型</th> <th>一面せん断型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状</td> <td>・ 図示 (図面番号 :)</td> <td>・ 図示 (図面番号 :)</td> </tr> <tr> <td>幅W (mm)</td> <td>・ 図示 (図面番号 :)</td> <td>・ 図示 (図面番号 :)</td> </tr> <tr> <td>既存鉄筋の処理</td> <td>・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ ()</td> <td>・ 切断してよい ・ ()</td> </tr> </tbody> </table>		一般型	一面せん断型	記号			形状	・ 図示 (図面番号 :)	・ 図示 (図面番号 :)	幅W (mm)	・ 図示 (図面番号 :)	・ 図示 (図面番号 :)	既存鉄筋の処理	・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ ()	・ 切断してよい ・ ()						
	一般型	一面せん断型																					
記号																							
形状	・ 図示 (図面番号 :)	・ 図示 (図面番号 :)																					
幅W (mm)	・ 図示 (図面番号 :)	・ 図示 (図面番号 :)																					
既存鉄筋の処理	・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ ()	・ 切断してよい ・ ()																					
2 スリットの施工	部分スリットの形状	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>片側スリット</th> <th>両面スリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状</td> <td>・ 図示 (図面番号 :)</td> <td>・ 図示 (図面番号 :)</td> </tr> <tr> <td>幅W (mm)</td> <td>・ 図示 (図面番号 :)</td> <td>・ 図示 (図面番号 :)</td> </tr> <tr> <td>目地部の残存厚さ</td> <td>・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下</td> <td>・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下</td> </tr> <tr> <td>ts (mm)</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>既存鉄筋の処理</td> <td>・ 存置する ・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ ()</td> <td>・ 存置する ・ 切断してよい</td> </tr> </tbody> </table>		片側スリット	両面スリット	記号			形状	・ 図示 (図面番号 :)	・ 図示 (図面番号 :)	幅W (mm)	・ 図示 (図面番号 :)	・ 図示 (図面番号 :)	目地部の残存厚さ	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下	ts (mm)	・ ()	・ ()	既存鉄筋の処理	・ 存置する ・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ ()	・ 存置する ・ 切断してよい
	片側スリット	両面スリット																					
記号																							
形状	・ 図示 (図面番号 :)	・ 図示 (図面番号 :)																					
幅W (mm)	・ 図示 (図面番号 :)	・ 図示 (図面番号 :)																					
目地部の残存厚さ	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下																					
ts (mm)	・ ()	・ ()																					
既存鉄筋の処理	・ 存置する ・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ ()	・ 存置する ・ 切断してよい																					
3 免震・制振改修 (8.26.1)~ (8.27.9)	スリット部の配管等の調査 範囲 ・ スリット新設部に伴う鉄筋コンクリートの撤去範囲全て。 ・ 図示 (図面番号 :) ・ () 方法 ・ 鉄筋探査機 (金属探知器)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 スリットの逃げ位置 壁上端部 ・ 梁との接合部 () 壁の柱きわ部 ・ 柱の仕上げを逃がしたきわ部 () 壁下端部 ・ 床仕上げ上部 ・ 床体上部 () 撤去部の補修 ・ 図示 (図面番号 :) 充填材 ・ 耐火材 使用箇所 () 仕様 () ・ 遮音材 使用箇所 () 仕様 () 免震改修、制振改修に関する仕様は、図示する。																						
8 10 その他工事	1 土工事 (8.28.2) (8.28.3)	既存杭の撤去 ・ 図示 (図面番号 :) 埋戻し及び盛土の材料及び工法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 建設発生土の処理 ・ 処分地指定 処分地 () ・ 処分地未定につき相互協議する。 暫定運搬距離 ・ 8km ・ 4km () 山留めの撤去 ・ 撤去 (鋼矢板等の抜き跡の処理 ・ 直ちに砂で充填する ()) ・ 存置																					
2 地業工事 (8.28.4)	杭の施工監理 杭工事特記仕様書による。 適用基準 本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。 国土交通省告示第468号 「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」 (平成28年3月4日) 施工記録 受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。 なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。 根拠資料 共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料 (施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等)は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。 保管期間は契約書第31条第4項又は第5項 (第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から10年とする。 また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。 試験杭及び試験据 ・ 試験杭 位置、本数及び寸法は図示 (図面番号 :) による。 ・ 試験据 位置、本数及び寸法は図示 (図面番号 :) による。 杭の支持層 支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ ・ 図示 (図面番号 :) () 水平方向の位置ずれの精度 ・ () mm以下 杭の載荷試験 試験方法 ・ 鉛直載荷 ・ 水平載荷 () 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置 ・ 図示 (図面番号 :) 載荷荷重 (KN) 報告書 ・ 提出部数 2部																						

[原図A2]

地盤の載荷試験
試験方法 ・ 平板載荷 ・ ()
試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。
位置 ・ 図示(図面番号:) 載荷荷重 (kN)
報告書 ・ 提出部数 2部

杭地業の工法、寸法
・ 図示(図面番号:)

杭頭処置
・ 行う ・ 行わない

砂利及び砂地業
範囲 ・ 図示(図面番号:) 厚さ(mm) ・ 60 ・ ()

捨てコンクリート地業
範囲 ・ 図示(図面番号:) 厚さ(mm) ・ 50 ・ ()

9 環境配慮改修工事

9.1 石綿含有建材の除去工事 (9.1.1)

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	計 点
・	測定 4		負圧・除じん装置の排気出口 以下位置	計 点
・	測定 5		処理作業室外(敷地境界)	計 点
・	測定 6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 点
・	測定 7	処理作業後シート 撤去後1週間 以降	処理作業室内	計 点
・	測定 8		調査対象室外部の付近	計 点

測定方法

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 5
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()
試料の吸引時間(min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()

9.1.3 石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:)
除去工法 ・ 改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による ・ ()
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
・ 湿潤化 ・ 固化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)

9.1.4 石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:)
除去方法 ・ 改修標準仕様書9.1.4(1)による ・ ()
除去した石綿含有保温材等の処分
・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)

9.1.5 石綿含有成形板の除去
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:)
石綿含有せつこうボードの処分
・ 埋立処分(管理型最終処分場)
石綿含有せつこうボードを除く石綿含有成形板の処分
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)

9.1.6 石綿含有仕上塗材の除去
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号: A-19)
除去した石綿含有仕上塗材等の処分
・ 埋立処分(管理型最終処分場) ⊙ 中間処理(溶融又は無害化による)
※大気汚染防止法および石綿障害予防規則に加え、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」に基づき適切に処理すること。
・ 除去等作業の結果報告
除去等作業が終了したときは環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告すること。

2 断熱アスファルト防水改修工事 (9.2.1)~(9.2.3)

3 外断熱改修工事 (9.3.2)

断熱材

種類	厚さ[mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・ フェノールフォーム断熱材	
・ ロックウール断熱材	
・ グラスウール断熱材	
・ ()	

施工箇所 ・ 図示(図面番号:) ・ ()

9.3.3 既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去 ・ あり ・ なし
下地面の清掃 ・ 行う ・ 行わない
欠損部の改修工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・ ()

9.3.4 工法
通気層の有無 ・ あり(mm) ・ なし
断熱材の施工 ・ 断熱材製造所の仕様による ・ ()
外装材の施工 ・ 外装材製造所の仕様による ・ ()
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法)
・ 適用しない
不陸等の下地調整 ・ 行う

4 断熱・防露改修工事 (9.5.2)

断熱材打込み工法

種類	厚さ[mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・ フェノールフォーム断熱材	
・ ()	

施工箇所 ・ 図示(図面番号:) ・ ()

9.5.3 断熱材現場発泡工法
断熱材の種類 ・ A種1 ・ A種1H ・ ()
厚さ(mm) ・ 25 ・ 30 ・ ()
施工箇所 ・ 図示(図面番号:)

現場発泡断熱材(品質・性能)
工事建築材料等品質性能表による(試験方法)
工事建築材料等品質性能表による

9.5.4 断熱材後張り工法

種類	せつこうボード等の張り付け	厚さ [mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ フェノールフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ ()	・ 有	・ 無

施工箇所 ・ 図示(図面番号:) ・ ()

5 屋上緑化改修工事 (9.6.1) (9.6.2) (9.6.3)

植栽基盤及び材料
屋上緑化軽量システム
・ 適用する ・ 適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ・ 図示(図面番号:) ・ ()
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ・ 図示(図面番号:) ・ ()

工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法)
・ 適用しない
かん水装置 ・ 設置する(種類 ・)
既存保護層の撤去 ・ 行う ・ 行わない

6 透水性アスファルト舗装改修工事 (9.5.2)~(9.5.7) (9.5.9)

既存舗装の撤去及び再利用 ・ 図示(図面番号:) ・ ()

路床

路床の材料

種別	材料	厚さ[mm]
・ 盛土	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示(図面番号:) ・ ()
・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシュラン ・ クラッシュラン ・ 切込み砂利 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂 (7μmふるい通過量10%以下) ・ ()	・ 図示(図面番号:) ・ ()
・ フィルター層	・ 砂 ・ ()	・ 図示(図面番号:) ・ ()

路床安定処理
・ 添加材料による安定処理
種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種
・ 生石灰(・特号 ・ 1号) ・ 消石灰(・特号 ・ 1号)
添加量 (kg/m2) (目標CBR ・ 5以上 ・)

・ ジオテキスタイル
単位面積質量 ・ 60g/m2以上 ・ ()
厚さ[mm] ・ 0.5~1.0 ・ ()
引張強さ ・ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 ・ ()
透水係数 ・ 1.5×10⁻¹cm/sec 以上 ・ ()

試験
路床土の支持力比(CBR)試験 ・ 行う ・ 行わない
路床締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない
現場CBR試験 ・ 行う ・ 行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ ・ 図示(図面番号:) ・ ()
路盤材料 ・ 再生材のクラッシュラン
・ クラッシュラン鉄鋼スラグ
・ 図示(図面番号:)
・ ()

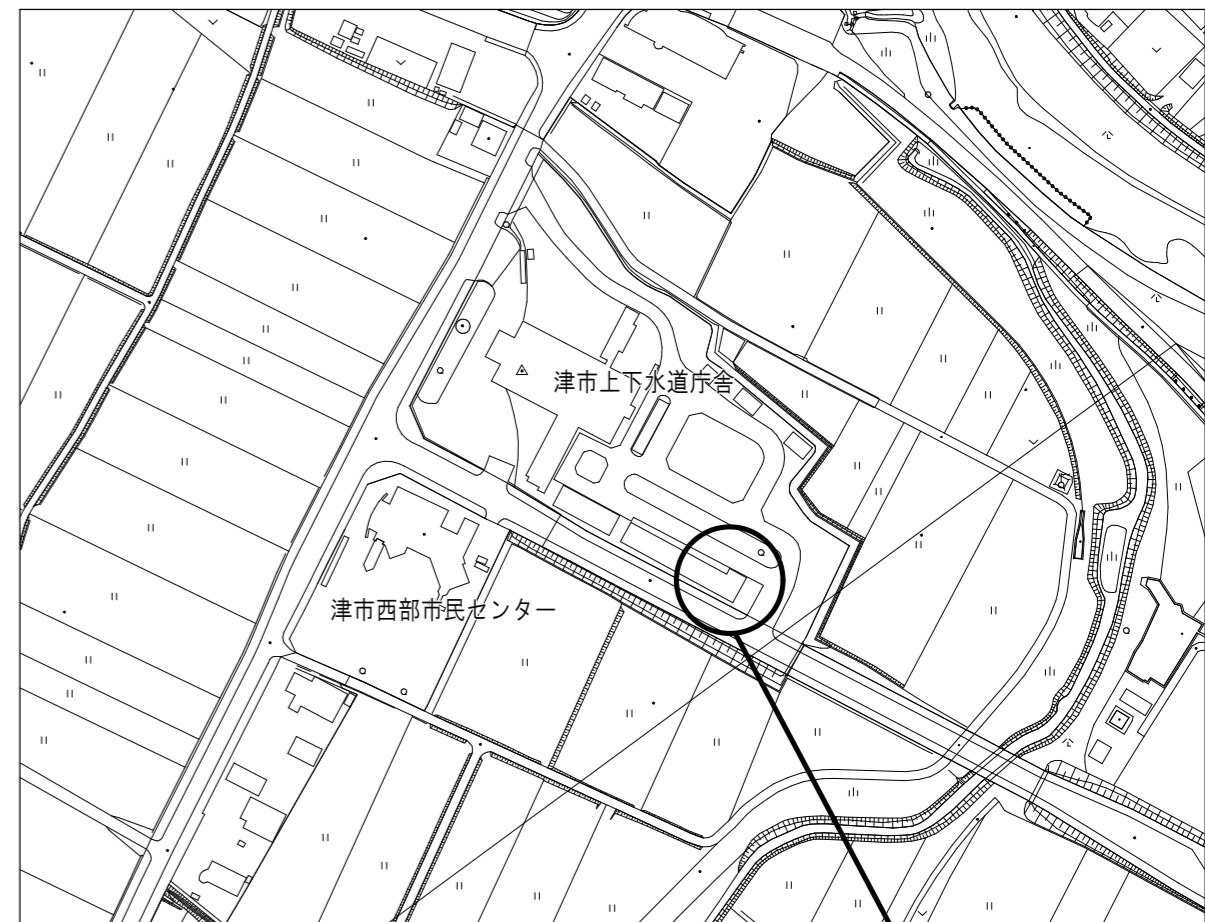
試験
路盤締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない

舗装

材料	厚さ[mm]
・ ストレートアスファルト	・ 図示(図面番号:) ・ ()

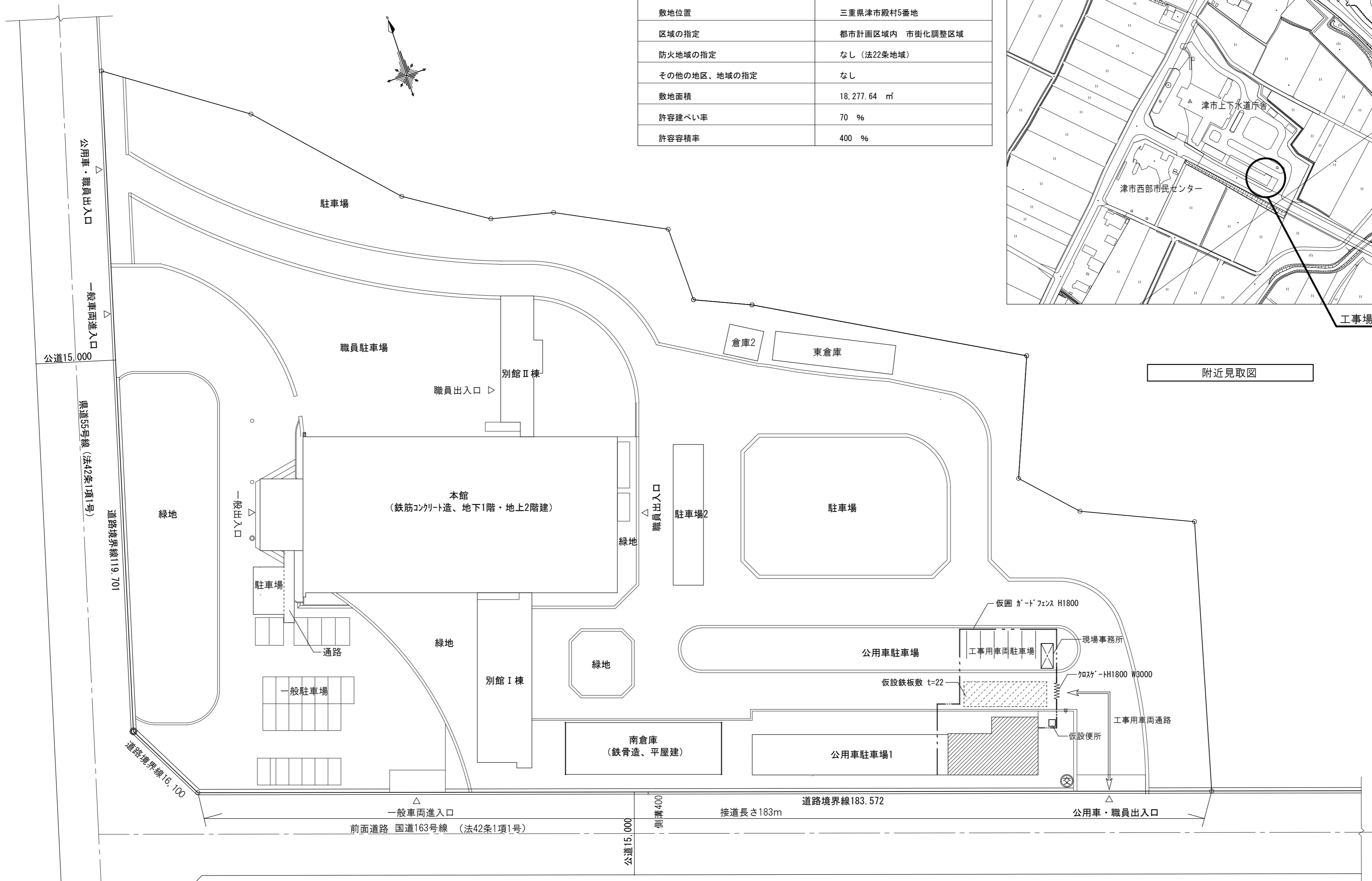
試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない
舗装の平坦性 ・ 著しい不陸がないもの ・ ()

敷地概要	
敷地位置	三重県津市殿村5番地
区域の指定	都市計画区域内 市街化調整区域
防火地域の指定	なし(法22条地域)
その他の地区、地域の指定	なし
敷地面積	18,277.64 m ²
許容建ぺい率	70 %
許容容積率	400 %



工事場所

附近見取図



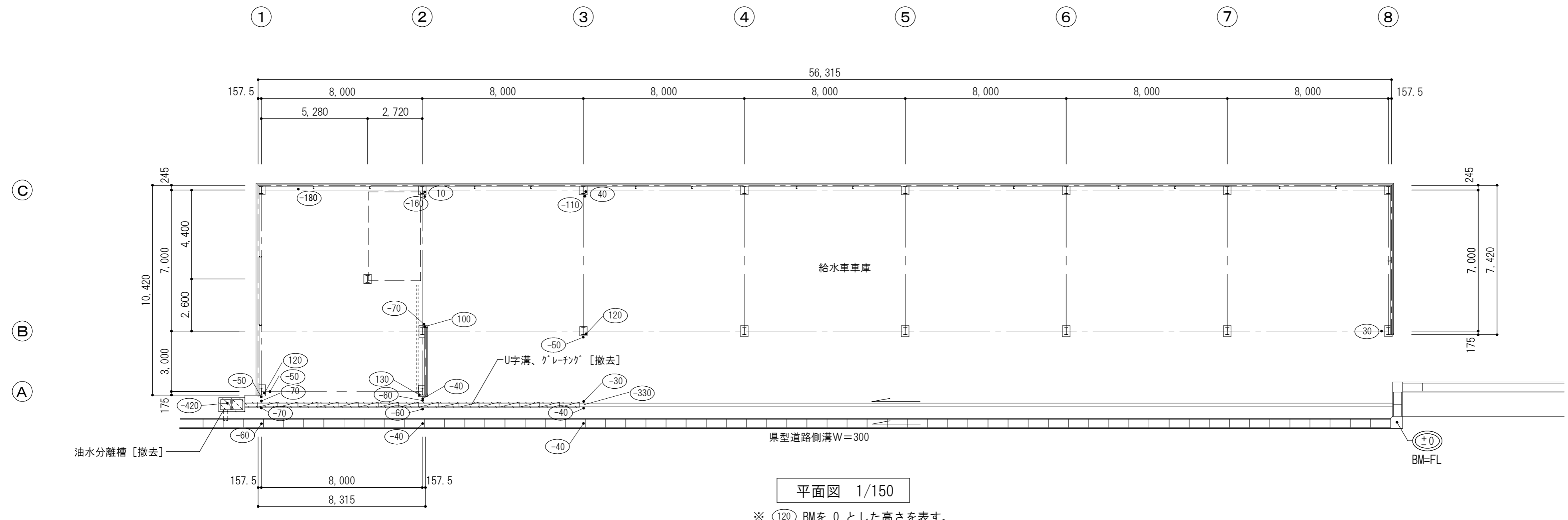
配置図・仮設計画図 S=1:500

- < 凡例 >
- 改修工事部分を示す
 - その他建物を示す
 - 大型車両進入時に交通誘導警備員の配置を表す

仕 上 表

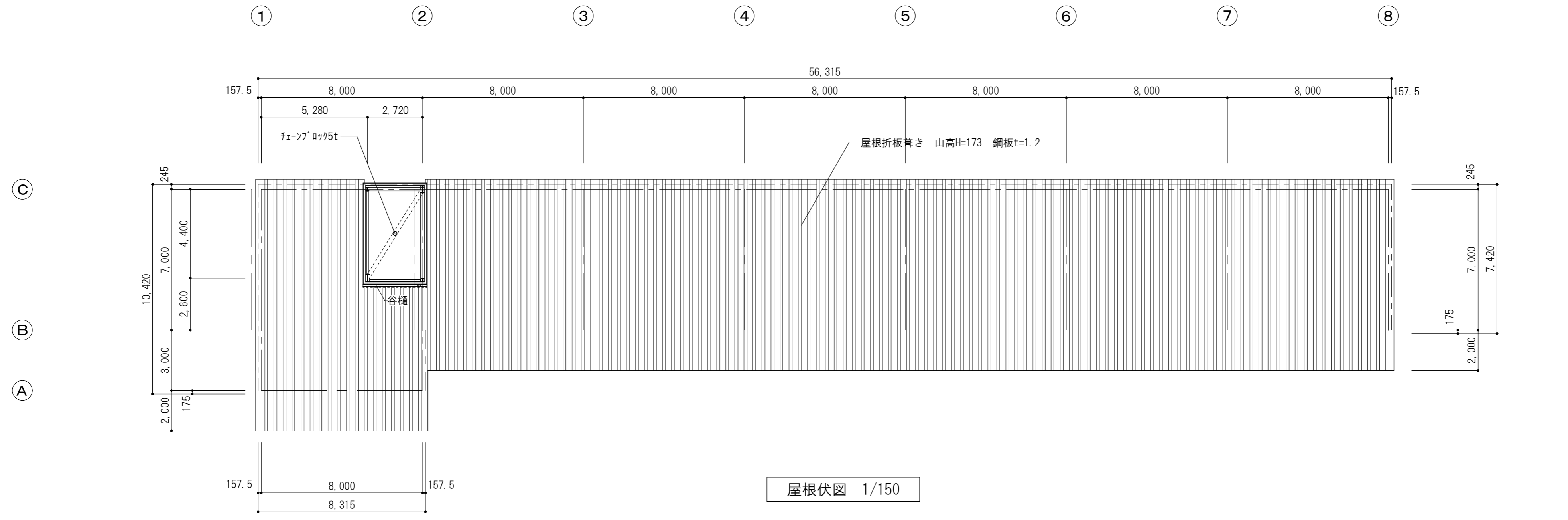
場 所	仕 上	
	改 修 前	改 修 後
外 部	<p>屋根 折板葺 山高H=173 鋼板t=1.2</p> <p>腰壁 コンクリートロック下地モルタル刷毛引きリシ吹付</p> <p>外壁 木毛セメント板t=25下地メタル張りモルタル刷毛引きリシ吹付 フェンブロックウォール部 波型カー鉄板張り</p> <p>樋 谷樋 耐酸被覆鋼板角樋 内部呼び樋・堅樋 VUΦ75 [撤去]</p> <p>犬走り 土間コンクリート [一部撤去]</p> <p>排水溝 鉄筋コンクリート W=150 U字溝、グレーチング[撤去]</p> <p>油水分離槽 コンクリート製 2槽 [撤去]</p>	<p>屋根 既設のまま 一部面戸カーガムハリウム鋼板t=0.5 [新設] (参考品番三晃式折版S-60)</p> <p>腰壁 既設のまま</p> <p>外壁 A通り①-②間 B通り②-③間PBt=9.5捨張りの上 角波カーガムハリウム鋼板t=0.5張り [新設]</p> <p>樋 呼び樋・堅樋カーVPΦ75掴み金物ステンレス製 [一部新設]</p> <p>犬走り 土間コンクリート [一部新設]</p> <p>排水溝 既設排水溝一部コンクリート埋め</p> <p>建具 A通り①-②、B通り②-③間 電動重量シャッター [新設] ③通り上吊式鋼製片引戸 (防火設備) [新設]</p>
内 部	<p>床 土間コンクリート 逆勾配付[一部撤去一部目荒し]</p> <p>巾木 柱脚部分 モルタル根巻 [撤去]</p> <p>腰壁 コンクリートロック下地 色セメント吹付</p> <p>壁 木毛セメント板現し フェンブロックウォール部 波型カー鉄板現し</p> <p>天井 折板及び鉄部現し スチールパイプΦ48・Φ25下地 防鳥網張り[撤去(下地共)]</p>	<p>床 勾配付土間コンクリート [新設]</p> <p>巾木 根巻部コンクリート打放し 天端 FL+250 面取り10×10 天端コンクリート金鏝押え [新設] 巾木部コンクリート打放し 天端 FL+250 面取り10×10 天端コンクリート金鏝押え [新設]</p> <p>腰壁・壁 LGS65下地 ケイカル板t=6 EP-G塗 [新設] 既設鉄部見え掛り部 DP塗替え 新設鉄部 DP塗 C通り 上部壁見切りFB-50×4.5 DP塗 [新設] ③通りの②通り側 LGS65下地 ケイカル板t=6 EP-G塗 [新設] ③通りの④通り側 強化PBt=15下張り、ケイカル板t=12上張りの上、角波カーガムハリウム鋼板t=0.5張り 認定番号FP030NE-0179 (30分耐火) [新設]</p> <p>天井 鉄部見え掛り部 DP塗替え A・B通り 一部下がり天井 LGS19下地 ケイカル板t=6 EP-G塗 [新設] A・B通り 一部下がり壁 LGS19下地 ケイカル板t=6 EP-G塗 [新設]</p> <p>備考 ①通り 給水用ホース棚 転倒防止胴縁(2段) [新設] 中柱：衝撃吸収材(軟質塩化ビニール) 4隅H=2000 (エッジガードH型钢用) [新設] ガードパイプΦ101.6 W=1000 H=800 [新設] 消火器ボックス(ABC10型用) 3か所 [新設]</p>

[原図A2]

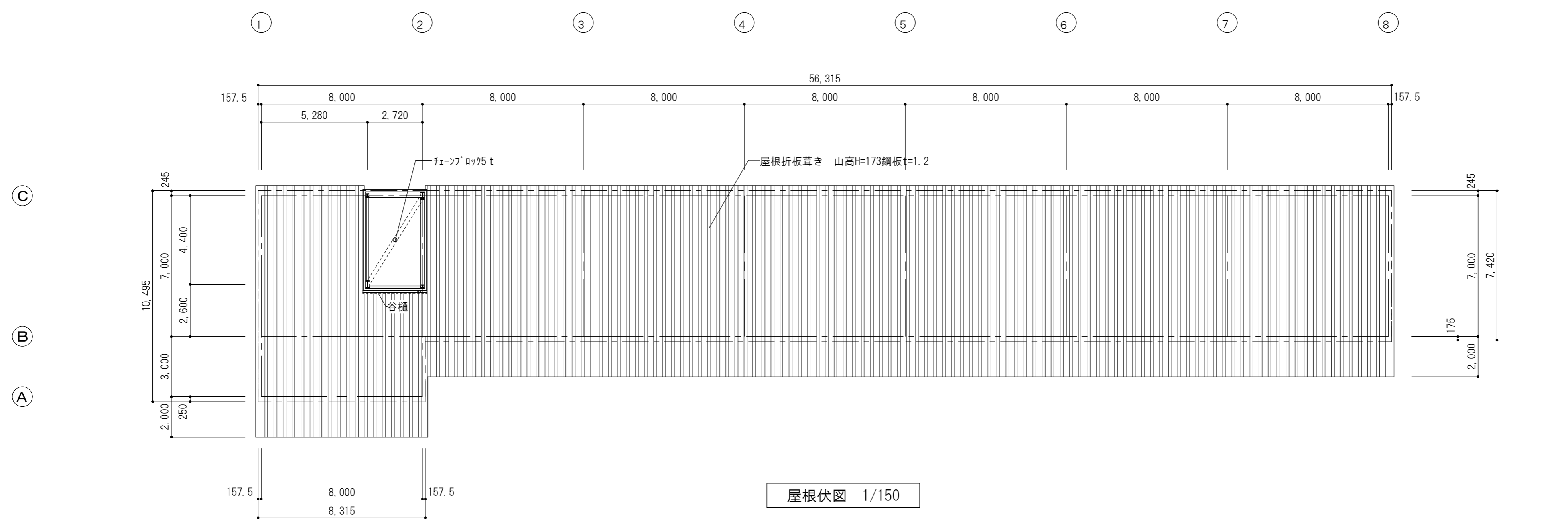
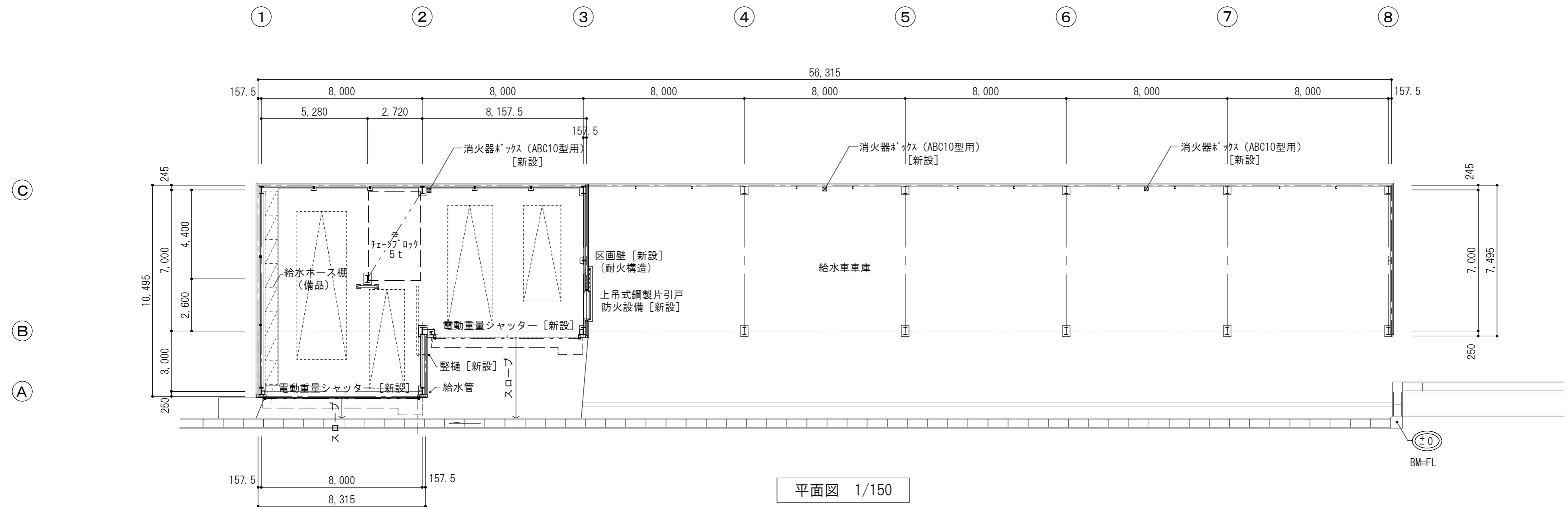


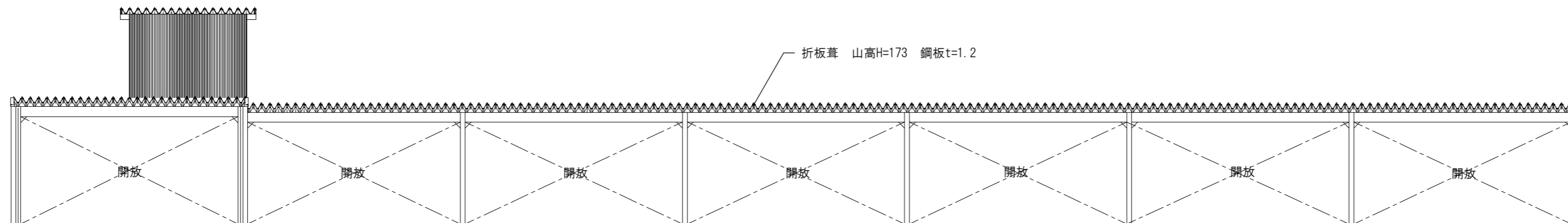
平面図 1/150

※ (120) BMを0とした高さを表す。

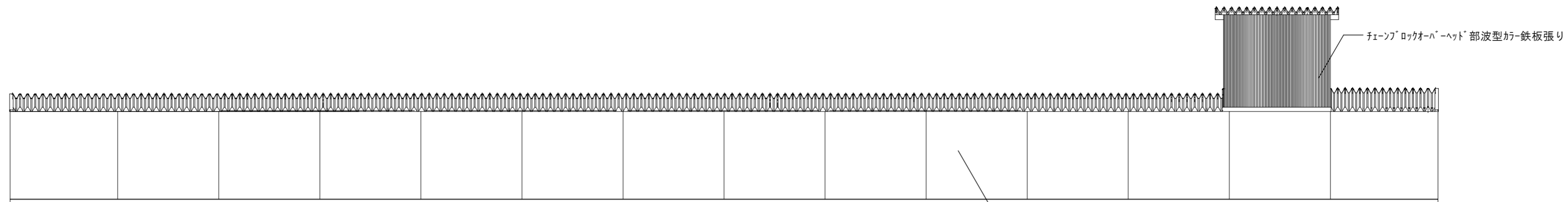


屋根伏図 1/150



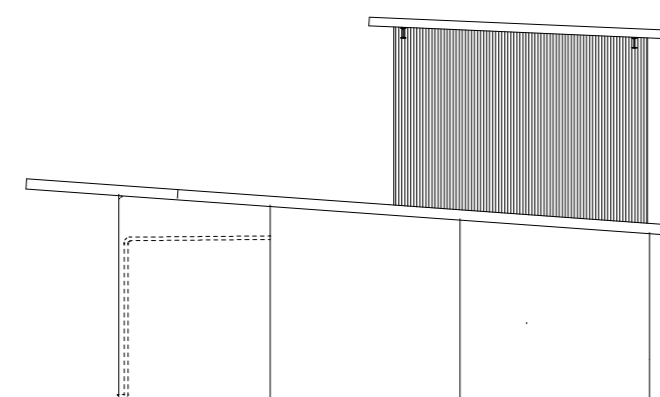


北立面図 1/150

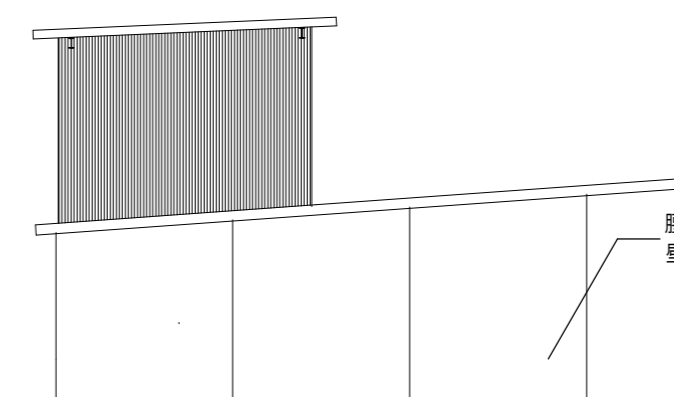


南立面図 1/150

腰壁：コンクリート'ロック'下地材'刷毛'引き'リシ'吹付
 壁：木毛セメント板t=25下地材'ガラス'張り'刷毛'引き'リシ'吹付



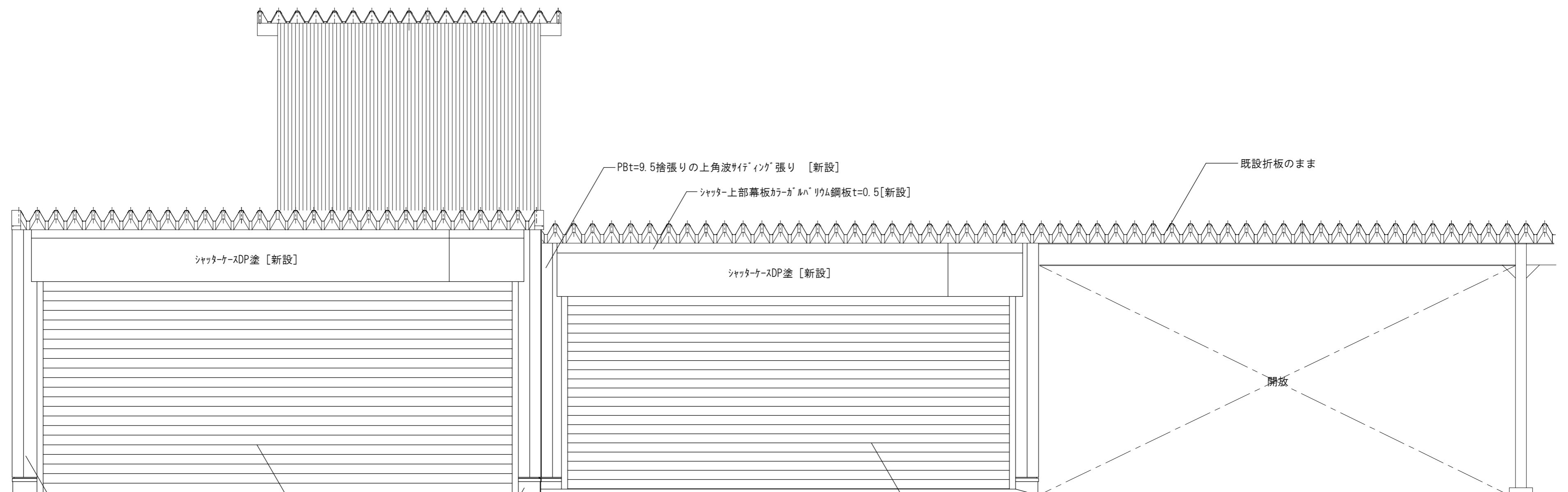
西立面図 1/150



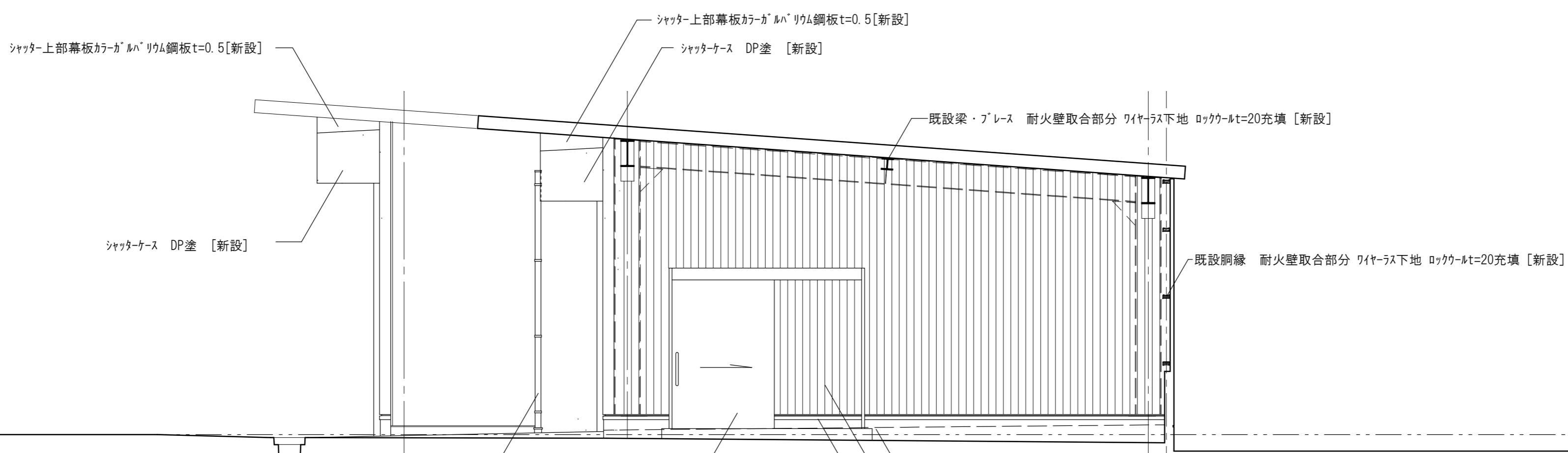
東立面図 1/150

腰壁：コンクリート'ロック'下地材'刷毛'引き'リシ'吹付
 壁：木毛セメント板t=25下地材'ガラス'張り'刷毛'引き'リシ'吹付

[原図A2]



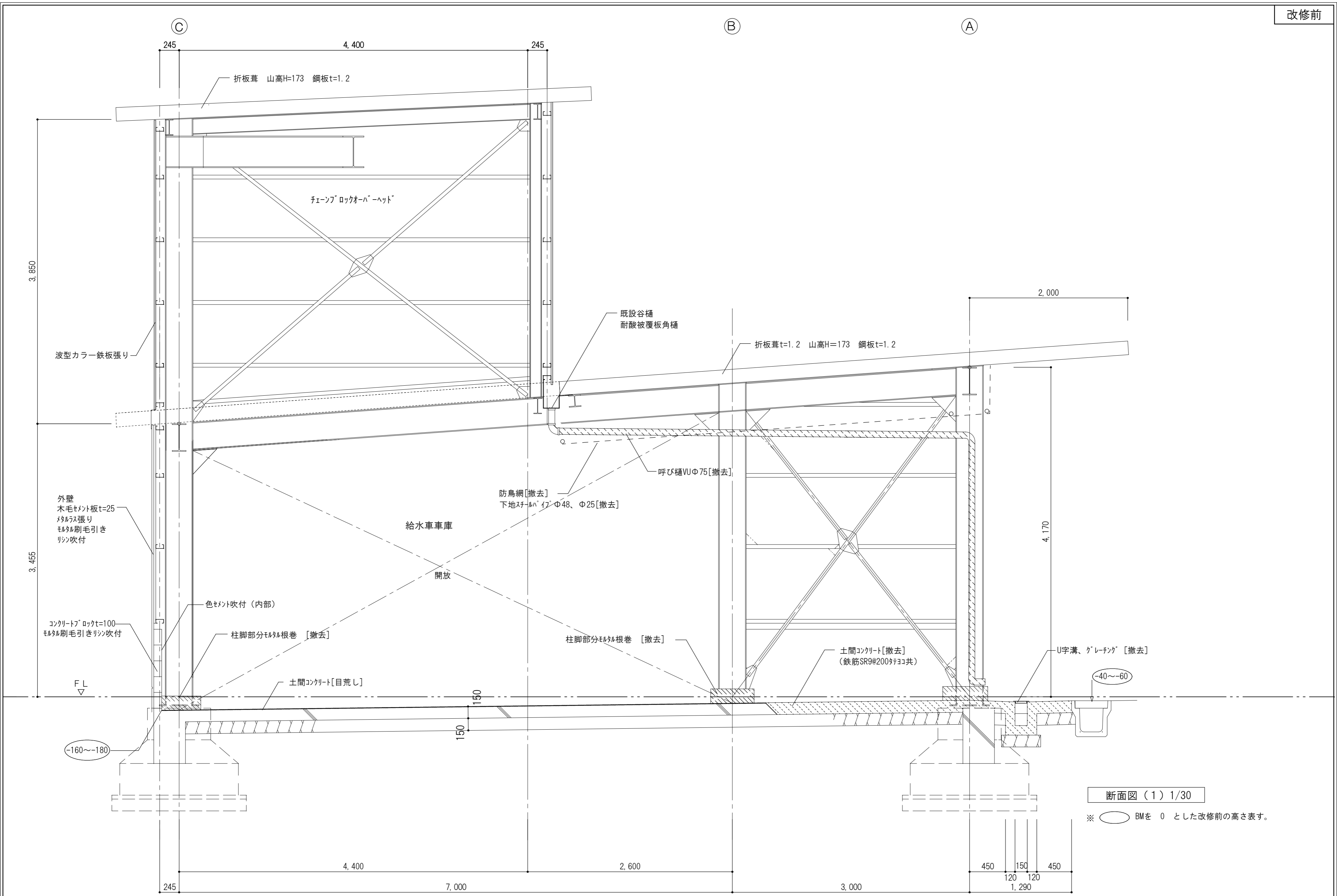
北立面図 1/50



西室内からの立面図 1/50

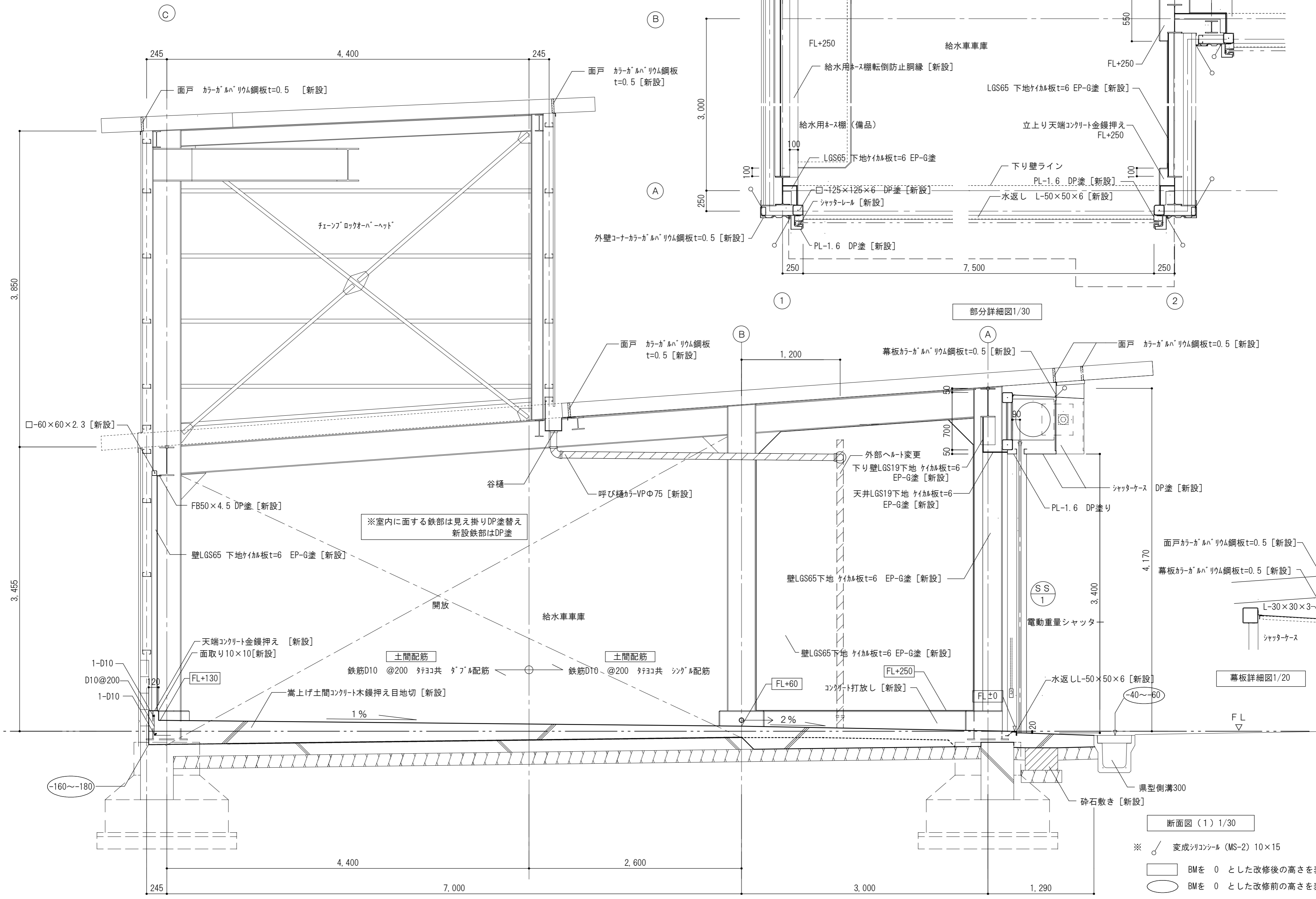
※サイディング：角波カラーガルバリューム鋼板t=0.5 山高16 働き幅300
 (ヨトサイディング 800-I型) 同等品

[原図A2]

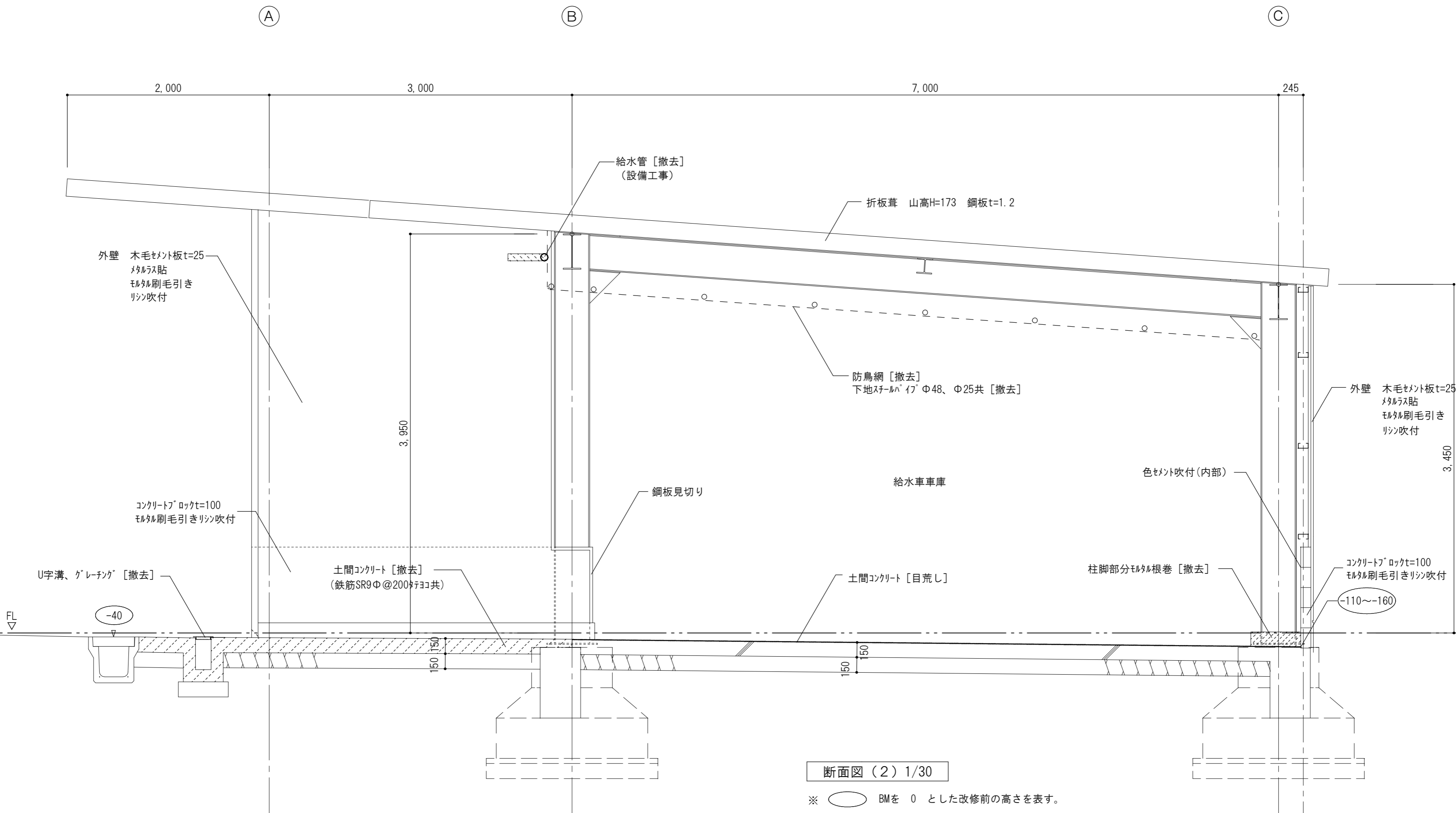


断面図(1) 1/30

※ ○ BMを 0 とした改修前の高さ表す。

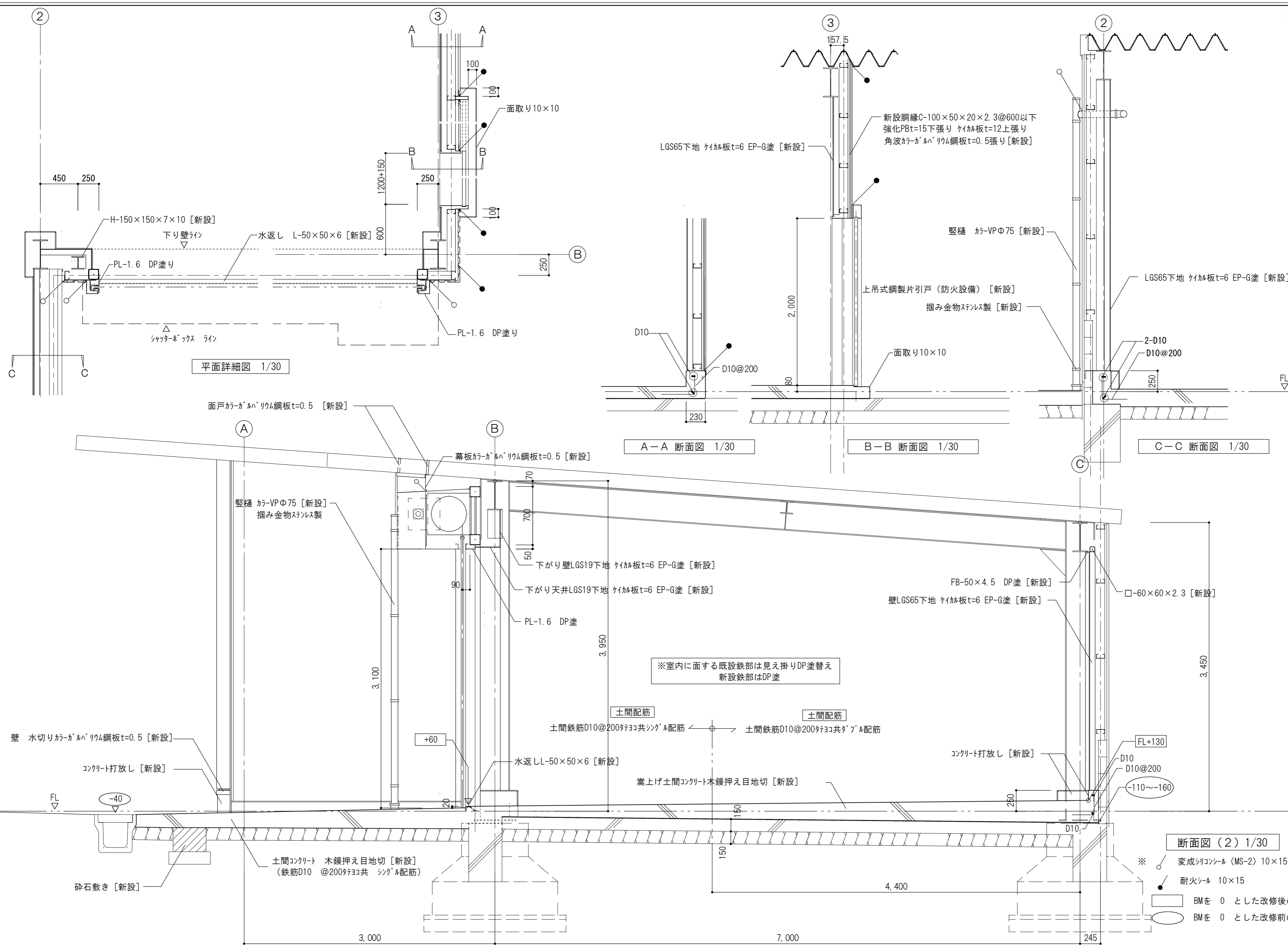


断面図(1) 1/30
 ※ 変成シリコンシル (MS-2) 10×15
 □ BMを 0 とした改修後の高さを表す。
 ○ BMを 0 とした改修前の高さを表す。



断面図(2) 1/30

※ ○ BMを 0 とした改修前の高さを表す。



平面詳細図 1/30

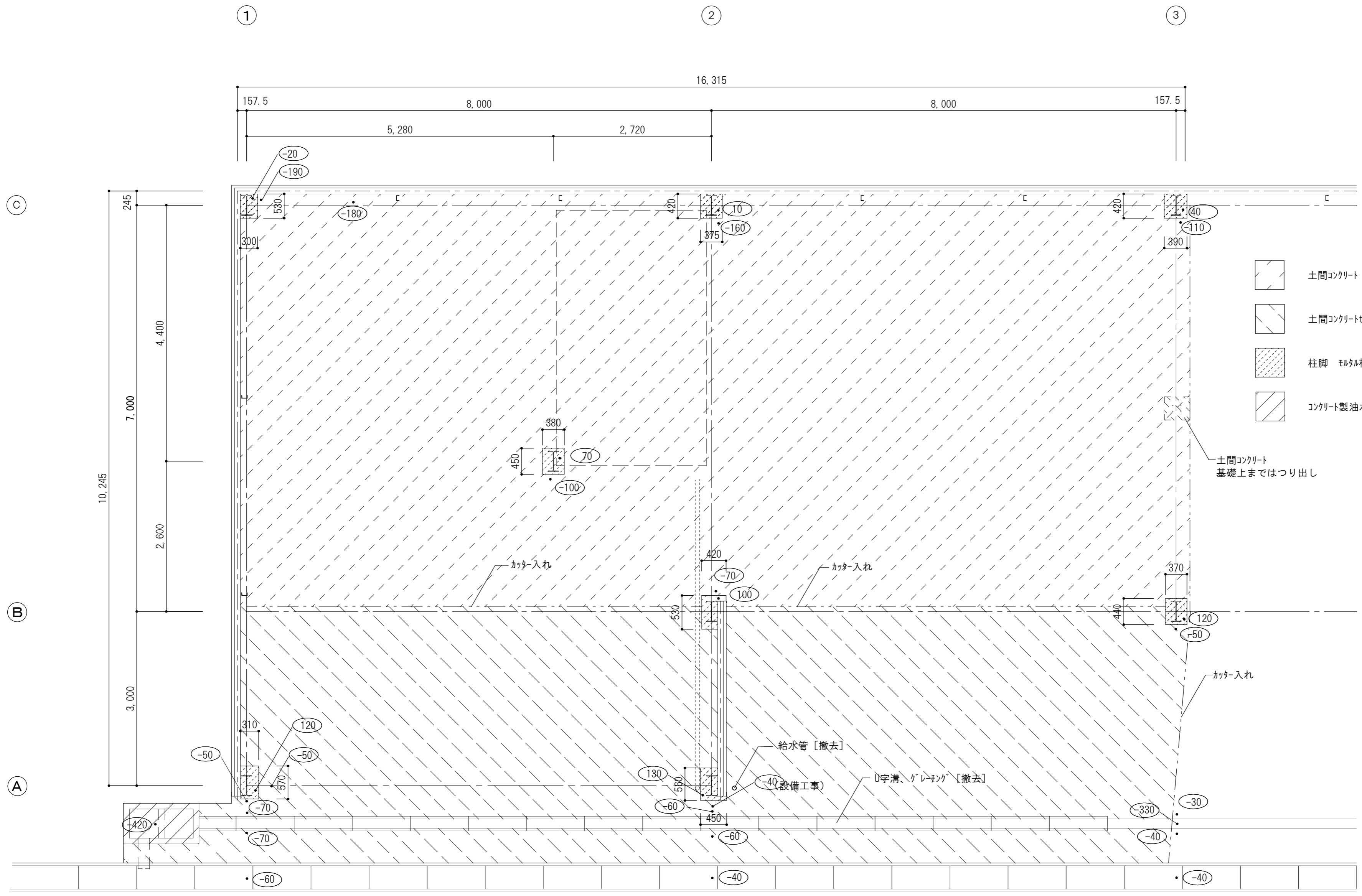
A-A 断面図 1/30

B-B 断面図 1/30

C-C 断面図 1/30

断面図 (2) 1/30

- ※ 変成コソシル (MS-2) 10×15
- 耐火シル 10×15
- BMを 0 とした改修後の高さを表す。
- BMを 0 とした改修前の高さを表す。

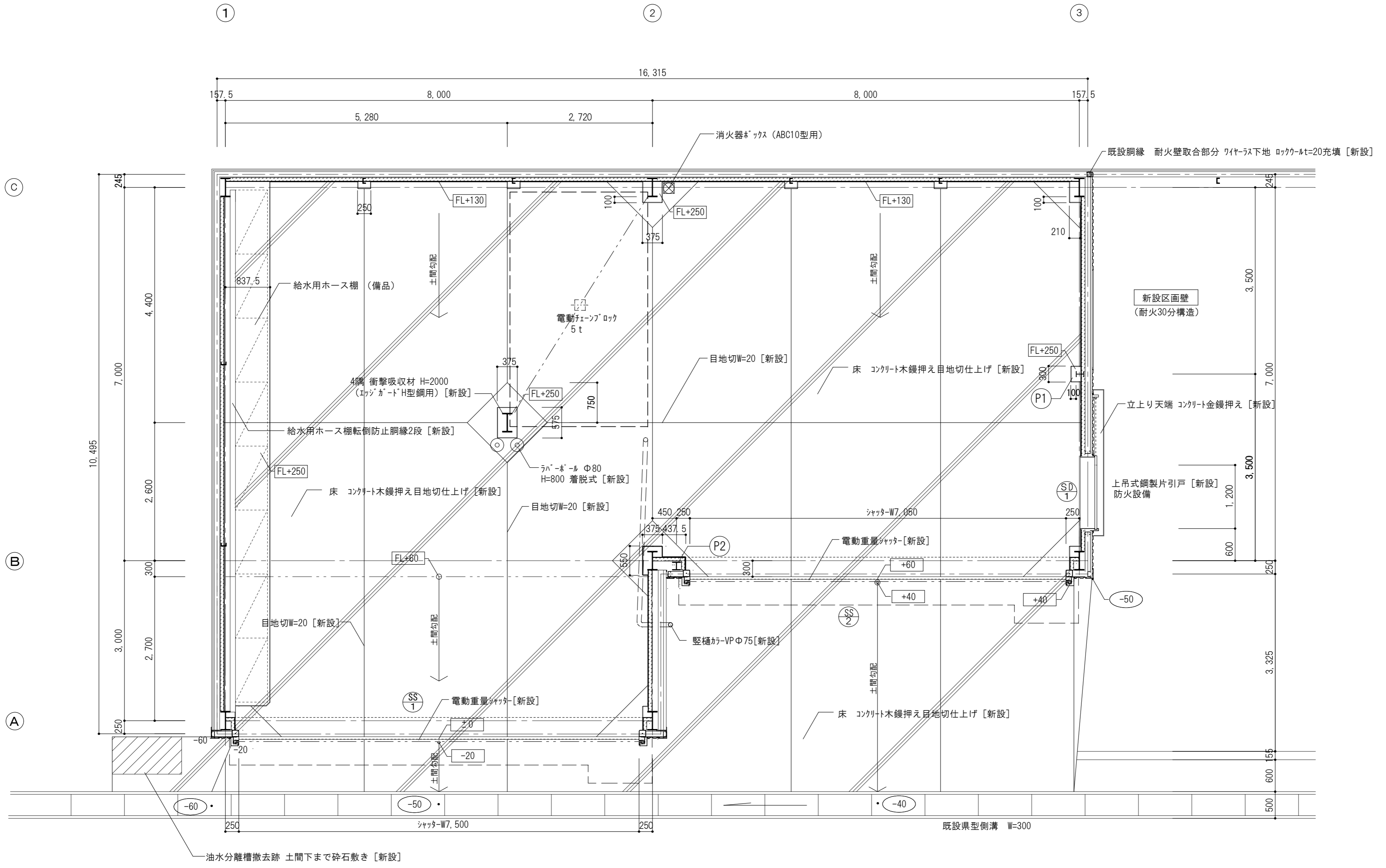


- 土間コンクリート [目荒し]
- 土間コンクリートt=150 [撤去]
- 柱脚 モルタル根巻 [撤去]
- コンクリート製油水分離槽 [撤去]

土間コンクリート
基礎上まではずり出し

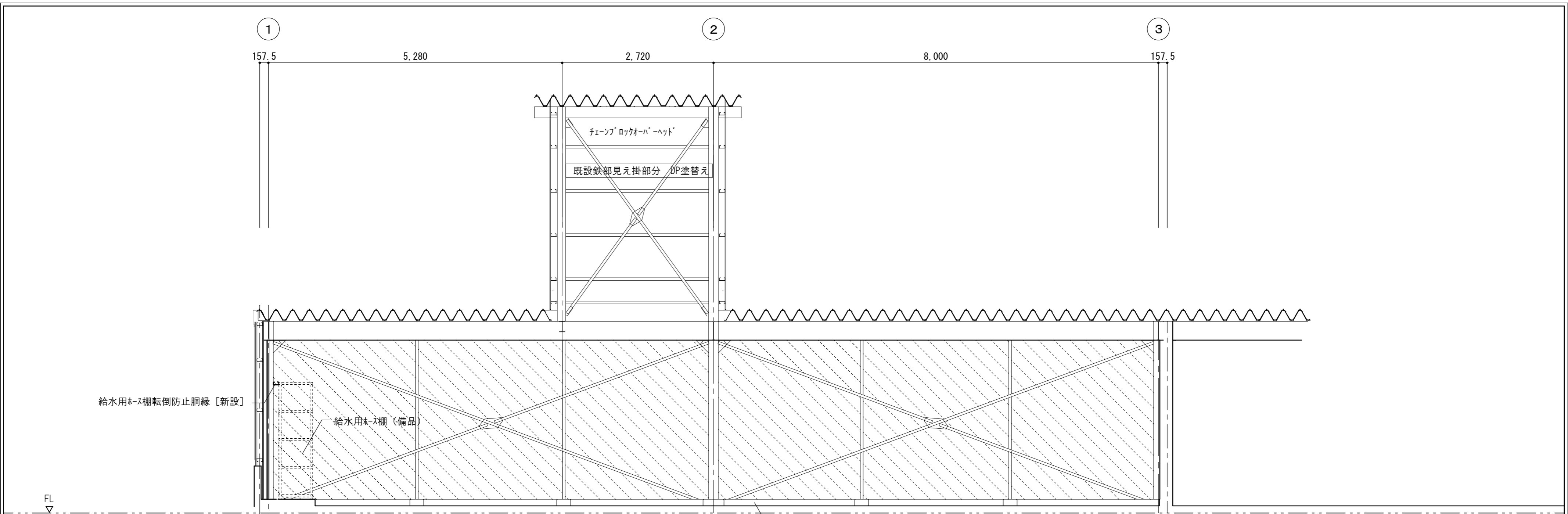
平面詳細図 1/50

※ ○ BMを 0 とした高さを表す。



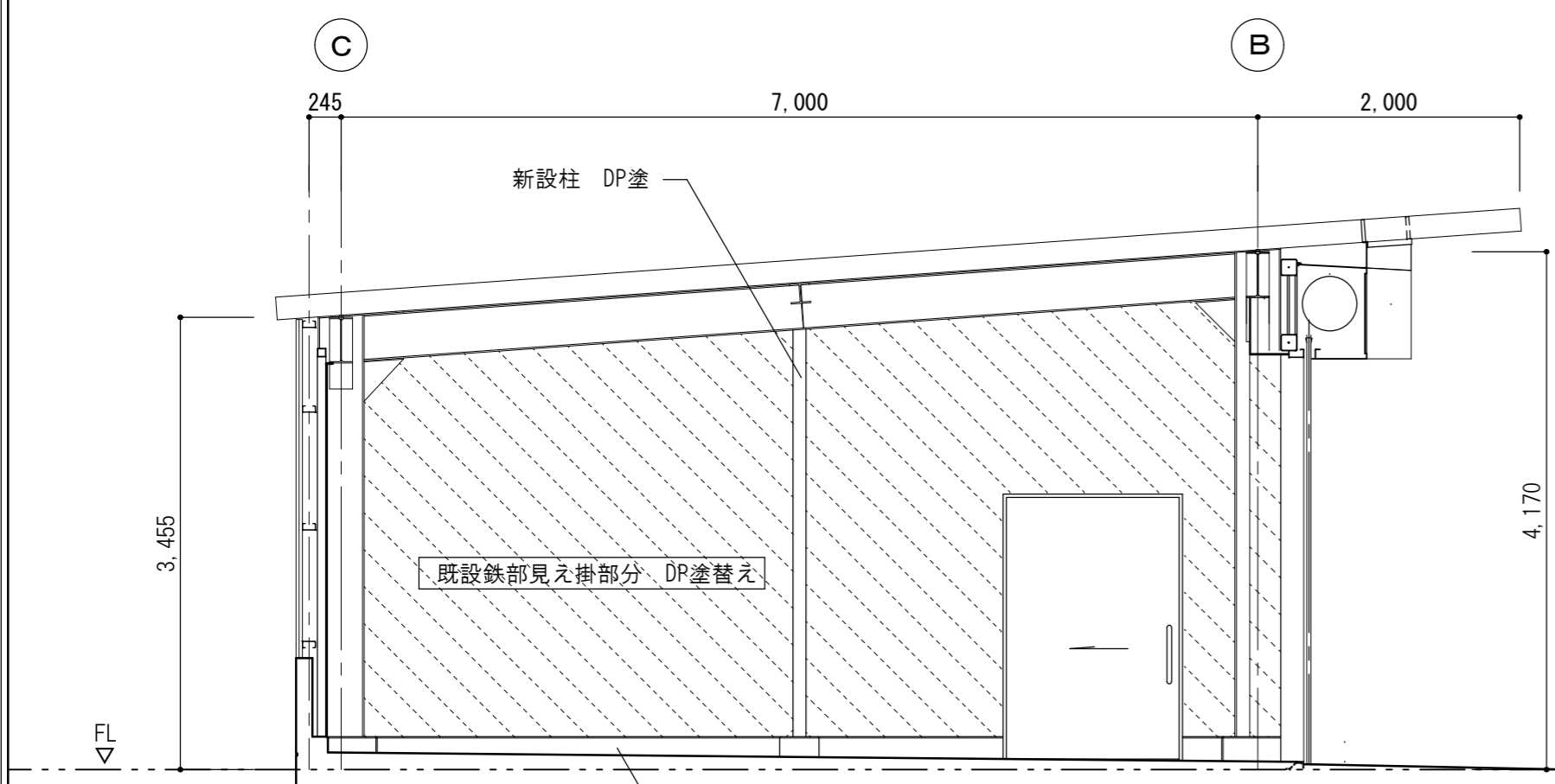
平面詳細図 1/50

LGS (W=65) 下地ケイ化板 t=6 EP-G塗
 □ BMを 0 とした改修後の高さを表す。
 ○ BMを 0 とした改修前の高さを表す。
 ※既設壁77抜き部：外壁塗材を石綿含有とみなし、適切に処理及び処分を行うこと。



既設鉄部見え掛部分 DP塗替え
 巾木コンクリート打放し 天端FL+250 天端コンクリート金鍍押え [新設] 面取り10×10

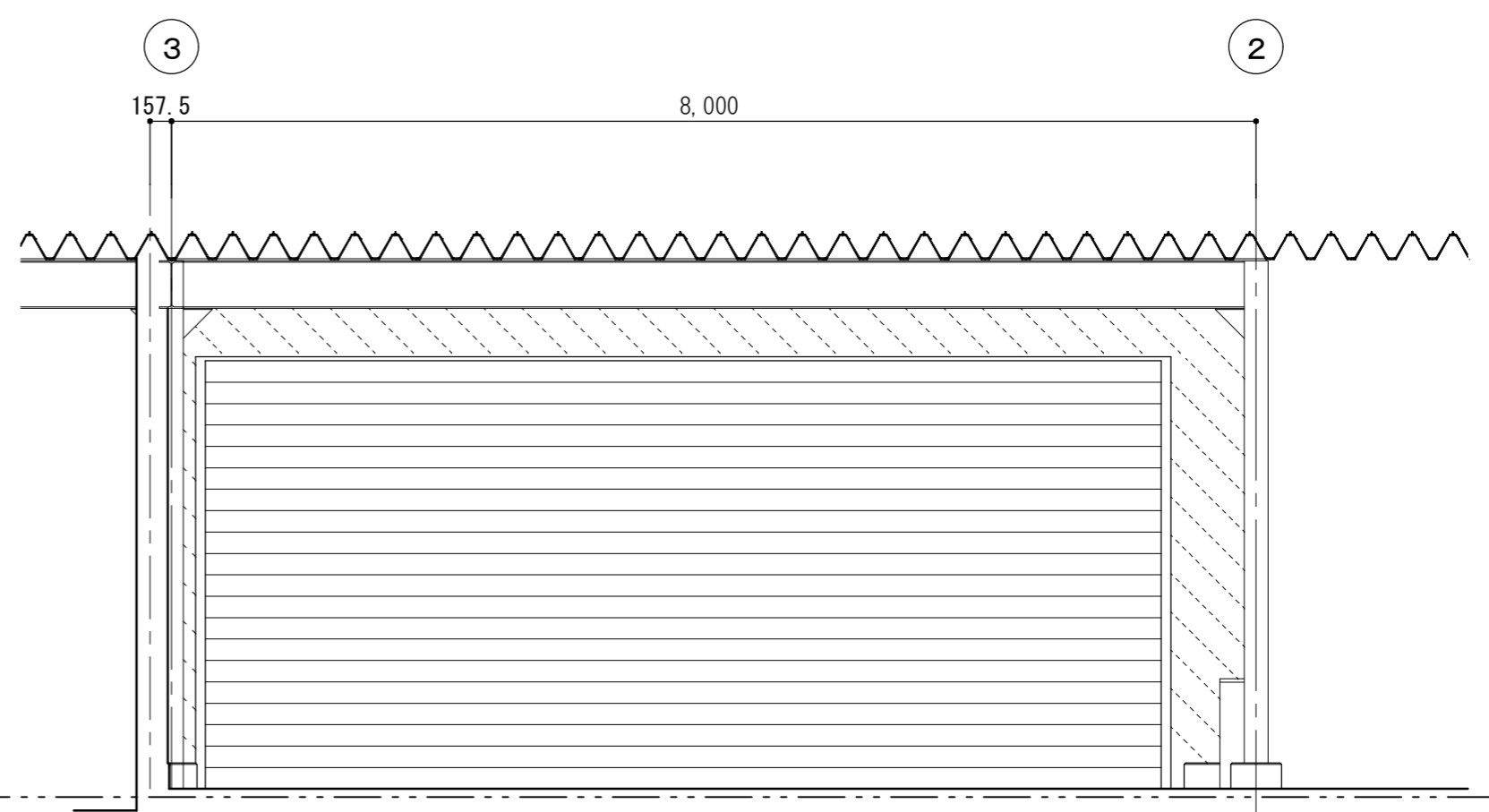
A 展開図 1/50



既設鉄部見え掛部分 DP塗替え

巾木コンクリート打放し 天端FL+250 天端コンクリート金鍍押え [新設] 面取り10×10

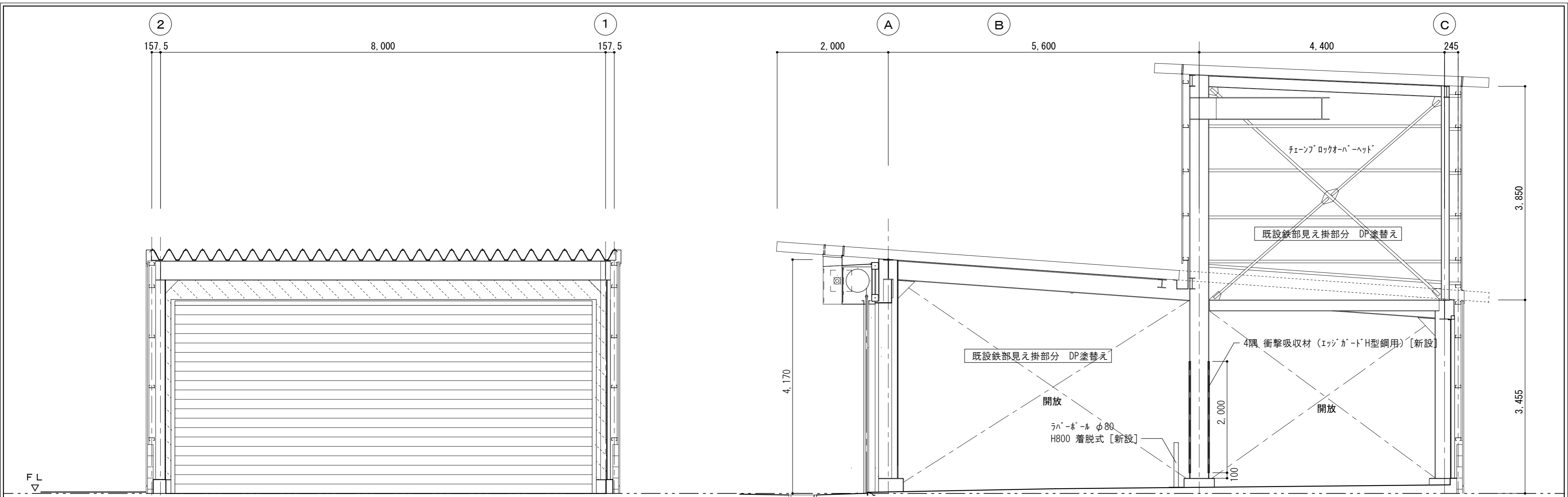
B 展開図 1/50



既設鉄部見え掛部分 DP塗替え

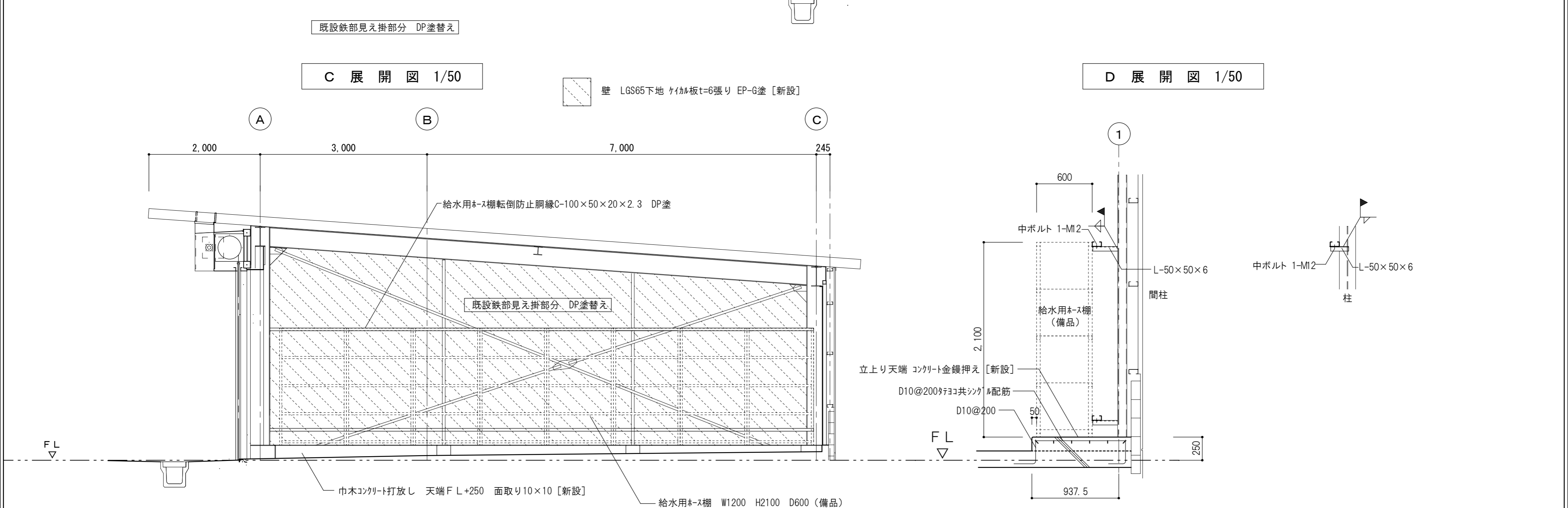
C 展開図 1/50

壁 LGS (W=65) 下地材加板t=6張りEP-G塗 [新設]



既設鉄部見え掛部分 DP塗替え
C 展開図 1/50

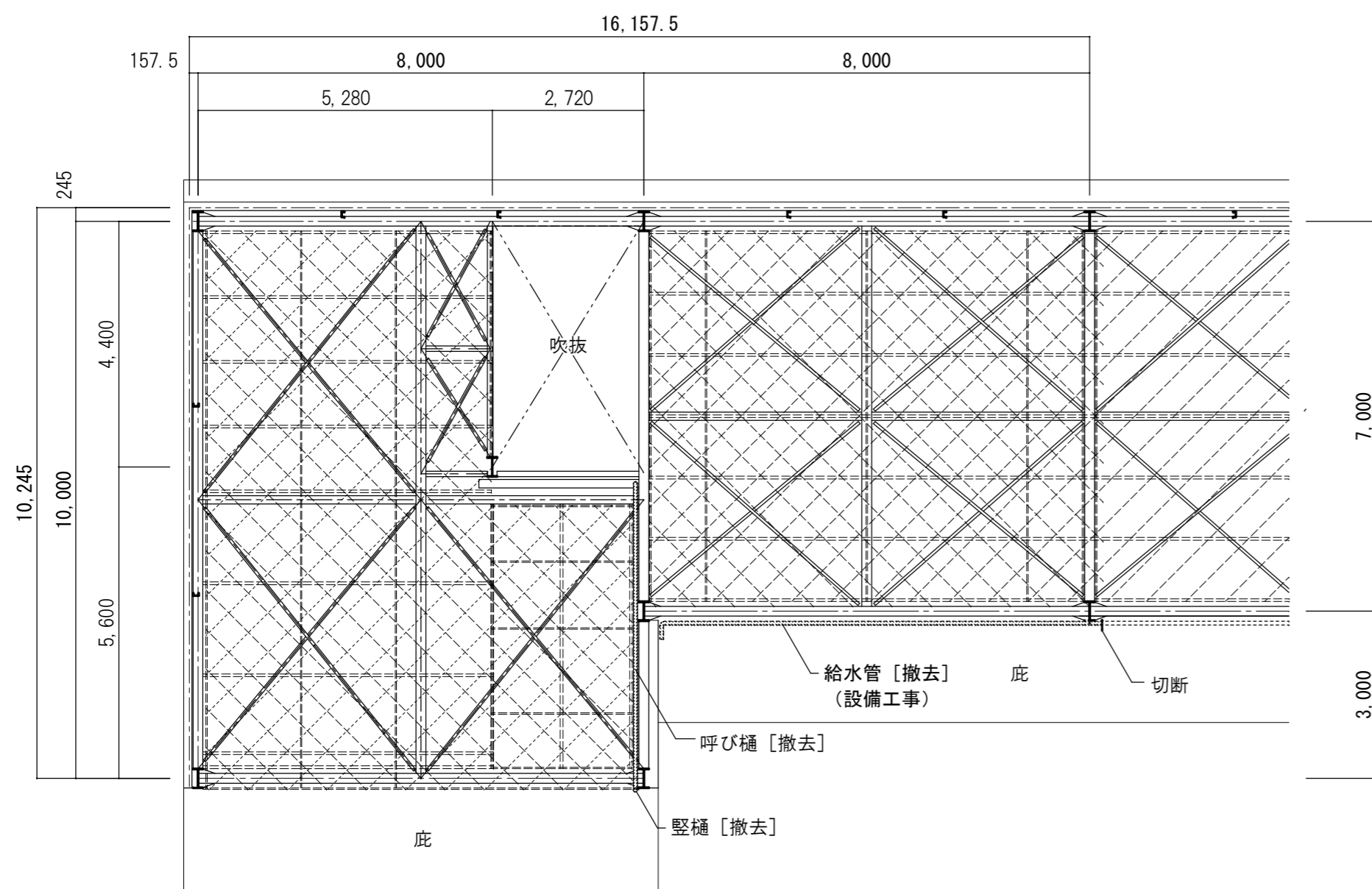
D 展開図 1/50



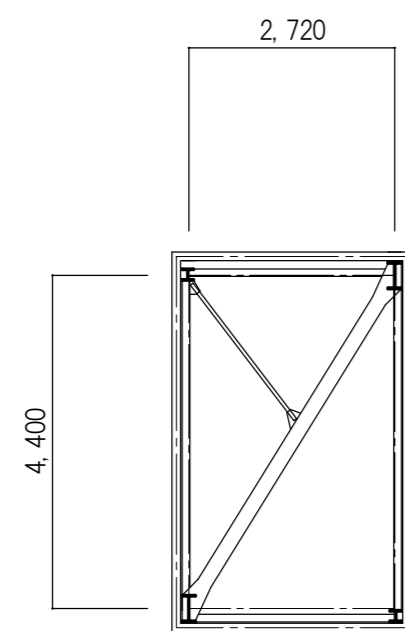
D 展開図 1/50

給水用ホ-ス棚転倒防止胴縁取付図 1/30

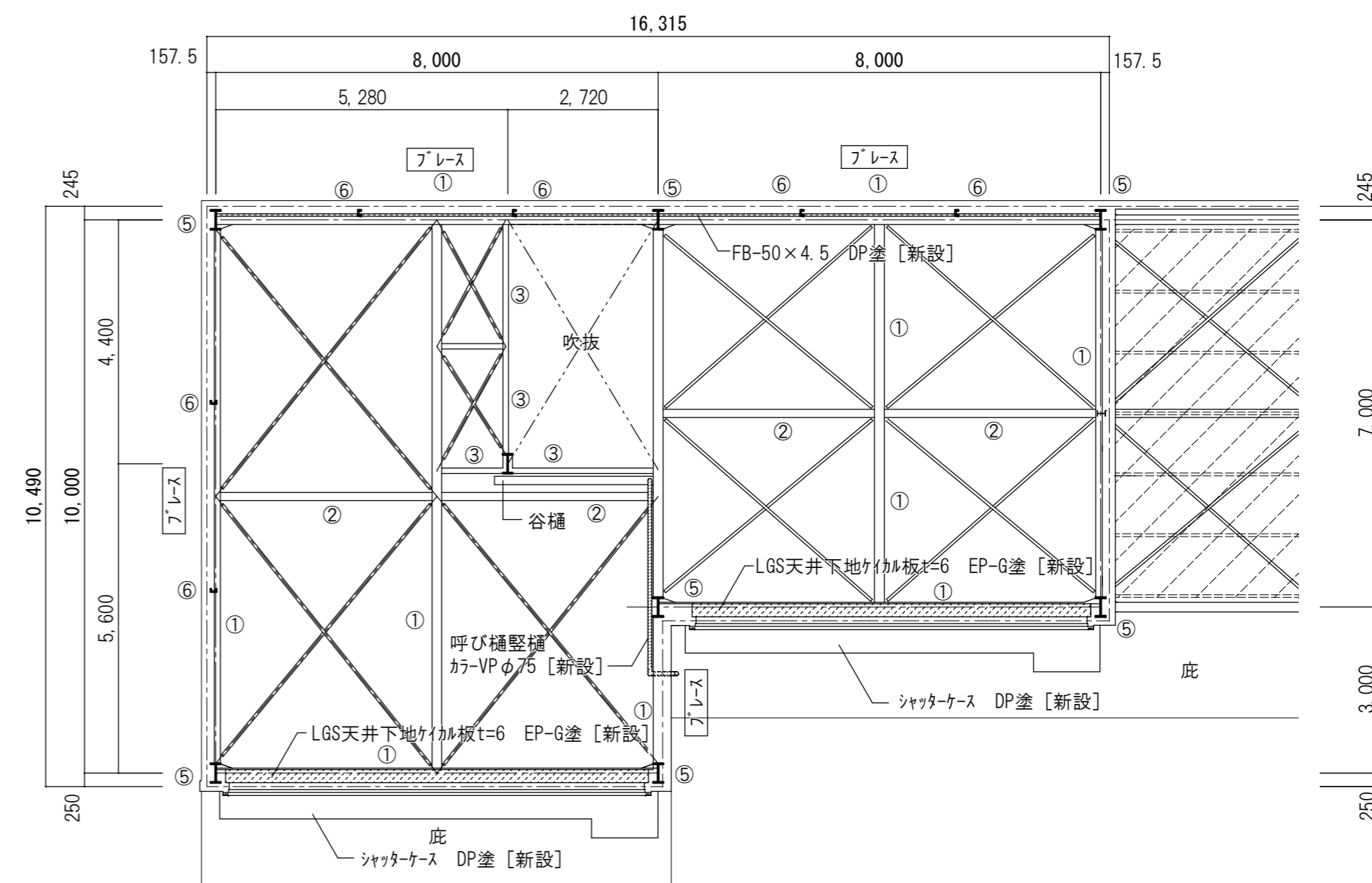
[原図A2]



防鳥網 [撤去]
下地スチールパイプφ48、φ25共 [撤去]



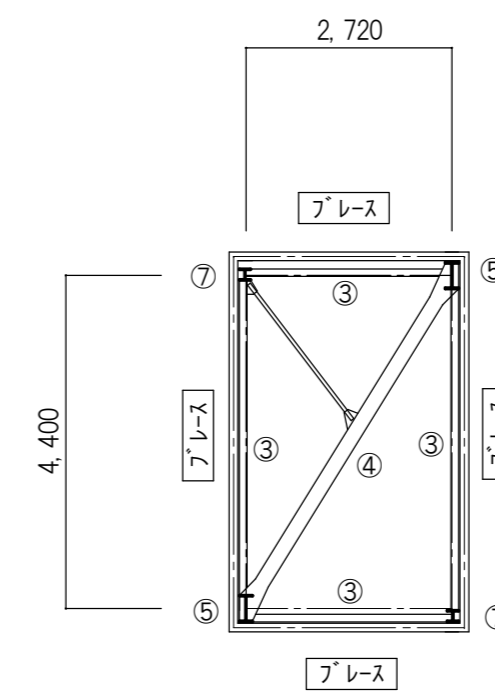
改修前天井伏図1/100



※鉄部見え掛部分 DP塗替え

参考既設鉄骨リスト

- 梁
- ① H-350×175
- ② H-150×150
- ③ H-200×100
- ④ H-400×200
- 柱
- ⑤ H-350×175
- ⑥ [-100×50
- ⑦ H-150×150
- プレース
- 屋根 L-50×50
- 壁 L-65×65
- OH壁 L-50×50



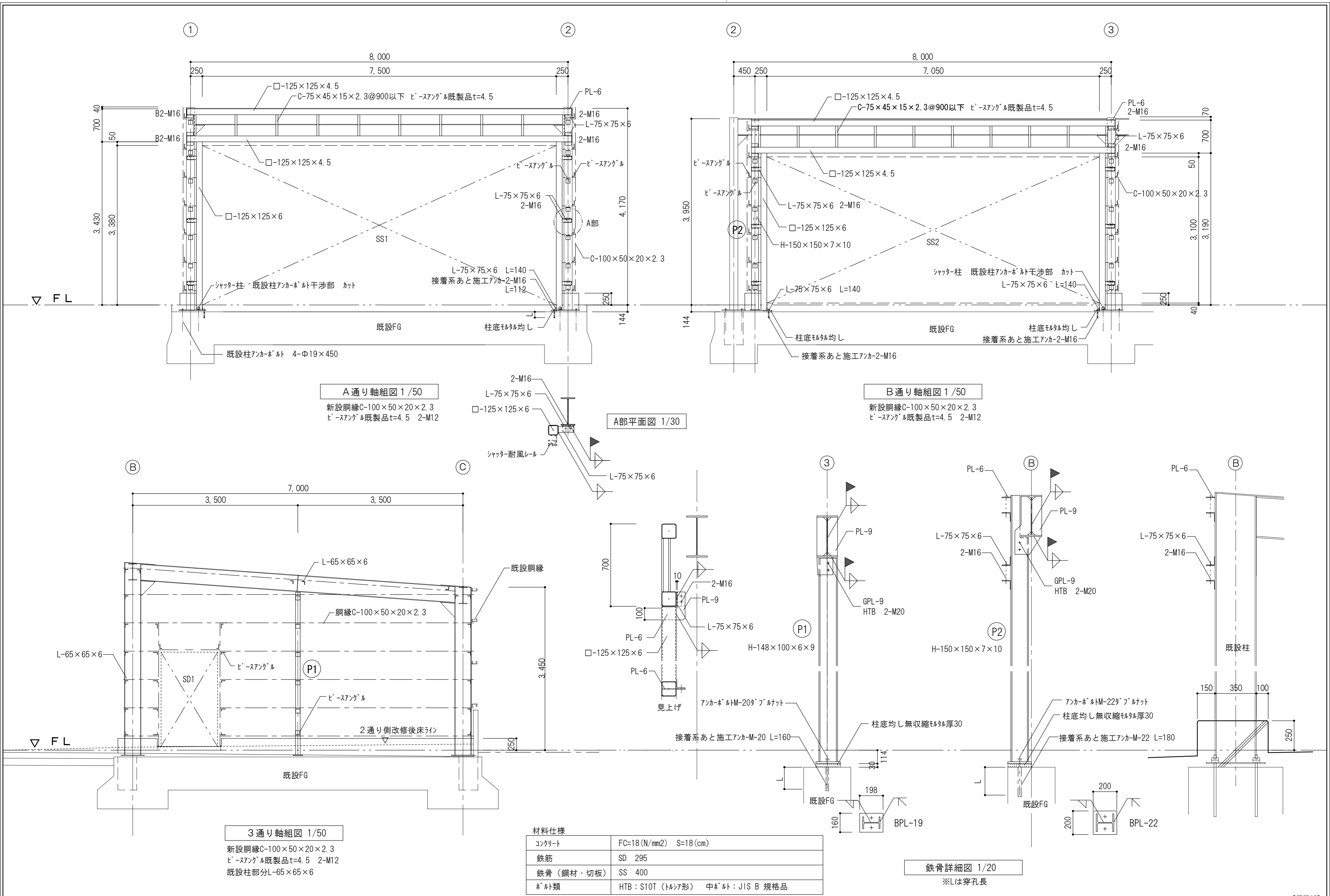
改修後天井伏図1/100

記号・数量	① SS 電動式重量シャッター 1か所	② SS 電動式重量シャッター 1か所
形状		
基準FL	▽	▽
仕上	シャッター枠廻り鉄部：防錆塗装の上 DP塗り スラット：溶融亜鉛メッキの上 DP塗り	シャッター枠廻り鉄部：防錆塗装の上 DP塗り スラット：溶融亜鉛メッキの上 DP塗り
硝子		
見込		
金物	スラット・座板・耐風レール・まぐさ・シャッターケース・ステンレススイッチボックス（鍵付き） 額縁（PL-1.6）	スラット・座板・耐風レール・まぐさ・シャッターケース・ステンレススイッチボックス（鍵付き） 額縁（PL-1.6）
備考	シャッター開放用電源供給システム・電工ドラム（30m） ・急降下停止装置 ・光電センサー障害物検知装置	シャッター開放用電源供給システム・急降下停止装置 ・光電センサー障害物検知装置

記号・数量	① SD 上吊式鋼製片引戸（両面フラッシュ） 1か所
形状	<p>防火設備 ※遮煙性能付きとする</p>
基準FL	▽
仕上	DP塗り
硝子	
見込	扉40 枠325
金物	ステンレス引棒 シリコン錠 サムターン ステンレス沓摺 自閉装置
備考	

建 具 表 1/50

[原図A2]



A通り軸組図 1/50
 新設胴縁C-100×50×20×2.3
 ビー・スチング®既製品t=4.5 2-M12

B通り軸組図 1/50
 新設胴縁C-100×50×20×2.3
 ビー・スチング®既製品t=4.5 2-M12

3通り軸組図 1/50
 新設胴縁C-100×50×20×2.3
 ビー・スチング®既製品t=4.5 2-M12
 既設柱部分L-65×65×6

材料仕様

コンクリート	FC=18(N/mm ²) S=18(cm)
鉄筋	SD 295
鉄骨(鋼材・切板)	SS 400
ボルト類	HTB: S10T(トルシア形) 中ボルト: JIS B 規格品

鉄骨詳細図 1/20
 ※Lは穿孔長

電気設備工事特記仕様書	
Ⅰ. 工事概要	
1. 工事名称	津市上下水道庁舎給水車庫改修工事
2. 工事場所	津市殿村 地内
3. 建物概要	給水車庫棟 鉄骨造 平家建 延べ面積437.02㎡ 用途区分13項イ
4. 工事科目	用途区分は消防法施行令別表第一による表記 下記において●印を付した工事を対象とする。 ●電力設備 ●変電設備 ●電力貯蔵設備 ●発電設備 ●通信・情報設備 ●中央監視制御設備 ●医療関係設備 ●構内配電線路 ●構内通信線路 ●その他
Ⅱ. 共通仕様	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。 ・国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版) 「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各令和4年版) 「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各令和4年版) ・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準) ・電気工事業の業務の適正化に関する法律 ・電気工事士法 ・労働安全衛生法 ・消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。) ・電力会社供給約款 ・その他関連法令、関連諸基準	
Ⅲ. 特記仕様	
1. 一般共通事項	下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。
1. 一般事項	(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2. 足場	設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場の種別(参考) ●脚立 ●棚足場 ●その他() 外部足場の種別(参考) ●手摺先行据置枠組足場 ●移動足場 ●高所作業車 ●その他() 外部足場設置範囲(参考) ●外部改修部 ●設備改修部 ●昇降用 ●転落防止用防護シート等による養生 ●適用する ●適用しない
・足場(つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る)の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。	
1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者	
2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成者」に必要な資格を有する者	
3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者	
3. 三重県産業廃棄物税 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合は、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。	
4. 電気工作物の種類 ●自家用電気工作物	
5. 電気工事士 電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。	
6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律 電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	

7. 電気保安技術者 電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。 なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。 ・受注者負担 ●不要 ●その他()	
8. 品質管理 工事施工に関して、着事前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。	
9. 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 ① 各種盤据付 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ)基礎寸法 水平垂直 ② 配管・配線工事 支持間隔 ③ スイッチ類の取付高さ	
10. 測定機器の校正等 試験に使用する計測器類は2年以上の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。 また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。	
11. 施工計画等 受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図(プロット図、平面図、展開図、各種詳細図) 主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書 ⑤ 照度分布図	
12. 機材等 工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ① 使用機材届出書 ② 機器明細図 使用機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。 ③ 各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。	
13. 完成図書 作成する(・完成図・保全に関する資料()) 完成図作図範囲(設計図を訂正) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。	
14. 工事写真 営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修(最新版))に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営整第211号)」による。	
15. 施工条件 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1)施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり 指定日(・施設休業日 ●打ち合わせ ●その他()) (2)施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり 指定時間(・()時～()時 ●打ち合わせ ●その他()) (3)その他()	
16. 事故の発生時 工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。	
17. 建築副産物情報交換システムの利用 受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出することとし、また、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。 なお、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。	
18. 発生材の処理等 ・本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である。 分別解体等及び特定建設資材の再資源等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。	

分別解体等の方法 工種・新築・増築・修繕・模様替・解体 ●その他(改修) 分別解体の方法 ●手作業・手作業、機械作業併用	
(1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。 () (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器・コンデンサ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお、施工に際してPCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土・その他() (4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材() (5)水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの ●蛍光灯 ●HIDランプ(高輝度放電ランプ)・その他() 「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」(令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。 (マニフェストA、B2、D票を提示すること。)	
19. 官公署への手続き 工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ・消防設備関係 ●電気工作物関係 ●受電関係 ●通信関係 ●建設工事関係 ●その他()	
20. 消防法関係の手続き (1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事(・建築工事・電気設備工事・機械設備工事)・別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。	
21. 工事用仮設物 構内への設置 ●できる(施設管理者と協議) ●できない	
22. 工事用電力 構内既存の施設 ・利用できる(・有償・無償)・利用できない 本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。	
23. 工事用水 構内既存の施設 ・利用できる(・有償・無償)・利用できない	
24. 工事中等の保安監理 電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。	
25. 搬入計画 大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。	
26. 製品確認 発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。	
27. 機材等の検査及び試験 検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。	
28. 完成確認及び完成検査時等の電源確保 機器の動作確認、電圧、極性、回転等確認できるように電源を確保すること。	
29. 完成時の操作説明 総合盤等操作に必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。	
30. 不正軽油の使用の禁止 (1)市工場の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 (2)受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督員しなければならない。 (3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督員しなければならない。	

2. 施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 既設設備等の調査 既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。 (1)地中埋設管路 1)項目 ●埋設配管 ●構造物 ●その他() 2)調査範囲 ●埋設ルート ●その他() (2)貫通及びはつり 1)項目 ●鉄筋 ●配管 ●その他() 2)調査範囲 ●施工部分 ●その他() (3)既設との取合い 1)項目 ●接続箇所 ●増設箇所 ●その他() 2)調査範囲 ●施工部分 ●その他()	
2. 施工前の測定等 改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。	
3. 耐震施工 (1)想定される地震に対応するものとする。 (2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。	
4. 耐震基準 耐震措置の計算及び施工方法は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」(国土交通省大臣官庁官庁営繕部)及び「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(一財)日本建築センター)を適用する。	
5. はつり (1)穴開け及び補修 ●なし ●あり(貫通場所及び口径は別図による) (2)溝はつり及び補修 ●なし ●あり(はつり深さは別図による)	
6. あと施工アンカー 性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ●行わない	
7. 基礎の配線ビット 基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。	
8. 配管・配線の耐震処置 建物引込部の配管の耐震処置 ・行う ●行わない 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ・行う ●行わない	
9. 最上階の埋込配管 最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。	
10. 露出配管 (1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2)附属品は、ねじ込み形を使用する。 (3)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金具又は保護カバーを使用する。 (4)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。	
11. 合成樹脂管 (1)合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。(PF管)	
12. 予備配管等 埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(PF22)を1本、5回路以上は(PF22)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。	
13. 金属製電線管等の塗装 (1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1)屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2)図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3)湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4)仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうち、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。	
14. 導入線 通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。	
15. 予備スリーブ 梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。	
16. ボックス類 位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として金属製とする。	
17. 軽量間仕切のボックス 軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。	
18. プルボックス (1)屋外形、特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。 (2)屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。	

[原図A2]

工事名称	図面名称	縮尺	日付	訂正	担当	承認	備考	
★ 津市上下水道庁舎給水車庫改修工事	★ 電気設備特記仕様書(1)	★	★	★	★	★	★	
藤川設計株式会社							一級建築士大臣登録117471号 田中 保雄	E-01

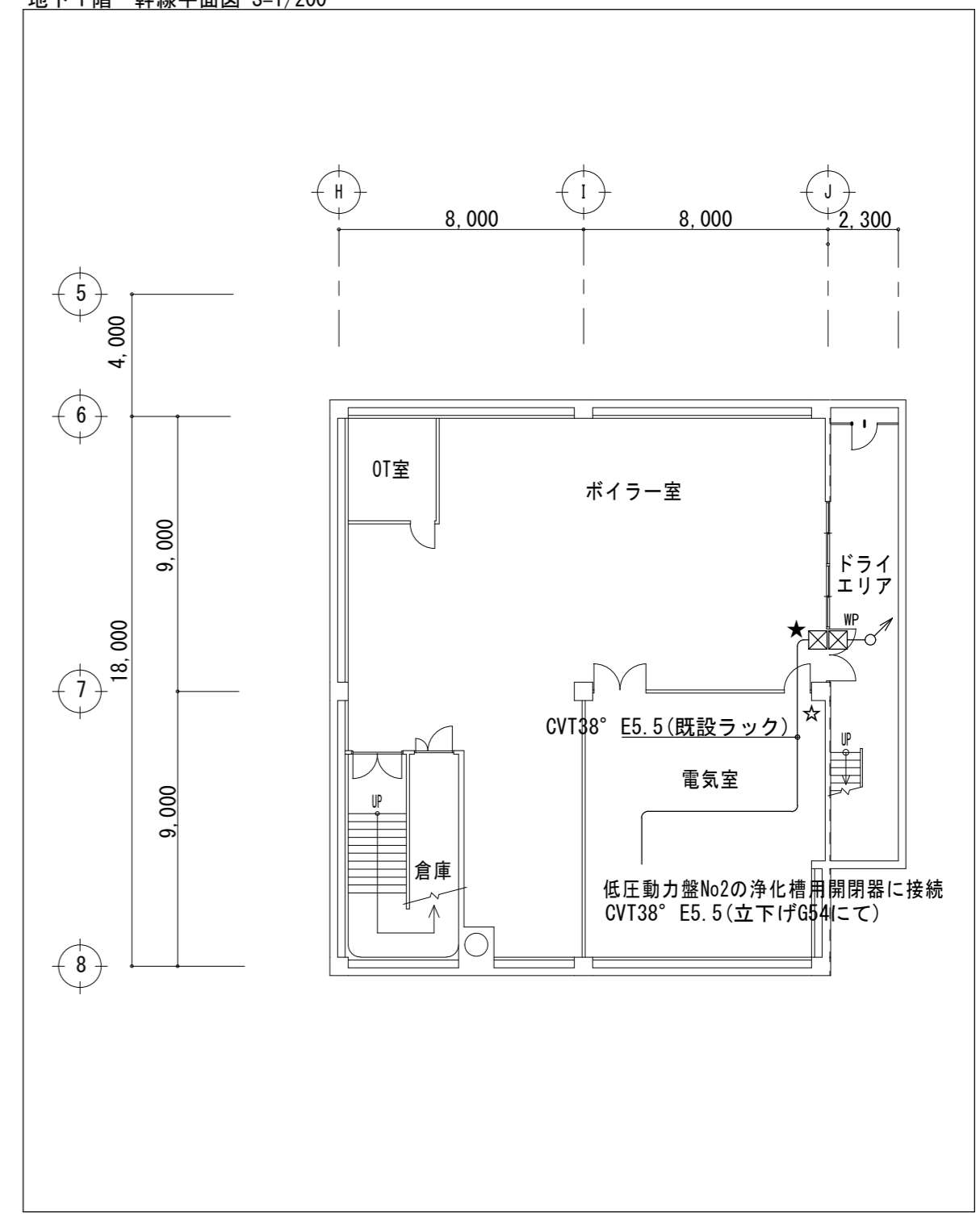
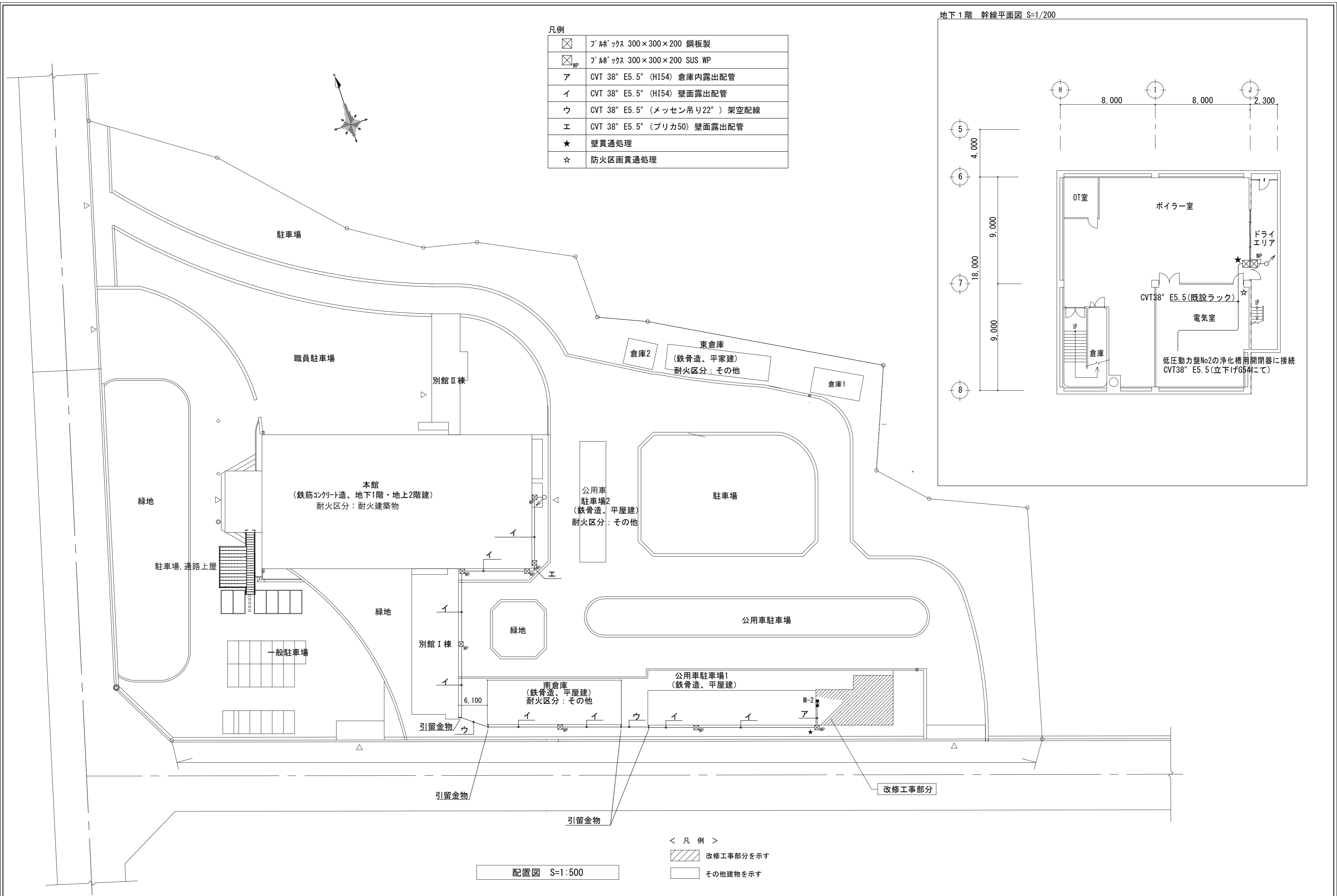
<p>19. ボルト・ナット類 屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ●溶融亜鉛メッキ仕上げ</p> <p>20. ケーブル及び配線 (1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ 屋内の直線部分は、30mごと ⑥ プルボックス内 ⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑨ マンホール及びハンドホールごと</p> <p>(2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所</p> <p>21. 配線器具の設置 (1)特殊コンセントはプラグとする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。 (4)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。</p> <p>22. 照明器具の設置 (1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (2)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱着防止の措置を行う。 (3)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。</p> <p>23. 照明改修の際の測定 対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所 () 測定回数 前後各(1)回</p> <p>24. 分電盤、制御盤、キュービクル等 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。</p> <p>25. 受変電設備、発電設備の設置場所 (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (4)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。</p> <p>26. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。</p> <p>27. 非常放送設備のスピーカ設置 (1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。</p> <p>28. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ・B種 (材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締固め) ・その他 () ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、GL-600mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。</p> <p>29. ハンドホール、マンホール 高さ900mmを超えるものにあつては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とする。</p> <p>30. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個（30mに満たない部分はその間に1個）</p>	<p>3. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については図面による。</p> <p>【電力設備】</p> <p>1. 電灯設備 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯 (6)コンセント等 (7)分電盤、制御盤等</p> <p>2. 動力設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への接続 (5)電動機等の接地 (6)分電盤、制御盤等</p> <p>3. 雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 (5)接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設標</p> <p>●無し ●盤改造 ●配線接続 ●電源供給 ●その他 () ●分電盤、制御盤等 ●その他 () 1) 形式 ●公共型 ●一般型 2) 灯具 ●LED灯 ●その他 () 3) 用途 ●屋内用 ●屋外用 ●防炎用 4) 環境 ●普通地域 ●塩害地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 1) センサ類 ●明るさセンサ ●人感センサ ●タイマ ●調光スイッチ ●その他 () 2) 調光方式 ●連続調光 ●段階調光 ●ON/OFF制御 ●その他 () 3) 制御方式 ●有線 ●無線通信 1) 照明用ポール ①材質 ●アルミニウム製 ●鋼製 ●溶融亜鉛メッキ ●その他 () ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 3) 灯具 ●LED灯 ●その他 () 4) 電源 ●商用電源(60Hz) (・200V ・100V) ●その他 () 5) 制御 ●Eスイッチ ●タイマ ●その他 () 6) 接地 ●単独接地 (・本工事 ●別途工事 ●既設利用) ●共用 ●その他 () ●一般型 ●防水型 ・回転スイッチ (・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)) 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。</p> <p>●無し ●盤改造 ●配線接続 ●その他 () ●分電盤、制御盤等 ●その他 () ・給水 ・排水 ・消火 ・空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ●その他 () 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。 ・専用接地 ・金属管接地 (7.5kW以下) 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工制御盤等年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。</p> <p>1) 受雷部 ●突針 ●棟上導体 ●笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ●引下げ導線 ●建築構造体利用 3) 接地極 ●接地極埋設 ●建築構造体利用 ●測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ①測定方法 ●電位差計方式 ●電圧降下法 ②測定回数 ●3回 ●(1)回 5) 接地極埋設標を設置する。</p> <p>1) 耐雷トランス ●設置 (・単相用 ・動力用) ●設置しない 2) SPD ●低圧用 (・クラスI ・クラスII) ●通信用 (・カテゴリC2 ・カテゴリD1) 3) SPDの性能仕様は別図による 1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。</p> <p>1) 種別 ●A種 ●B種 ●C種 ●D種 2) 施工 ●各種単独 ●共用有り () 1) 測定方法 ●電位差計方式 ●電圧降下法 2) 測定回数 ●3回 ●(1)回 接地には接地極埋設標を施工し、接地極の位置がわかるようにする。</p>	<p>【受変電設備】</p> <p>5. 受変電設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)盤類 (4)交流遮断器 (5)断路器 (6)負荷開閉器 (7)変圧器 (8)進相コンデンサ (9)直列リアクトル (10)キュービクル等 (11)基礎 (12)配線ピット及び蓋 (13)設置場所</p> <p>【電力貯蔵設備】</p> <p>6. 直流電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)整流装置 (4)蓄電池 (5)性能 (6)蓄電池 (7)交流無停電電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)給電方式 (4)整流装置等 (5)蓄電池 (6)性能 (7)交流無停電電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)給電方式 (4)整流装置等 (5)蓄電池 (6)性能 (7)交流無停電電源設備</p> <p>高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。 ・無し ・改造 (機器取替、追加等を含む) ・増設 ●配線接続 ・その他 () ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他 () 1) 形式 ●キュービクル式配電盤 (JIS C 4620) ●高圧スイッチギア (JEM 1425) (・CX ・CW ・PW ・MW) ●開放形配電盤 ●その他 () 2) 中通路 ●有 ・無 3) 特記事項 () 真空遮断器 (VCB) ①操作方式 ●手動ばね操作 ●電動ばね操作 ●電磁操作 ②引外し方式 ●電流引外し ●コンデンサ引外し ●直流電圧引外し 1) 形式 ●3極単投 ●単極単投 (避雷器用に限る) 2) 操作方式 ●遠方手動操作 ●フック棒操作 (避雷器用に限る) 1) 形式 ●配電盤用 ●引込柱用 ●地中引込用 2) 配電盤用 ①操作方式 ●フック棒操作 ●遠方手動操作 ●電動操作 ②限流ヒューズ ●有 (ストライカ付) ●無 ③引外し装置 ●ストライカ引外し ●電圧引外し ●無 ①本体及び制御箱の材質 ●ステンレス製 ●鋼製 ②保護装置 ●過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③避雷器 ●内蔵 ●無 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする 1) 形式 ●油入 ●モールド 2) 設置方式 ●屋外型 ●屋内型 3) ダイアル温度計 ●有 (・最大値指針 有 ・最大値指針 無) ●無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合には必須とする 1) 絶縁方式 ●油入 ●モールド ●ガス入 2) その他 ①内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ②放電装置を附属又は内蔵すること 1) 絶縁方式 ●油入 ●モールド 2) 容量 ●6% ●13% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 ・本工事 (・2.1N/mm² ・1.8N/mm²) ・別途工事 ●既設利用 ●その他 () 1) 施工 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 2) ピット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。 ・屋内 ・屋外 (・地上 ・屋上)</p> <p>・非常用照明器具電源 ・受変電設備制御電源 ●その他 () () kVA 1) 出力電圧 直流 (・12V ・24V ・48V ・()V) 2) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。 1) 種類 ●鉛蓄電池 (・HS ・MSE ・長寿命形MSE) ●アルカリ蓄電池 (・AH ・AMH) ●その他 () 2) 最低蓄電池温度 -5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・()℃ 停電補償時間 () () kVA ・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式 ●その他 () 整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。 1) 種類 ●鉛蓄電池 (・HS ・MSE ・長寿命形MSE) ●アルカリ蓄電池 (・AH ・AMH) ●その他 () 2) 最低蓄電池温度 -5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・()℃ 停電補償時間 () ・仕様詳細は別図による。 ・仕様詳細は別図による。</p>	<p>【発電設備】</p> <p>10. 燃料式発電設備 (1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置 (5)燃料 (6)燃料槽 (7)給油ボックス (8)燃料移送ポンプ (9)基礎 (10)その他発電設備 (11)通信・情報設備 (12)構内情報通信網設備 (13)構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット (6)情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 (6)映像音響設備</p> <p>1) 用途 ●防災電源専用 (防災認定品) ●防災電源兼用 (防災認定品) ●一般用 2) 区分 ●常用 ●非常用 ・屋内 ●屋外 (・普通地域 ●塩害地域) ・発電装置 ●燃料槽 ●給油ボックス ●燃料移送ポンプ ●その他 () 1) 種類 ●ディーゼル発電装置 ●ガスエンジン発電装置 ●ガスタービン発電装置 ●簡易形 ●オープン式 ●キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 2) 形式 ●簡易形 ●オープン式 ●キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 3) 始動時間 (停電検出後) ●10秒以内 ●40秒以内 ●()秒以内 4) 連続運転時間 ●2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 ●7.2時間以上 ●その他 () 5) 発電機 ①電気方式 ●三相3線式 (・6.6kV ・200V ・()V) ●単相3線式 (200/100V) ●単相2線式 (200V ・100V ・()V) ②定格周波数 60Hz ③定格出力 () kVA 6) 原動機 ①定格出力 () kW 以上 () ps 以上 ②冷却方式 ●ラジエータ方式 ●その他 () 1) 種類 ●軽油 ●灯油 ●A重油 ●その他 () 2) 引渡時燃料 ●満タン ●指定なし ●その他 () 1) 形式及び容量 ●パッケージ搭載タンク () リットル ●燃料小出槽 () リットル ●主燃料槽 () リットル ●屋外型 (・ステンレス製 ●鋼製) ●屋内型 (・ステンレス製 ●鋼製) 2) 燃料小出槽 ①設置場所 ●屋内 (・屋外(地上) ●地下埋設 (・タンク室内埋設 ●直埋設) ●その他 () ②形式 ●二重殻タンク ●一重殻タンク ●その他 () ③設置工事 ●本工事 ●別途工事 ●その他 () ④タンク室工事 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 1) 材質 ●ステンレス製 ●鋼製 ●その他 () 2) 油量指示計 ●有 ●無 3) 電動ポンプ ●油車ポンプ ●油中ポンプ ●手動ポンプ (ウイングポンプ) ●有 ●無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ●有 ●無 ・本工事 (・2.1N/mm² ・1.8N/mm²) ・別途工事 ●既設利用 ●その他 () ・ () の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 (6)映像音響設備</p> <p>1) 用途 ●防災電源専用 (防災認定品) ●防災電源兼用 (防災認定品) ●一般用 2) 区分 ●常用 ●非常用 ・屋内 ●屋外 (・普通地域 ●塩害地域) ・発電装置 ●燃料槽 ●給油ボックス ●燃料移送ポンプ ●その他 () 1) 種類 ●ディーゼル発電装置 ●ガスエンジン発電装置 ●ガスタービン発電装置 ●簡易形 ●オープン式 ●キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 2) 形式 ●簡易形 ●オープン式 ●キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 3) 始動時間 (停電検出後) ●10秒以内 ●40秒以内 ●()秒以内 4) 連続運転時間 ●2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 ●7.2時間以上 ●その他 () 5) 発電機 ①電気方式 ●三相3線式 (・6.6kV ・200V ・()V) ●単相3線式 (200/100V) ●単相2線式 (200V ・100V ・()V) ②定格周波数 60Hz ③定格出力 () kVA 6) 原動機 ①定格出力 () kW 以上 () ps 以上 ②冷却方式 ●ラジエータ方式 ●その他 () 1) 種類 ●軽油 ●灯油 ●A重油 ●その他 () 2) 引渡時燃料 ●満タン ●指定なし ●その他 () 1) 形式及び容量 ●パッケージ搭載タンク () リットル ●燃料小出槽 () リットル ●主燃料槽 () リットル ●屋外型 (・ステンレス製 ●鋼製) ●屋内型 (・ステンレス製 ●鋼製) 2) 燃料小出槽 ①設置場所 ●屋内 (・屋外(地上) ●地下埋設 (・タンク室内埋設 ●直埋設) ●その他 () ②形式 ●二重殻タンク ●一重殻タンク ●その他 () ③設置工事 ●本工事 ●別途工事 ●その他 () ④タンク室工事 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 1) 材質 ●ステンレス製 ●鋼製 ●その他 () 2) 油量指示計 ●有 ●無 3) 電動ポンプ ●油車ポンプ ●油中ポンプ ●手動ポンプ (ウイングポンプ) ●有 ●無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ●有 ●無 ・本工事 (・2.1N/mm² ・1.8N/mm²) ・別途工事 ●既設利用 ●その他 () ・ () の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 (6)映像音響設備</p> <p>1) 用途 ●防災電源専用 (防災認定品) ●防災電源兼用 (防災認定品) ●一般用 2) 区分 ●常用 ●非常用 ・屋内 ●屋外 (・普通地域 ●塩害地域) ・発電装置 ●燃料槽 ●給油ボックス ●燃料移送ポンプ ●その他 () 1) 種類 ●ディーゼル発電装置 ●ガスエンジン発電装置 ●ガスタービン発電装置 ●簡易形 ●オープン式 ●キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 2) 形式 ●簡易形 ●オープン式 ●キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 3) 始動時間 (停電検出後) ●10秒以内 ●40秒以内 ●()秒以内 4) 連続運転時間 ●2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 ●7.2時間以上 ●その他 () 5) 発電機 ①電気方式 ●三相3線式 (・6.6kV ・200V ・()V) ●単相3線式 (200/100V) ●単相2線式 (200V ・100V ・()V) ②定格周波数 60Hz ③定格出力 () kVA 6) 原動機 ①定格出力 () kW 以上 () ps 以上 ②冷却方式 ●ラジエータ方式 ●その他 () 1) 種類 ●軽油 ●灯油 ●A重油 ●その他 () 2) 引渡時燃料 ●満タン ●指定なし ●その他 () 1) 形式及び容量 ●パッケージ搭載タンク () リットル ●燃料小出槽 () リットル ●主燃料槽 () リットル ●屋外型 (・ステンレス製 ●鋼製) ●屋内型 (・ステンレス製 ●鋼製) 2) 燃料小出槽 ①設置場所 ●屋内 (・屋外(地上) ●地下埋設 (・タンク室内埋設 ●直埋設) ●その他 () ②形式 ●二重殻タンク ●一重殻タンク ●その他 () ③設置工事 ●本工事 ●別途工事 ●その他 () ④タンク室工事 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 1) 材質 ●ステンレス製 ●鋼製 ●その他 () 2) 油量指示計 ●有 ●無 3) 電動ポンプ ●油車ポンプ ●油中ポンプ ●手動ポンプ (ウイングポンプ) ●有 ●無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ●有 ●無 ・本工事 (・2.1N/mm² ・1.8N/mm²) ・別途工事 ●既設利用 ●その他 () ・ () の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 (6)映像音響設備</p> <p>1) 用途 ●防災電源専用 (防災認定品) ●防災電源兼用 (防災認定品) ●一般用 2) 区分 ●常用 ●非常用 ・屋内 ●屋外 (・普通地域 ●塩害地域) ・発電装置 ●燃料槽 ●給油ボックス ●燃料移送ポンプ ●その他 () 1) 種類 ●ディーゼル発電装置 ●ガスエンジン発電装置 ●ガスタービン発電装置 ●簡易形 ●オープン式 ●キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 2) 形式 ●簡易形 ●オープン式 ●キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 3) 始動時間 (停電検出後) ●10秒以内 ●40秒以内 ●()秒以内 4) 連続運転時間 ●2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 ●7.2時間以上 ●その他 () 5) 発電機 ①電気方式 ●三相3線式 (・6.6kV ・200V ・()V) ●単相3線式 (200/100V) ●単相2線式 (200V ・100V ・()V) ②定格周波数 60Hz ③定格出力 () kVA 6) 原動機 ①定格出力 () kW 以上 () ps 以上 ②冷却方式 ●ラジエータ方式 ●その他 () 1) 種類 ●軽油 ●灯油 ●A重油 ●その他 () 2) 引渡時燃料 ●満タン ●指定なし ●その他 () 1) 形式及び容量 ●パッケージ搭載タンク () リットル ●燃料小出槽 () リットル ●主燃料槽 () リットル ●屋外型 (・ステンレス製 ●鋼製) ●屋内型 (・ステンレス製 ●鋼製) 2) 燃料小出槽 ①設置場所 ●屋内 (・屋外(地上) ●地下埋設 (・タンク室内埋設 ●直埋設) ●その他 () ②形式 ●二重殻タンク ●一重殻タンク ●その他 () ③設置工事 ●本工事 ●別途工事 ●その他 () ④タンク室工事 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 1) 材質 ●ステンレス製 ●鋼製 ●その他 () 2) 油量指示計 ●有 ●無 3) 電動ポンプ ●油車ポンプ ●油中ポンプ ●手動ポンプ (ウイングポンプ) ●有 ●無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ●有 ●無 ・本工事 (・2.1N/mm² ・1.8N/mm²) ・別途工事 ●既設利用 ●その他 () ・ () の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 (6)映像音響設備</p>
--	--	--	---

16. 拡声設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 機器 ・増幅器 ・付属機器 ・操作装置 ・スピーカー ・その他 () (2) 増幅器 ・非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照) ・専用出力 () W
(3) 付属機器	<ul style="list-style-type: none"> ・オーディオミキサー ・リモコンマイク ・電源制御器 ・録音再生装置 (・CD ・メモリオーディオ ・その他 ()) ・アナウンスレコーダ (・チャイム ・独自メッセージ ・プログラムタイマ) ・その他 ()
(4) 操作装置	<ul style="list-style-type: none"> ・有線マイクロホン ・無線マイクロホン (・電波式 (・アナログ ・デジタル) ・赤外線式) ・ラジオチューナー (・FM ・AM ・その他 ()) ・スピーカー切替装置 ・その他の機器 ()
(5) スピーカ	<ul style="list-style-type: none"> ・卓上型 ・キャビネットラック型 ・壁掛型 ・その他 () ・非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照) ・専用結線 ・1W ・3W () W ・インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ・設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ()
17. 誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備 ・音声誘導装置 ・インターホン ・トイレ等呼出装置 (2) 音声誘導装置 <ul style="list-style-type: none"> 1) 検出方式 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他 () 2) 設置場所 ・屋外 (防雨形) ・屋内 3) 機能 ・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他 () 4) 機器 ・制御装置 ・送信機 ・受信機 ・その他 () 5) 制御装置 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 () 6) 送信機 ・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 () 7) 受信機 ・スピーカー式 ・イヤホン式 ・その他 ()
(3) インターホン	<ul style="list-style-type: none"> 1) 用途 ・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 ・その他 () 2) 機能 ・音声通話 ・映像モニタ 3) 通話網 ・親子式 ・相互式 ・複合式 4) 通話方式 ・同時通話式 ・交互通話式 ・その他 () 5) 機器 ・親機 ・子機 ・その他 () 6) 親機 <ul style="list-style-type: none"> ①形状 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 () ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他 ()
(4) トイレ等呼出装置	<ul style="list-style-type: none"> 1) 用途 ・トイレ呼出 ・受付呼出 ・非常通報 ・その他 () 2) 機器 ・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他 () 3) 親機 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他 () 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他 () 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・ブザー ・ベル ・その他 ()
18. テレビ共同受信設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 受信放送 (2) 機器 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・CATV ・その他 () ・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐器 ・分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・その他 () (3) アンテナ <ul style="list-style-type: none"> 1) 放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他 () 2) マスト ・地上波用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・衛星用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・その他 () 3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
19. 監視カメラ設備	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様詳細は別図による。
20. 駐車場管制設備	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様詳細は別図による。
21. 防犯・入退室管理設備	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様詳細は別図による。
22. 自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 機器 ・受信機 ・副受信機 (表示装置) ・中継器 ・発信機 ・感知器 ・光警報装置 ・その他 () (2) 受信機 <ul style="list-style-type: none"> 1) 型式 ・P型1級 ・P型2級 ・R型 2) 回線数 ・() 回線 ・() アドレス 3) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 盤形式 ・複合盤組込 ・自立型 ・壁掛型 ・その他 () (3) 副受信機 (表示装置) <ul style="list-style-type: none"> 1) 盤形式 ・自立型 ・壁掛型 ・その他 () 2) 回線数 ・() 回線 ・() アドレス 3) 表示装置の仕様詳細は別図による。 (4) 中継器 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 (5) 発信機 <ul style="list-style-type: none"> 1) 型式 ・アドレス付 ・P型1級 ・P型2級 2) 消火栓ポンプ起動 特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。 (6) 感知器 <ul style="list-style-type: none"> 1) 型式 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス (別途) に組込 ・その他 () 2) 種類 ・アドレス付 ・一般型 3) 試験機能 ・熱感知器 ・空気管式 ・煙感知器 ・炎感知器 4) 機器仕様 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 5) 機器仕様 ・一般 ・防水 ・防爆 ・防食 ・その他 () (7) 光警報装置 <ul style="list-style-type: none"> 1) 機器 ・警報装置 ・制御装置 ・同期装置 2) 警報装置 ・天井付 ・壁付 3) 同期装置 ・自走同期式 ・外部同期式

23. 自動閉鎖設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 機器 ・運動制御器 ・感知器 ・自動閉鎖装置 ・自動開錠装置 ・その他 () (2) 運動制御器 <ul style="list-style-type: none"> 1) 制御対象 ・防火戸 ・防火シャッター ・防排煙ダンパー ・非常口等の扉 ・その他 () (3) 感知器 <ul style="list-style-type: none"> 2) 回線数 () 回線 (遠方復帰機構 () 回路) 3) 設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤 1) 型式 ・アドレス付 ・一般型 2) 種類 ・煙感知器 (・2種 ・3種) 3) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 機器仕様 ・一般 ・防水 ・防爆 ・防食 ・その他 () (4) 自動閉鎖装置 <ul style="list-style-type: none"> 1) 方式 ・磁気式 ・ラッチ式 ・その他 () 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () (5) 自動開錠装置 <ul style="list-style-type: none"> 1) 方式 ・電気錠 ・その他 () 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
24. 非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備 ・非常放送装置 ・非常ベル (2) 非常放送装置 <ul style="list-style-type: none"> 1) 消防法基準適合マーク品とする。 2) 機器 ・増幅器 ・スピーカー ・非常用リモコンマイク ・その他 () 3) 増幅器 <ul style="list-style-type: none"> ①出力 () W ②出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ③形式 ・ロングラック型 ・スタンダードラック型 ・壁掛型 ・その他 () ④機能 ・マイク放送 ・連動放送 (・自火報設備 ・緊急地震速報設備) ・その他 () ⑤用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用 4) スピーカ <ul style="list-style-type: none"> ①結線 ・1W ・3W ・() W ②インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ③設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 () ④用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用 5) 非常用リモコンマイク <ul style="list-style-type: none"> 型式 ・壁掛形 ・ラック収納形 ・卓上形 ・その他 () 1) 機器 ・起動装置 ・非常ベル ・表示灯 ・その他 () 2) 設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス (別途) に組込 ・その他 () (3) 非常ベル (自動サイレンを含む)
25. ガス漏れ火災警報設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 機器 ・受信機 ・副受信機 ・中継器 ・検知器 ・警報器 ・その他 () (2) 受信機 <ul style="list-style-type: none"> 1) 回線数 () 回線 2) 種類 ・都市ガス用 ・液化石油ガス用 3) 設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤 ・その他 () (3) 副受信機 <ul style="list-style-type: none"> 設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤 ・その他 () (4) 検知器 <ul style="list-style-type: none"> 1) 動作 ・単独 (単独動作) ・連動 (受信機に伝送) 2) 定格電圧 ・AC100V ・DC24V (受信機等から供給) ・その他 () 3) ガス検知出力信号 ・有電圧出力方式 ・無電圧接点方式
【中央監視制御設備】	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様詳細は別紙による。
【医療関係設備】	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様詳細は別紙による。
【構内配電線路】	<ul style="list-style-type: none"> 26. 構内配電線路 (1) 配線方式 <ul style="list-style-type: none"> ・地中線式 (・直埋 ・管路) ・架空線式 (・直接 ●ちよう架線添架) ・建築物等添架式 (●露出配管 ・隠蔽配管 ・その他 ()) ・その他 () (2) 建柱 <ul style="list-style-type: none"> 1) 施工 ・本工事 ・既設柱利用 ・その他 () 2) 電柱 ・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・パンザマスト ・その他 () (3) 支持材 <ul style="list-style-type: none"> ・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線 (保護ガード) ・有 ・無 (4) 装柱材料 <ul style="list-style-type: none"> 5) 銘板 ・有 ・無 1) 機器 ・開閉器 ・避雷器 ・カットアウト ・端子 ・その他 () 2) 耐環境性 ・一般用 ・耐塩用 3) 開閉器 仕様は 5. 受変電設備 (6) 負荷開閉器 による。 (4) 装柱機器 (低圧用) <ul style="list-style-type: none"> 1) 機器 ・開閉器 ・開閉器箱 ・避雷器 ・カットアウト ・端子 ・その他 () 2) 耐環境性 ・一般用 ・耐塩用 1) 形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () (5) ハンドホールマンホール <ul style="list-style-type: none"> 3) ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 ・() 箇所 4) 重車両の通行 ・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所)) ・無 (6) 鋳鉄蓋 <ul style="list-style-type: none"> 1) 鋳鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 1) 種類 ・FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP ・厚鋼電線管 ・その他 () 2) 標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート ・2倍長 ・その他 () 4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。

【構内通信線路】	<ul style="list-style-type: none"> 27. 構内通信線路 (1) 用途 <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・拡声 ・時刻表示 ・火災報知 ・非常警報 ・インターホン ・テレビ共同受信 ・防犯 ・制御 ・その他 () ・地中線式 (・直埋 ・管路) ・架空線式 (・直接 ・ちよう架線添架) ・建築物等添架式 (・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他 ()) ・その他 () (2) 配線方式 (3) 建柱 <ul style="list-style-type: none"> 1) 施工 ・本工事 ・既設柱利用 ・構内配電線柱に添架 ・その他 () 2) 電柱 ・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・パンザマスト ・その他 () 3) 支持材 ・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線 (保護ガード) ・有 ・無 (4) ハンドホールマンホール <ul style="list-style-type: none"> 4) 装柱材料 ・有 ・無 5) 銘板 ・有 ・無 1) 形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 3) ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 ・() 箇所 4) 重車両の通行 ・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所)) ・無 (5) 鋳鉄蓋 <ul style="list-style-type: none"> 1) 鋳鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 1) 種類 ・FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP ・厚鋼電線管 ・その他 () 2) 標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート ・2倍長 ・その他 () 4) 埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。 【その他】 28. 消火器 <ul style="list-style-type: none"> 1) 設置 ●本工事 (●建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事) ・別途工事 2) 消火器 種別 ()、数量 () 本 3) 消火器収容箱 材質 ()、数量 () 面
4. 使用資機材の適用規格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本産業規格 (JIS規格) 適合品の使用を原則とする。 <ul style="list-style-type: none"> ● 電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品 ・電気用品安全法適合品 ● 耐熱・耐火電線、耐熱・耐火ケーブル ・消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火バスタクトの適合性検査を行い合格したもの ・第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格 (JCS規格) への適合性検査を行い合格したもの ● 非常用照明器具 ・建築基準法に定める国土交通大臣認定品 ・(一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの ● 誘導灯 ・登録認定機関 ((一社)日本電気協会 (JEA誘導灯認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 制御盤 ・(一社)日本配電制御システム工業会規格 (JSIA規格) 適合品 ● 消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火災通報装置、総合操作盤等の認定対象品 ・登録認定機関 ((一財)日本消防設備安全センター (消防用設備等認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品 ・(一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの ● 金属閉鎖形スイッチギア ・(一社)日本電機工業会規格 (JEM規格) 適合品 ● 高圧機器 (遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護継電器) ・(一社)電気学会電気規格調査会規格 (JEC規格) 適合品 ● 直流電源装置 (防災電源用) ・登録認定機関 ((一社)日本電気協会 (JEA蓄電池設備認定委員会)) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 交流無停電電源装置 ・(一社)電気学会電気規格調査会規格 (JEC規格) 適合品 ● 自家発電装置 (防災電源用) ・登録認定機関 ((一社)日本内燃力発電設備協会) の認定を受け、認定証票 (長時間形) が貼付されたもの ● 自家発電装置 (防災電源用でないもの) ・(一社)日本電機工業会規格 (JEM規格) 適合品 ● 太陽電池モジュールの支持物 ・電気設備の技術基準の解釈第46条第2項又は第3項の規定に適合するもの ● 電話用設備 (電話交換機、電話機等) ・登録認定機関 ((一財)電気通信端末機器審査協会 (JATE) 等) の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの ● 非常用放送設備 ・登録認定機関 (日本消防検定協会) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● テレビ共同受信機器 ・優良住宅部品 (BL部品) の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの ・(一社)電子情報技術産業協会スーパーハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、SHマークが貼付されたもの ● 自動火災報知設備 ・登録認定機関 (日本消防検定協会) の認定を受け、認定証票が貼付されたもの (2) 特殊仕様の資機材を使用する場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、監督員の承諾を得るものとする。

凡例	
☒	フルサイズ 300×300×200 鋼板製
☒ _{WP}	フルサイズ 300×300×200 SUS WP
ア	CVT 38° E5.5° (HI54) 倉庫内露出配管
イ	CVT 38° E5.5° (HI54) 壁面露出配管
ウ	CVT 38° E5.5° (メッセン吊り22°) 架空配線
エ	CVT 38° E5.5° (ブリカ50) 壁面露出配管
★	壁貫通処理
☆	防火区画貫通処理

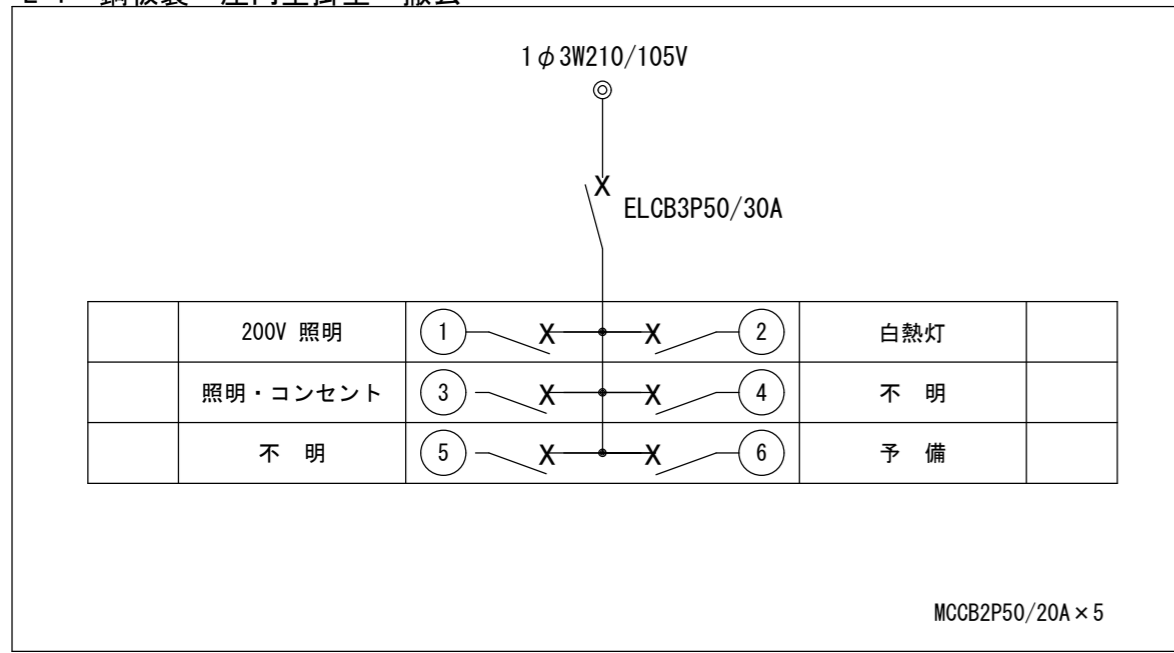


配置図 S=1:500

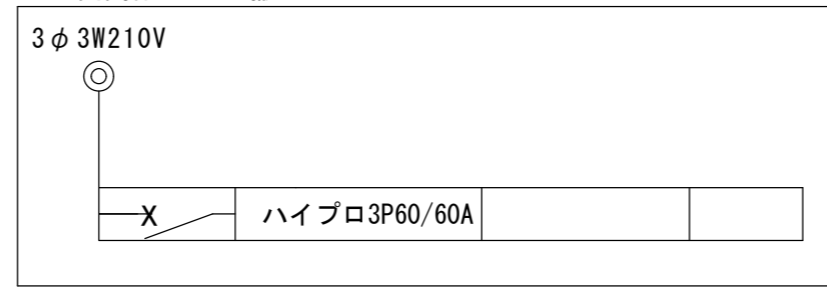
< 凡例 >

	改修工事部分を示す
	その他建物を示す

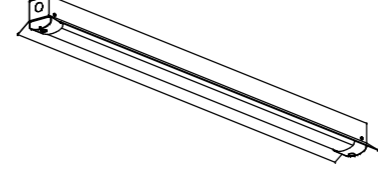
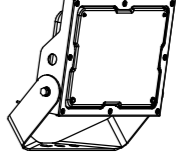
L-1 鋼板製 屋内壁掛型 撤去



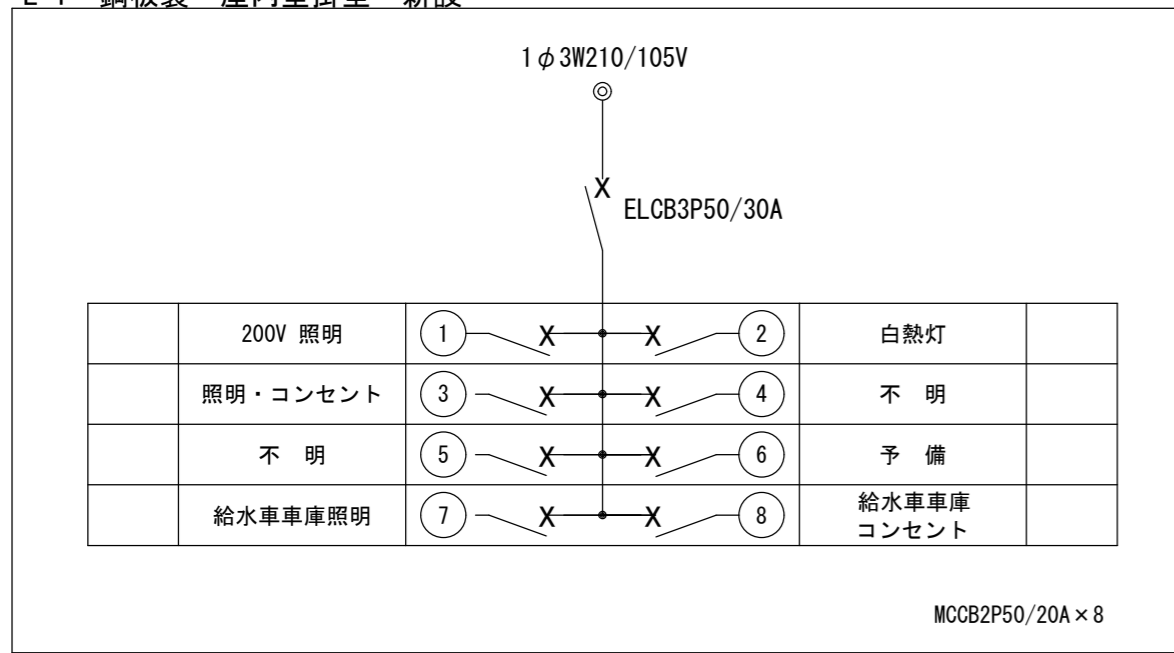
M-1 開閉器盤 WP 撤去



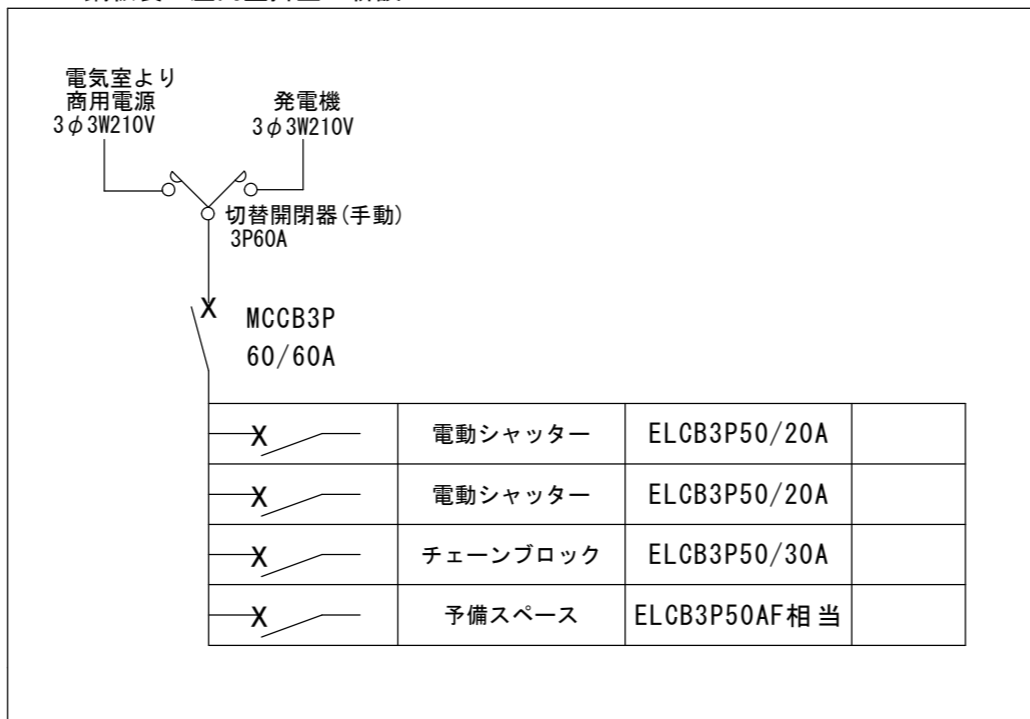
照明器具姿図(参考)

A465	LED 笠付ベースライト 防湿防雨型	B25	LED 投光器 水銀灯 250形相当
 <p>屋白色 : 5000K 消費電力 : 43.1W 器具光束 : 6,900 lmタイプ 参考品番 : XLW462KENZLE9</p>		 <p>電源内蔵型、広角タイプ配光 消費電力 : 68.2W 器具光束 : 9,500 lm 落下防止ワイヤー付、耐雷サージ : 15kV 参考品番 : NYS15240LE9</p>	

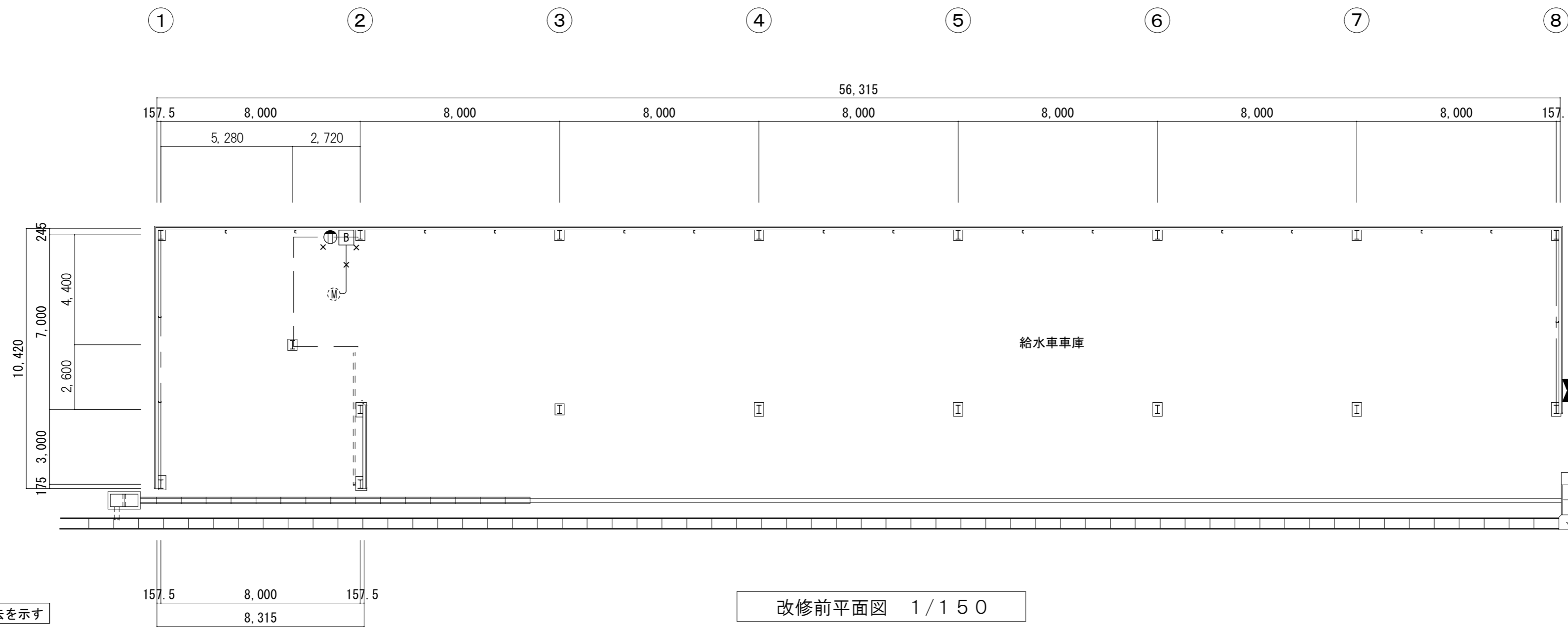
L-1 鋼板製 屋内壁掛型 新設



M-2 鋼板製 屋内壁掛型 新設



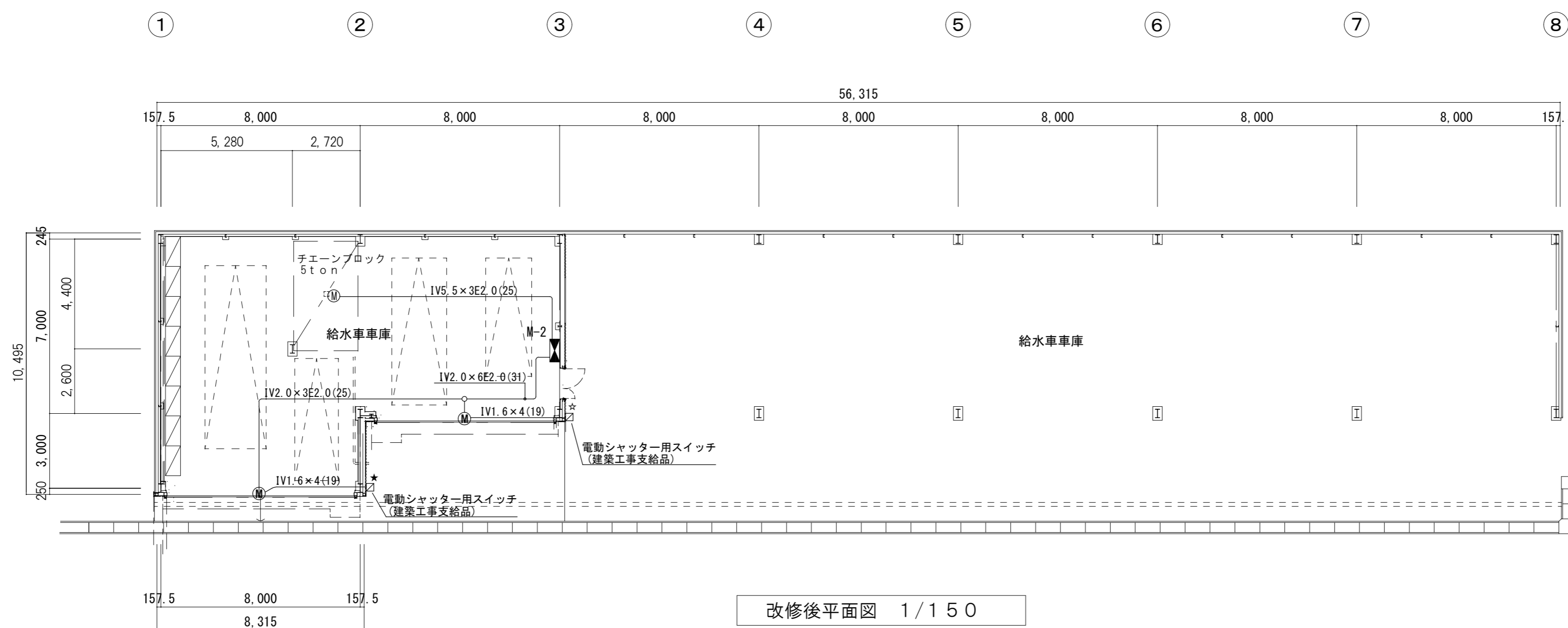
[原図A2]



凡例

B	手元開閉器 3P15A
D	コンセント 4P15A
—	IV5.5×3E2.0(25)

改修前平面図 1/150

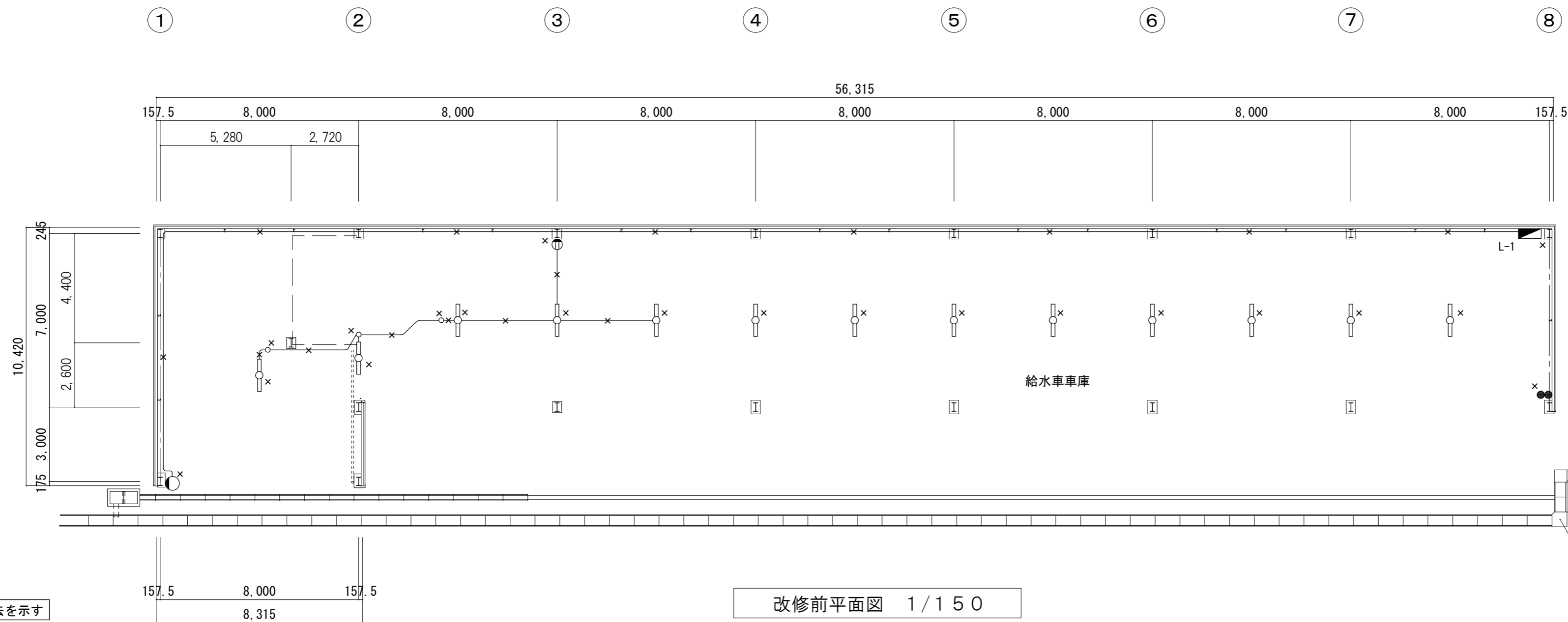


凡例

★	壁貫通処理
☆	防火区画貫通処理

改修後平面図 1/150

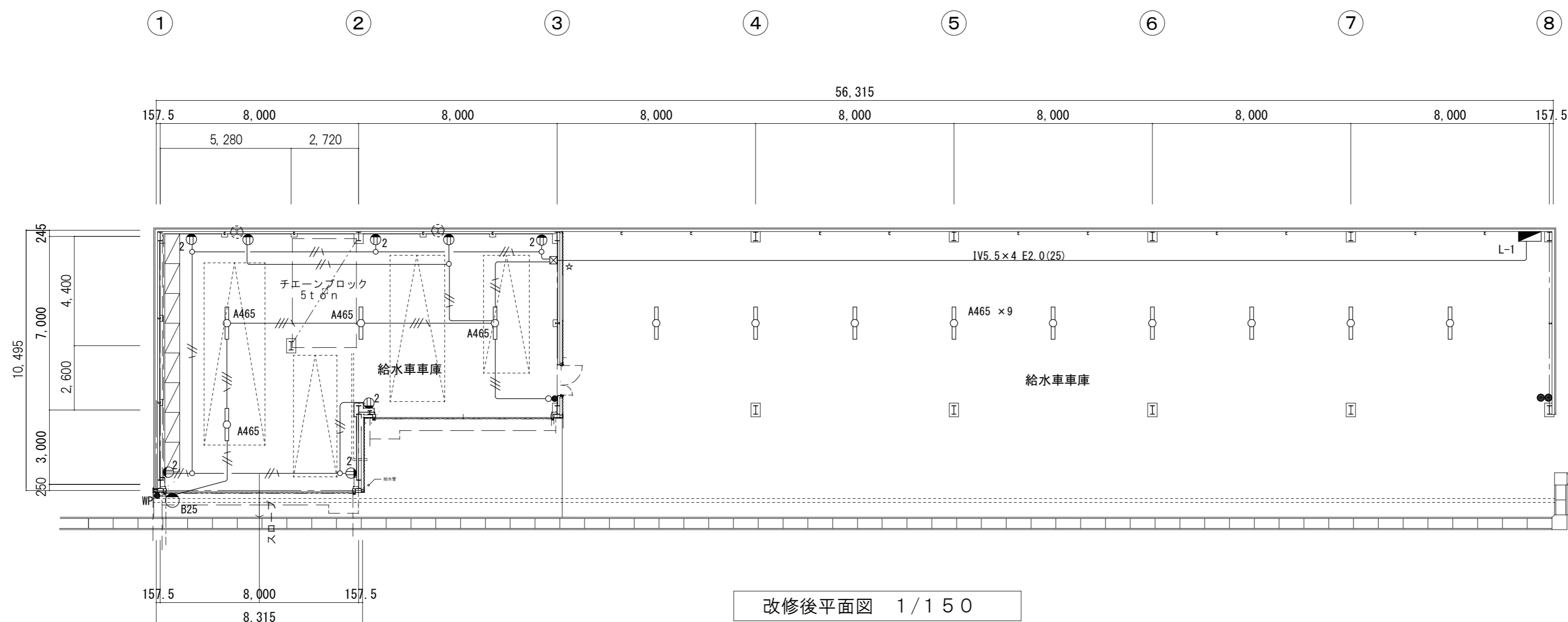
[原図A2]



凡例

—	IV2.0×2 (19)
○	照明器具 FL40W×1 (笠付)
●	照明器具 投光器
●	スイッチ 1P15A×2
⊕	コンセント 2P15A×2

改修前平面図 1/150



凡例

⊠	ブレース 200×200×100 鋼板製
—	IV2.0×2 E1.6 (25)
—	IV2.0×3 E1.6 (25)
—	IV1.6×3 (25)
—	IV1.6×2 (19)
⊕	コンセント 2P15A×1
⊕ ₂	コンセント 2P15A×2E・ET付
● _{WP}	スイッチ 1P15A×1 防雨型
●	スイッチ 1P15A×1+PL×1
●	スイッチ 1P15A×2
☆	防火区画貫通処理

改修後平面図 1/150

※ 横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下 125A以上	- -	2m以下 3m以下
ビニル管	80A以下	-	1m以下
耐火二層管	100A以上	-	2m以下
鋼管			
鍍鉄管	標準図による		

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管	-	50A~100A	125A~
鍍鉄管			
ビニル管			
耐火二層管	25A~40A	50A~100A	125A~
鋼管			

※ 冷媒用鋼管の横走り管の支持間隔

基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下 ※ 液管・ガス管共吊りの場合は液管の外径を基準とする。
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下
形鋼振れ止め支持間隔は、鋼管に準ずる。

(2) ダクト工事

- 矩形ダクト □ 亜鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC, SGCCA) 鍍金付着Z18以上
□ ステンレス鋼板 JIS G4305
- 工法 □ アングルフランジ工法
□ 共振フランジ工法
□ スライドオンフランジ工法
- 形鋼補強 □ 山形鋼 JIS G 3101 □ SUS鋼材 JIS G 4317
- 丸ダクト □ スパイラルダクト
□ 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保温塗装工事

- 1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面に明記すること。
- グラスウール保温材 保温筒 JIS A 9504 2号 40K (屋内一般等) 保温板、保温帯 JIS A 9504 2号 40K
- 給水管 □ 排水管 □ 給湯管 □ 消火管 (露出部)
□ 蒸気管 (往) □ 蒸気管 (還) □ 冷水・冷温水管 □ 冷媒管 (屋外等)
- 給湯管 (70℃以上) □ 温水管 □ 蒸気管 □ 冷水・冷温水管
□ 冷媒管 □ □ □ □
- ロックウール保温材 保温板、保温帯、ブランケット (防火区画貫通部等) 1号 JIS A 9504
- 給水管 □ 排水管 □ 給湯管 □ 温水管
□ 蒸気管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷媒管 □ 消火管
- ポリスチレンフォーム保温材 保温筒 JIS A 9511 3号 (屋内一般等) 保温板 JIS A 9511 3号
- 給水管 □ 排水管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷水管 (2~4℃)
□ プライン管 □ □ □ □ (屋外等)
- 給水管 □ 排水管 □ 給湯管 □ 冷水・冷温水管
□ プライン管 □ 消火管 □ □ □
- 合成樹脂調合ベイト塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ベイト) 1種 (露出)
- 給水管 □ 排水管 □ 通気管 □ ドレン管
□ ガス管 □ 消火管 □ 油管 □ 冷却水管
□ ダクト (亜鉛鉄板製) □ ダクト (鋼板製)
- さび止めベイト塗り塗料 JIS K 5621 (一般用錆止めベイト) 2種 (露出)
- 蒸気管 (往) □ ダクト (鋼板製)
- アルミニウムベイト塗り塗料 JIS K 5492 (アルミニウムベイト) 下塗りは錆止めベイト
- 蒸気管 (還)

2) 保温厚

・ グラスウール、ロックウール

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯	~80A	100~150A	-	200A~	-
膨張・温水・消火管					
蒸気管	~25A	-	32~50A	65A~	-
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	~25A	32~200A	250A~

・ ポリスチレンフォーム

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	~80A	100A~	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	~25A	32~200A	250A~	-
冷水管 (冷水温度2~4℃)	-	-	~20A	25A~100A	125A~	-
プライン管	-	-	-	~25A	32~80A	100A~

・ 機器ダクト保温厚

保温厚	
25mm	ダクト(屋内露出 [機械室、書庫、倉庫]、隠蔽部)、消音チャンパー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)
50mm	ダクト(屋内露出 [一般居室、廊下])、サブライチャンパー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部 (ロックウール)
75mm	煙道 (ロックウール)

3) 種別

給排水衛生設備配管の保温仕様

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	75kg/㎡以上
天井内・P S内	75kg/㎡以上化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ		
暗渠内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色75kg/㎡以上
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

※ 1) 排水管については、上表暗渠内 (ビット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※ 2) サヤ管工法：架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
※ 3) 消火管の外部露出は保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	アルミガラスクロス仕上	
(温水・蒸気管以外)					
暗渠内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上	

※ 1) 冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別
□ 保温化粧ケース仕上 □ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク					
鋼板製タンク	鉄	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板仕上 (屋内)
冷水・冷温水ヘッダ					
温水・膨張・還水					
貯湯タンク	鉄	保温板	鉄線		SUS鋼板仕上 (屋内)
温水・蒸気ヘッダ					
熱交換器					

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンパー・煙道 保温仕様

	1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	鉄	保温板	カラー鉄板
	機械室	鉄	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、D S内	鉄	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所	鉄	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線 SUS鋼板
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板
	機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋内隠蔽、多湿箇所	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋外露出、多湿箇所	保温帯	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線 SUS鋼板
サブライチャンパー	鉄	保温板	ガラスクロス		銅亀甲金網
消音チャンパー、エルボ	鉄	保温板	ガラスクロス		
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽	鉄	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
排煙ダクト円形	屋内隠蔽	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
煙道	プランケ	鋼板			カラー鉄板

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。

※ 2) 煙道ブランケットは、JIS G 3554 (亀甲金網) による亜鉛鍍金を施した網目呼称16線径0.55の金網又はRWA S 021による防錆処理を施した平ラソ0号で外面補強したものを使用。

※ 3) 銅亀甲金網は、JIS H 3260 網目呼称10、線径0.5を使用。

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種類	塗り回数			備考
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管	露出	合成樹脂調合ベイト	1	1	1	下塗りはさび止めベイト
黒管	露出	合成樹脂調合ベイト	2	1	1	下塗りはさび止めベイト

※ 1) わじ切りした部分の鉄面は、さび止めベイト2回塗りを行う。

4) 施工

ダクト保温施工範囲

1. SA □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ()
2. EA □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ()
3. RA □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ()
4. OA □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ()

チャンパー内貼施工

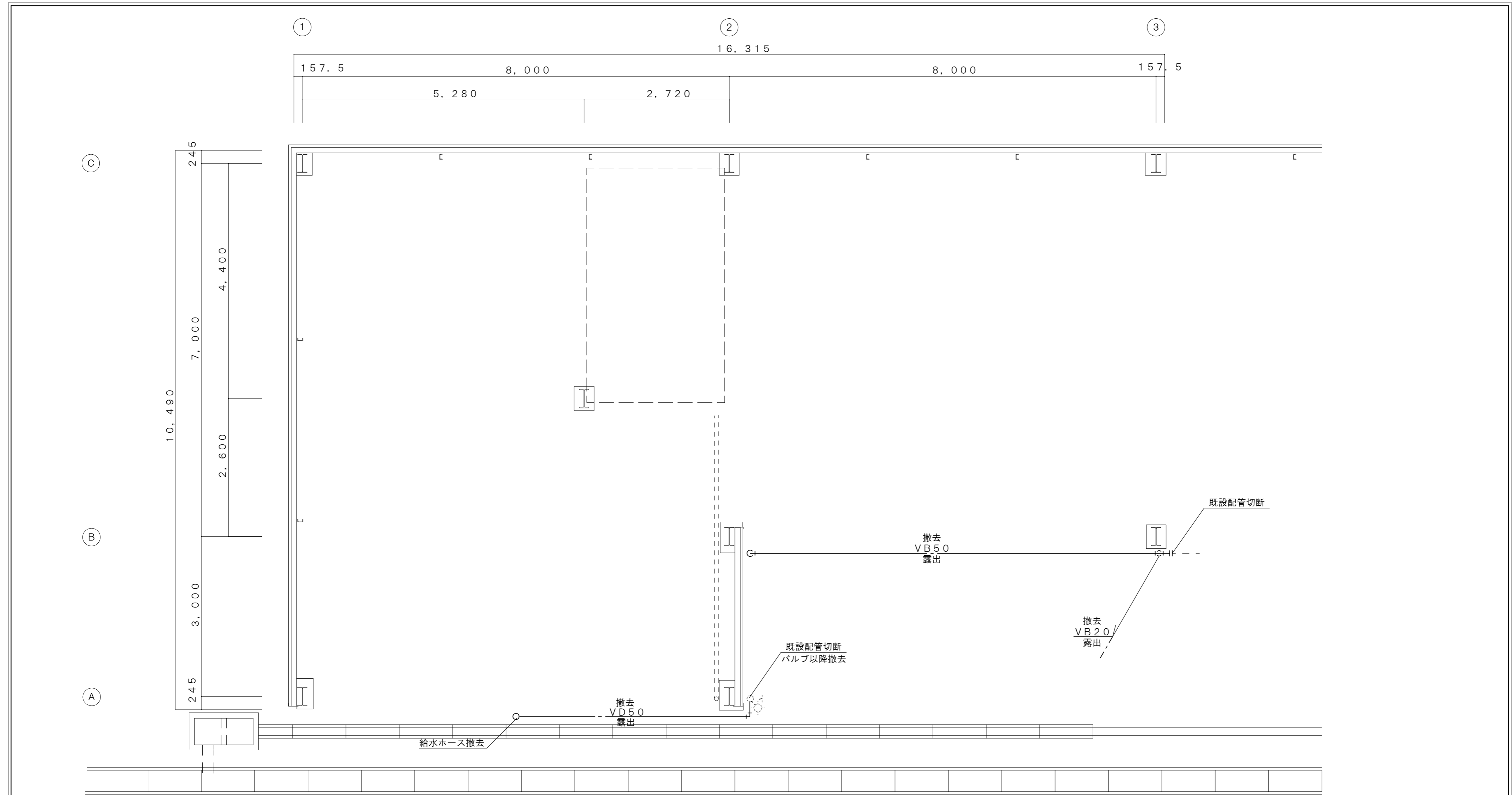
- 内貼あり (mm) □ 内貼なし □ 図面による □ その他 ()

(4) スリーブ工事

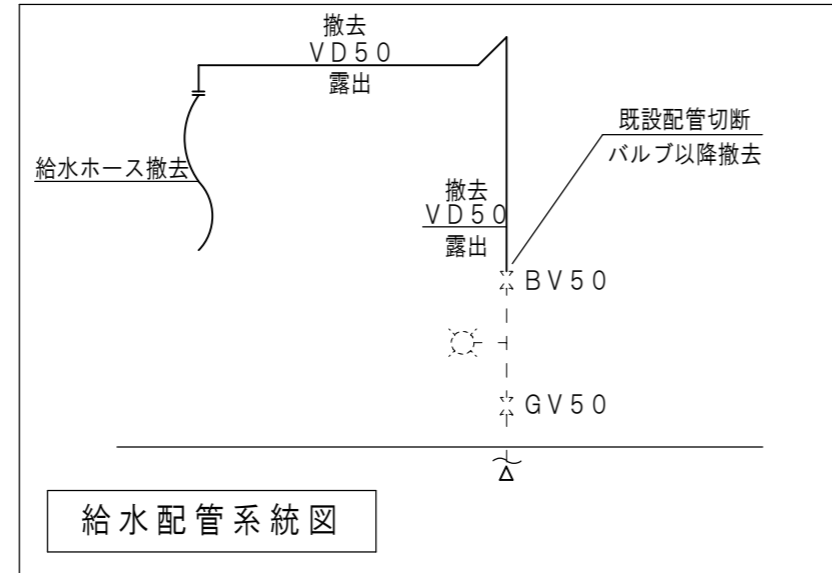
1. 管スリーブの径は、原則として、管の外径 (保温されるものは、保温厚を含む) より40mm程度大 (=2サイズUP) なるものとする。
箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板 (実管ダクト) とする。
2. 地中部分のスリーブは、塩化ビニル管 (VU) とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
3. その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前に必ず撤去のこと。

共通事項

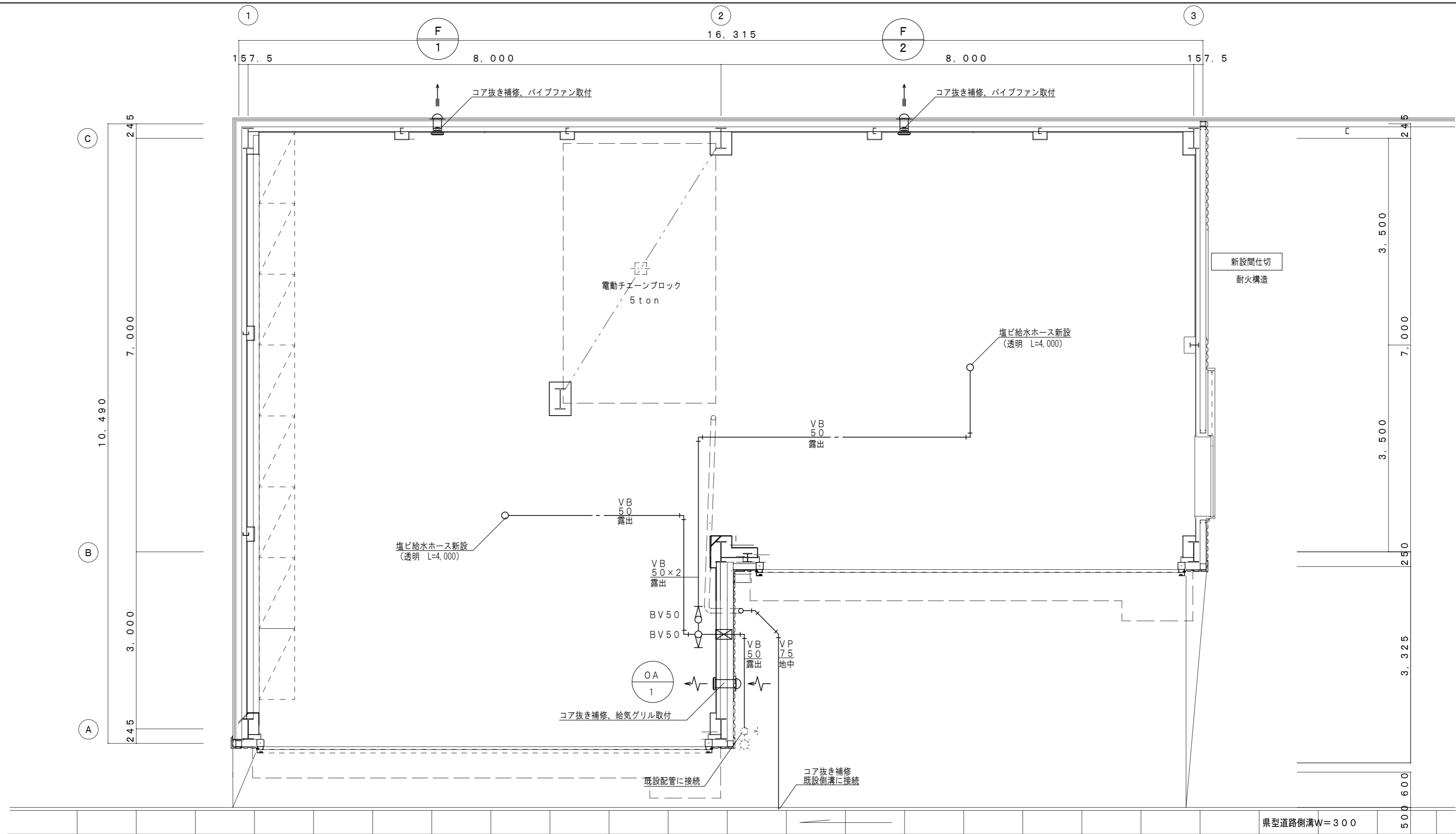
- 1) 陸上ポンプ、送排風機 (エアハン含む) の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
- 2) 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
- 3) 系統が分かるように、必要箇所 (機械室、P S内等) に文字書き・矢印記入・バルブ取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
- 4) 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
- 5) 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
- 6) 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、標準仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
- 7) 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工管理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
- 8) 雨がかり部に取り付けるガラのチャンパーには、水抜きを設けること。
- 9) 屋外埋設管 (給水、消火、ガス) には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設機を施工すること。
- 10) 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持架を使用すること。
- 11) 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
- 12) 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
- 13) 地中埋設配管については、下記の次対策を講ずること。
・ 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
・ 接続箇所は必要に応じてコンクリートで保護する。
・ 土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
・ 呼び径100A以下はM10、125A~250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
- 14) 屋外露出及び多湿箇所 (トレンチット等) の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
- 15) 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。
- 16) 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行うこと。
- 17) 送風機用ベルトカバーには裏カバー及び点検口を設けること。



凡例	
	撤去箇所を示す
	既設箇所を示す
	既設配管切断箇所を示す
	仕切弁
	水栓



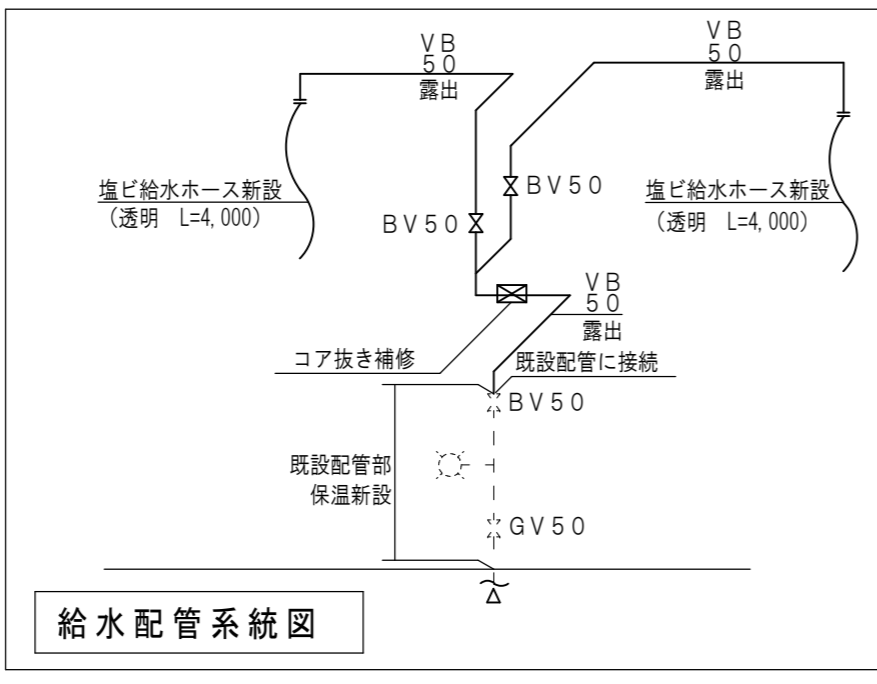
改修前 平面詳細図 1/50



県型道路側溝W=300

凡例	
	改修箇所を示す
	既設箇所を示す
	コア抜き補修箇所を示す
	仕切弁
	水栓

注記)
土間・舗装はつり復旧、仕上げ補修は建築工事とする。
配管架台は溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
外壁の塗材に石綿含有しているとみなすため、適正に処理及び処分を行うこと。
既設配管についても保温を行うこと。
保温仕様は全てポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上とする。



換気機器表

機器番号	機器名称 参考型番	形式・仕様		電気容量		台数	備考
				電源 (V)	消費電力 (W)		
F 1	パイプファン V-12PS8 (三菱)	形式	角型グリル 電気式シャッター (電源コードプラグ付)	1φ-100	6.5	1	
		パイプ径	150 φ				
		風量	110 m ³ /h 7 Pa				
F 2	パイプファン V-08PS8 (三菱)	形式	角型グリル 電気式シャッター (電源コードプラグ付)	1φ-100	4.6	1	
		パイプ径	100 φ				
		風量	70 m ³ /h 7 Pa				
OA 1	給気グリル P-18GLF6 (三菱)	形式	壁付形格子グリル	---	---	1	
		パイプ径	150 φ				
		風量	m ³ /h Pa				
	付属品	SUS深形フード (防虫網付)、他一式共					

[原図A2]